



相良村 男女共同参画計画 (第3次)

▶令和8（2026）年度～令和12（2030）年度



令和8年3月
熊本県 相良村



目次

第1章 相良村男女共同参画計画策定の概要	1
1. 策定の趣旨	1
2. 世界の動向	3
3. 国の動向	5
5. 県の動向	7
4. 計画の策定体制	8
第2章 相良村の現状	9
1. 人口等の状況	9
2. 雇用・就労の状況	12
3. 相良村の女性の参画状況	16
4. アンケート調査結果	22
5. 計画の数値目標達成状況について	52
第3章 計画の基本的な考え方	53
1. 計画の基本理念	53
2. 計画の基本目標	55
3. 計画の重点目標	56
重点目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	56
重点目標2 男女が共に参画する社会づくり	56
重点目標3 健康で安心して暮らせるむらづくり	56
重点目標4 女性が活躍し男女が共に働きやすい環境づくり	56
重点目標5 男女におけるあらゆる暴力の根絶	56
4. 施策の体系	57
第4章 具体的な取組	58
第5章 計画の数値目標	77
第6章 計画の推進体制	78
1. 推進体制	78
2. 計画の進捗管理	78
資料編	79

第1章 相良村男女共同参画計画策定の概要

1. 策定の趣旨

(1) 男女共同参画社会とは

「男女共同参画」とは、単に男女が共に活動に参加するだけでなく、方針の決定・企画に加わるなど、より主体的・積極的に関わっていくことを表します。そして、社会のあらゆる分野で男女が共に参画し、均等に利益を享受できる「男女共同参画社会」の形成は、世界的に重要な課題とされており、日本でも男女共同参画社会の形成に向けた取組が行われています。

(2) 男女共同参画計画策定の背景と目的

国は、平成11年に、「男女共同参画社会基本法」を施行しました。その中で男女共同参画社会について、「少子高齢化の進行等、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していくために、男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であり、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進することが重要である」とし、市町村に対しては、当該市町村における男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画である「市町村男女共同参画計画」の策定を努力義務として定めています。

本村では、平成19年に相良村における男女共同参画社会の推進に関し、村民の意見や要望を聞く場として、「相良村男女共同参画社会推進懇話会」を設置、平成24年に「相良村男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を推進してきました。

この度、令和4年に策定した「相良村男女共同参画計画（第2次）」の計画期間が終了することに伴い、これまでの村の取組を検証し、村民の意識や社会情勢の変化等をとらえるとともに、新たな課題への取組を進めていくために、「相良村男女共同参画計画（第3次）」を策定します。

(3) 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく「市町村男女共同参画計画」として策定します。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（通称：DV防止法）」に定める「市町村基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（通称：女性活躍推進法）」に定める「市町村推進計画」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（通称：女性支援新法）」に定める「市町村基本計画」を包含する計画として策定します。

【根拠法令等（抜粋）】

男女共同参画社会基本法（第14条第3項）

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（第2条の3第3項）

市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（第6条2項）

市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（第8条3項）

市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

(4) 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

また、社会情勢の変化等により変更が必要となる場合は、適宜見直しを行います。

2. 世界の動向

(1) 計画とSDGsの関連

平成27年の国連サミットで採択された「SDGs (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標))」は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた令和12年までの国際目標で、17のゴールと169のターゲットが掲げられています。

アジェンダの前文には「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメント⁷を達成することを目指す」とあり、ジェンダー平等の実現はSDGs全体の目的でもあることが示されています。また、掲げられた17の目標の1つとして「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が位置づけられています。

【SDGs 17の目標】



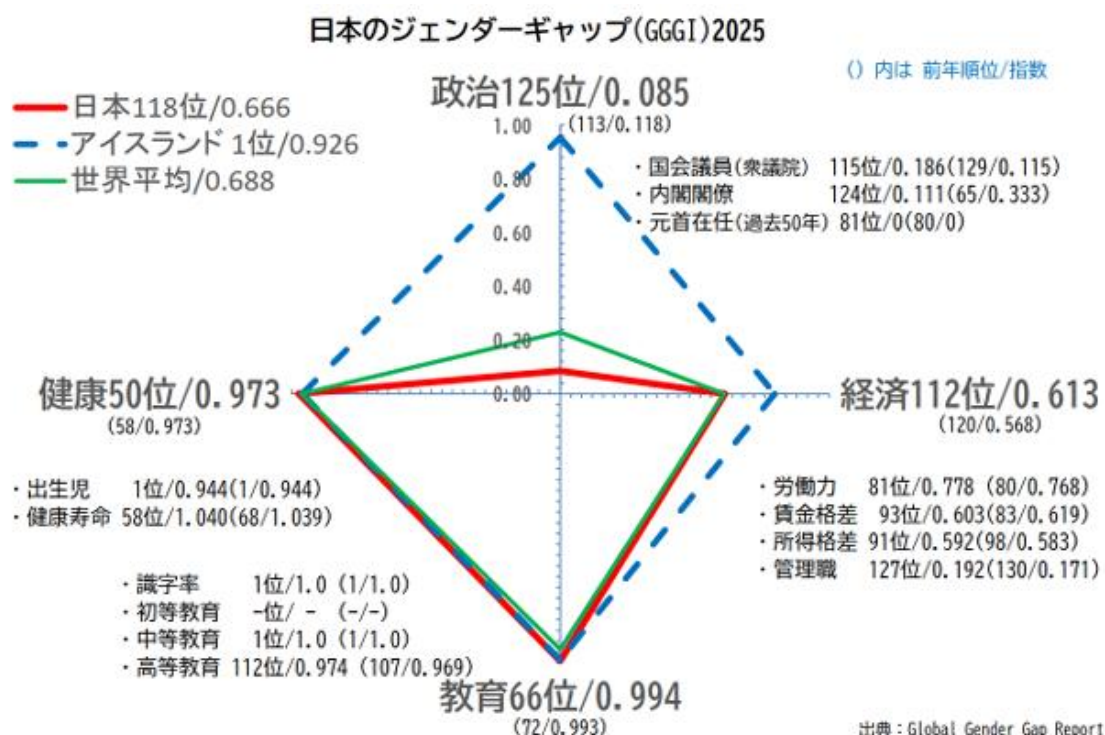
(2) ジェンダーギャップ指数 (GGGI)

令和7年6月12日に世界経済フォーラム (WEF: World Economic Forum) が各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数 (GGGI: The Global Gender Gap Index) を発表しました。この指数は、経済、政治、教育、健康の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示しています。

令和7年の日本のスコアは0.666、順位は148か国中118位となっています。前年のスコア (0.663) と比べるとわずかに上がっているものの、順位に変化はありませんでした。

1位のアイスランドと比較してみても、教育、健康の分野では大きな差はみられませんが、経済、政治の分野では世界平均を下回っている状況です。

令和7年GGGI (全148か国)					
順位	国名	ギャップ指数	順位	国名	ギャップ指数
1	アイスランド	0.926	7	モルドバ共和国	0.813
2	フィンランド	0.879	8	ナミビア	0.811
3	ノルウェー	0.863	9	ドイツ	0.803
4	イギリス	0.838	10	アイルランド	0.801
5	ニュージーランド	0.827	⋮	⋮	
6	スウェーデン	0.817	118	日本	0.666



3. 国の動向

(1) 第6次男女共同参画基本計画の策定に向けて

国は、令和2年の12月、「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画実現に向けた基本的な考え方・方向性等を定めた「第5次男女共同参画基本計画」（以下、「第5次計画」という。）を策定しました。

第5次計画期間満了に伴い、第6次男女共同参画基本計画（令和8～令和12年度）策定に向け、「多様な幸せ（well-being）の実現」を掲げ、①ライフステージに応じた多様で柔軟な働き方、②政策・方針決定過程への女性参画の拡大、③女性の所得向上と経済的自立、④ハラスメント防止、⑤教育・メディア等を通じた意識改革、⑥防災・復興における男女共同参画の徹底等を重点として整理しています。とりわけ、地域における推進（女性にも選ばれる地域づくり、地域活動の男女共同参画、官民連携の強化）、各種制度の見直し、学習・広報の充実、国際協調の推進が明確化されています。

第6次男女共同参画基本計画の概要

基本的な考え方の構成

第1部 基本的な方針

第2部 政策編

I 男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現

- 第1分野 ライフステージに応じてすべての人が希望する働き方を選択できる社会の実現
- 第2分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第3分野 女性の所得向上と経済的自立の実現
- 第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援
- 第5分野 テクノロジーの発展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進
- 第6分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
- 第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進

II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化

- 第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の支援
- 第10分野 男女共同参画の視点に立った各諸制度の整備
- 第11分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第12分野 男女共同参画に関する校区差別的な協調及び貢献

III 計画推進のための体制の整備・強化

(2) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。

理解法は、「すべての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権が享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの基本理念に基づいて、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会実現に資することを目的としています。

(3) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）

従来の売春防止法（目的：売春をなすおそれのある女子の保護更生）に基づく「婦人保護事業」という限定された女性支援のあり方から脱却・転換し、令和4年5月に「女性支援新法」が成立、令和6年4月から施行されました。生活困窮や性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻など、様々な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心して自立した暮らしができる社会の実現に寄与することを目的としています。

5. 県の動向

熊本県では、平成6年に「ハーモニープランくまもと」（計画期間：平成6～平成12年度）を策定し、性別にかかわらずすべての人がその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成を目指すための総合指針として取組体制を確立しました。

その後、平成11年6月に制定された「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号。）に基づき、平成13年3月、県における男女共同参画社会の形成に関する施策についての基本的な計画となる「熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと21）」（平成13～平成17年度）を策定し、同年12月には「熊本県男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）」を制定し、平成18年、平成23年、平成28年度と3回の改訂を経て、令和3年度からは、第5次熊本県男女共同参画計画（令和3～令和7年度）により、計画的かつ総合的に施策及び事業を実施してきました。

第5次熊本県男女共同参画計画の期間満了に伴い、第6次男女共同参画基本計画やこれまでの成果と課題、社会経済情勢の変化等を踏まえ、「第6次熊本県男女共同参画計画（令和8～令和12年度）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて更なる取組を推進することとしています。

第6次熊本県男女共同参画計画の施策の体系

【キャッチフレーズ】

「そういうもんだ」はもう終わり。自分のスタイルで挑戦できる熊本へ

基本方針1 多様な幸せ（well-being）の実現に向けた価値観の醸成

- (1) ライフステージに応じてすべての人が希望する働き方を選択できる社会の実現
- (2) あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- (3) 女性の所得向上と経済的自立の実現
- (4) 農林水産産業における男女共同参画の推進
- (5) 生涯を通じた男女の健康への支援
- (6) ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
- (7) 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- (8) 防災・復興における男女共同参画の推進

基本方針2 自分らしく生きられる社会環境の整備・充実

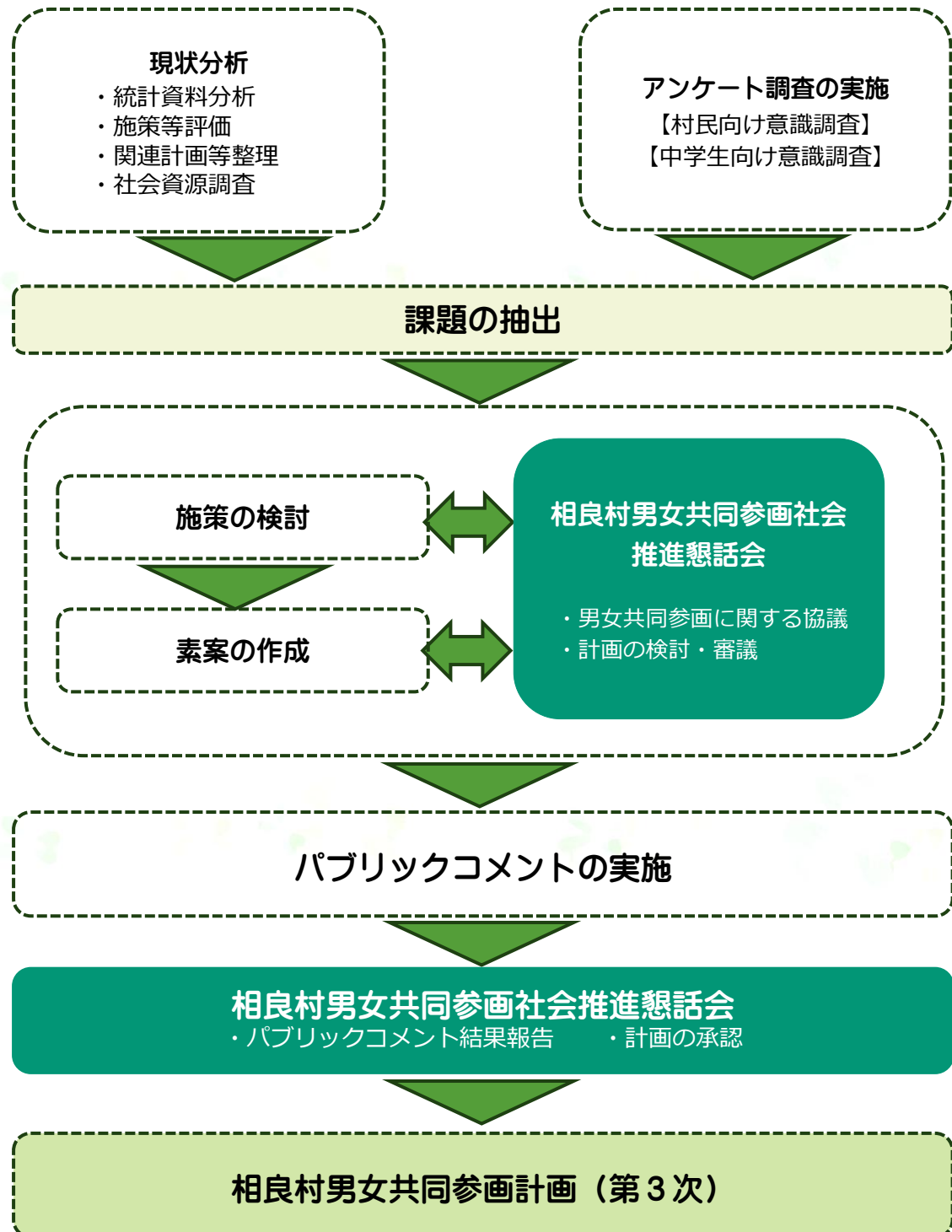
- (1) 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の支援
- (2) 男女共同参画の視点に立った各諸制度の整備
- (3) 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

基本方針3 計画推進のための体制の整備・強化

- (1) 県・市町村の推進体制の強化、国との連携
- (2) 企業や各種団体等との連携

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、村民参画による計画づくりを行うとともに、地域の課題と実情を反映することが必要であるため、相良村の男女共同参画に関する事項の協議を行う相良村男女共同参画社会推進懇話会にて、計画の検討、審議を行いました。



第2章 相良村の現状

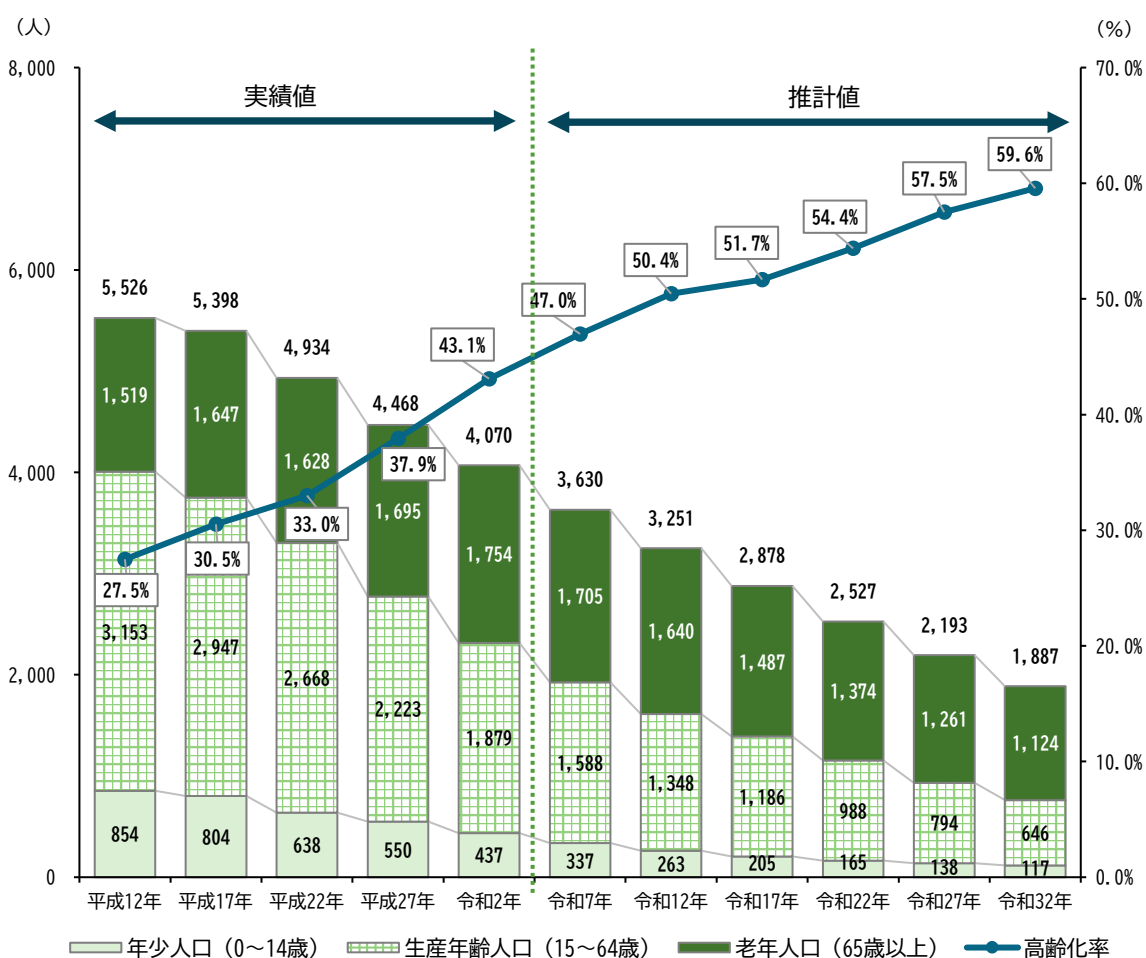
1. 人口等の状況

(1) 人口推移

本村の総人口は、平成12年の5,526人から令和2年には4,070人と約26%減少しています。

年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は年々減少し、老年人口（65歳以上）は令和2年の1,754人をピークに、減少傾向を示しています。

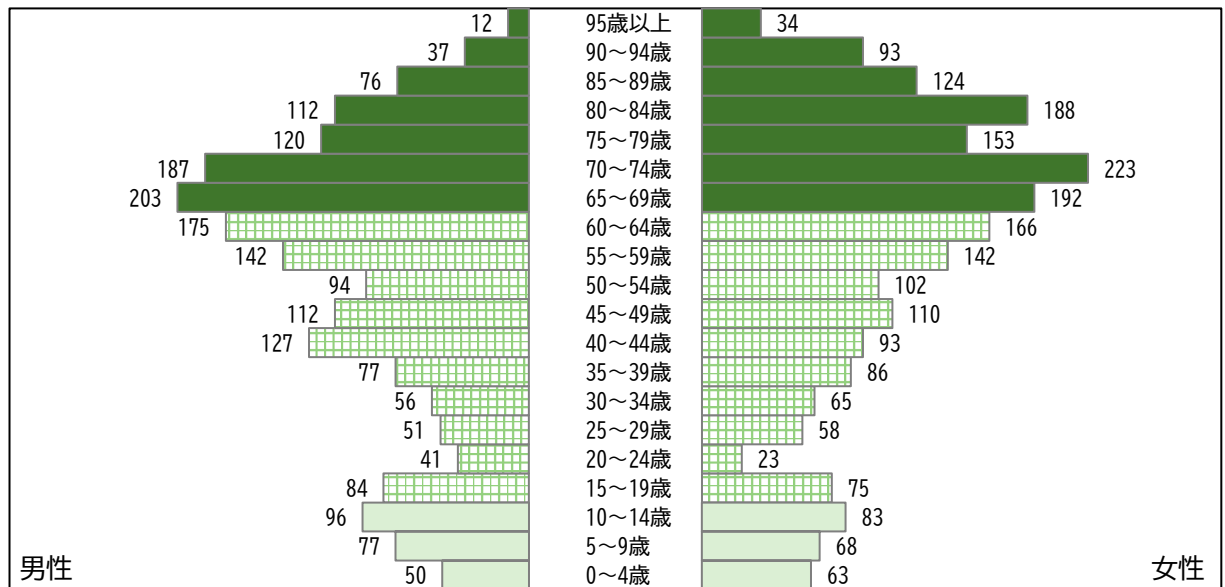
また、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、今後も人口は減少し、令和32年には、1,887人まで減少すると予測されています。老年人口（65歳以上）も令和7年以降も減少する予測ですが、総人口に占める割合は増加し、令和32年の高齢化率は59.6%と、ますます少子高齢化が進むことがうかがえます。



平成12年～令和7年出典：国勢調査
令和12年以降出典：国立社会保障・人口問題研究所

(2) 年齢別人口

令和2年の本村の年齢別人口推計は、男性65～69歳の層が、女性70～74歳の層が最も多くなり、高齢化が進行している状況がうかがえます。また、子育て世代や子育てを控えた世代にあたる20～29歳の層が、他の層と比較して少なくなっていることがわかります。

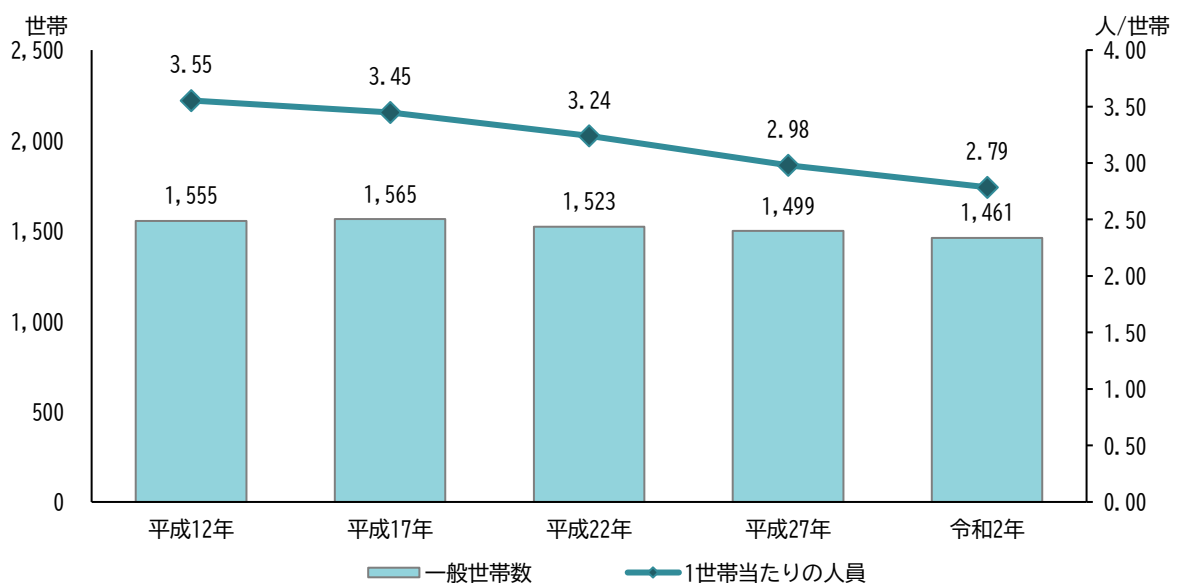


出典：令和2年国勢調査

(3) 世帯数

本村の一般世帯数は年々減少傾向で、令和2年は1,461世帯と、20年前の平成12年の世帯数から約100世帯減少しています。

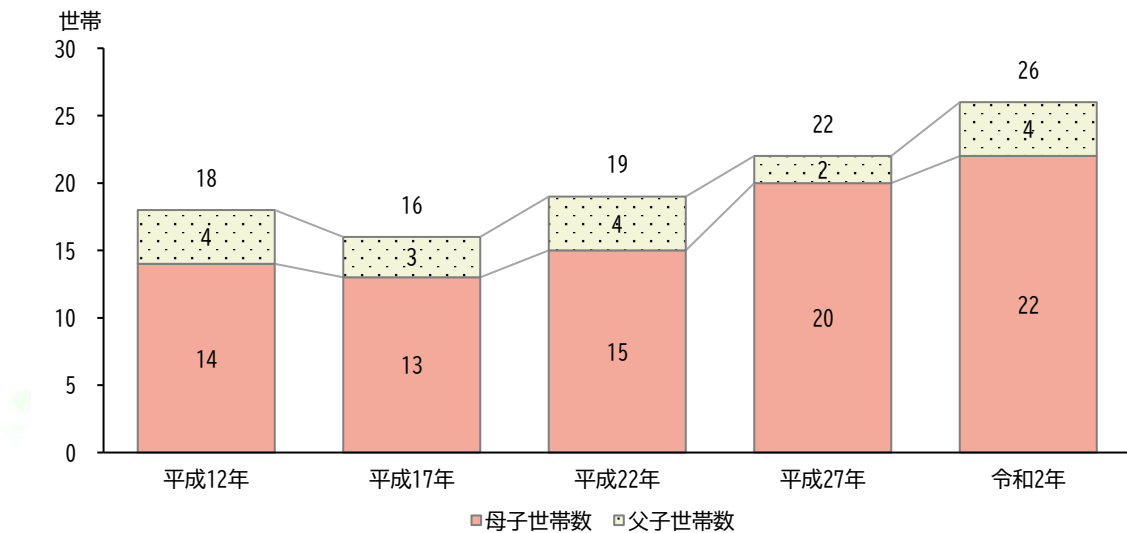
また、令和2年の1世帯当たりの人員は2.79人で、平成12年と比べると0.76人減少しています。



出典：国勢調査

(4) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯数[※]は、平成 17 年でわずかに減少しましたが、平成 22 年以降年々増加傾向にあります。

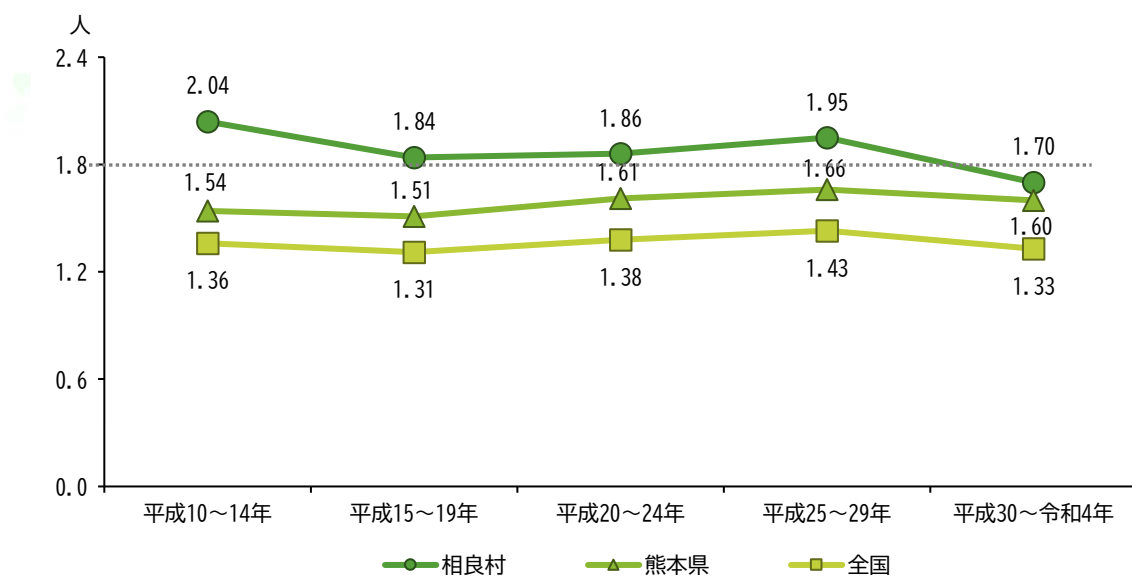


出典：国勢調査

※ひとり親世帯数：18歳未満の子どもがいる母子・父子世帯数

(5) 合計特殊出生率

本村の合計特殊出生率[※]は、国、熊本県よりも高い水準で推移しており、平成 29 年まで国が目標として掲げる合計特殊出生率 1.80を上回っていましたが、平成 30 年から令和 4 年の合計特殊出生率は 1.70 と下回っています。



出典：人口動態統計特殊報告

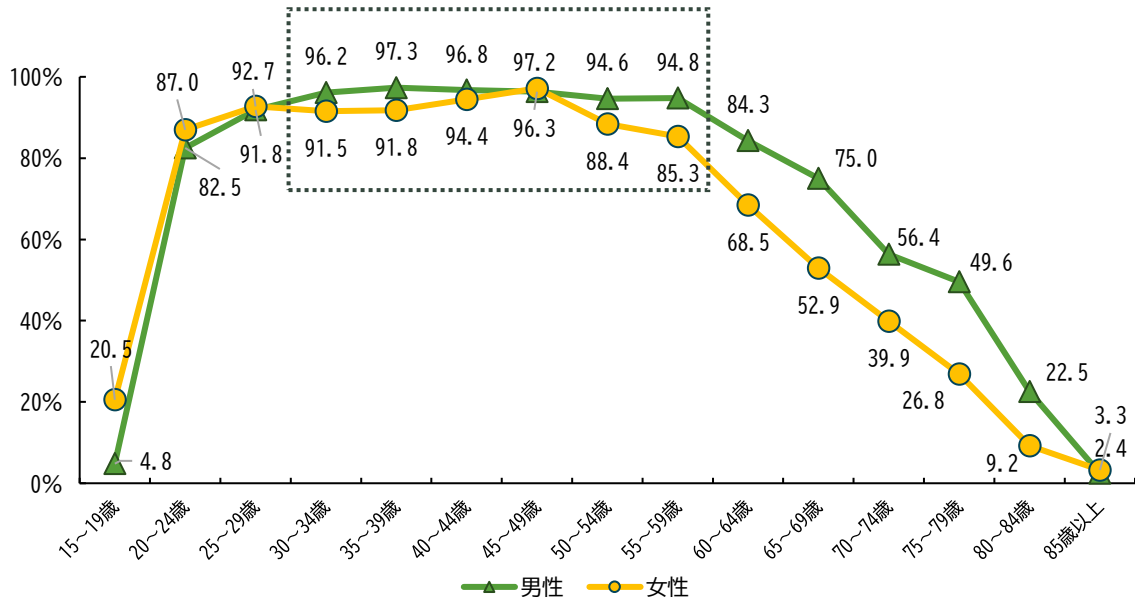
※合計特殊出生率：一人の女性が 15 歳から 49 歳までに産む子どもの数の平均を示す

2. 雇用・就労の状況

(1) 就業率

①男女別就業率

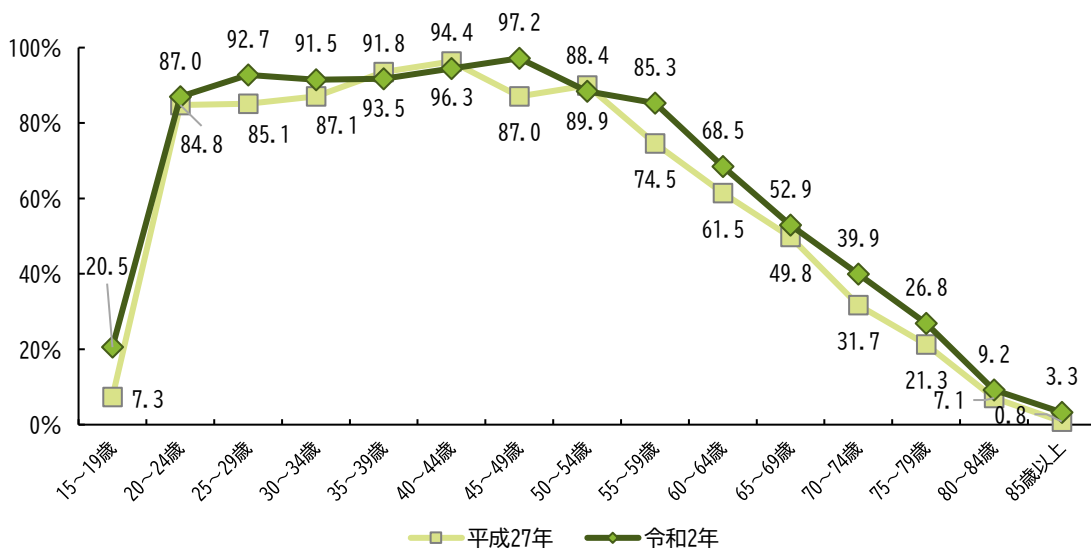
本村の就業率を男女別で比較すると、労働力の主な層を占める 20～59 歳の層では、男女ともに高い数値で推移していますが、女性は 30～44 歳で男性を下回っています。



出典：令和2年国勢調査

②平成27年・令和2年の女性就業率比較

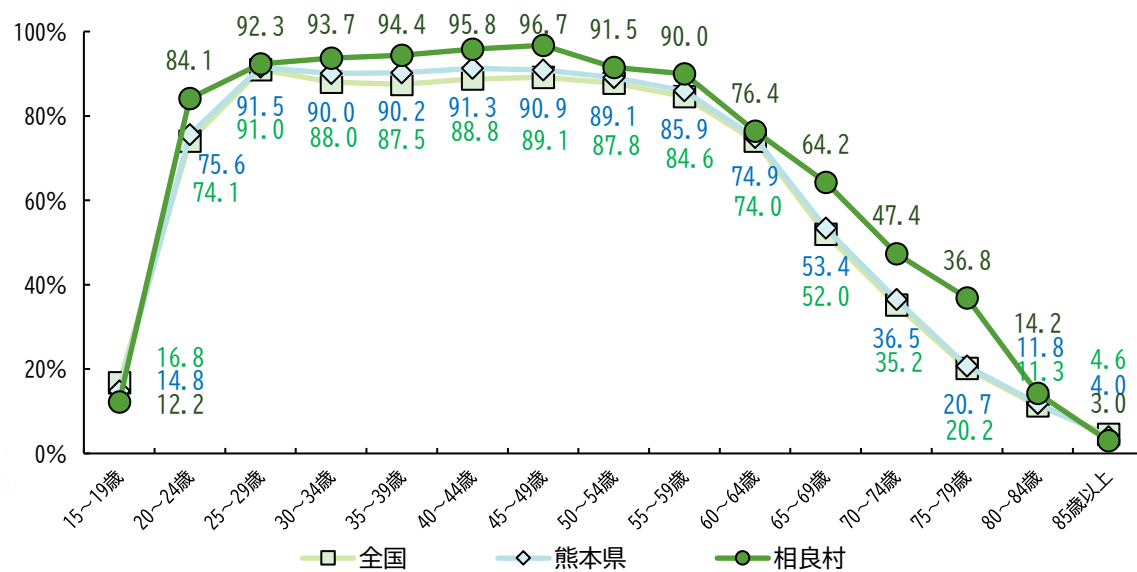
平成27年と令和2年の女性の就業率を比較すると、ほとんどの層で平成27年の数値を上回っています。



出典：平成27年・令和2年国勢調査

③国・県・相良村の女性就業率の比較

国・県と比較するとほとんどの年齢層で、国・県の上回っています。



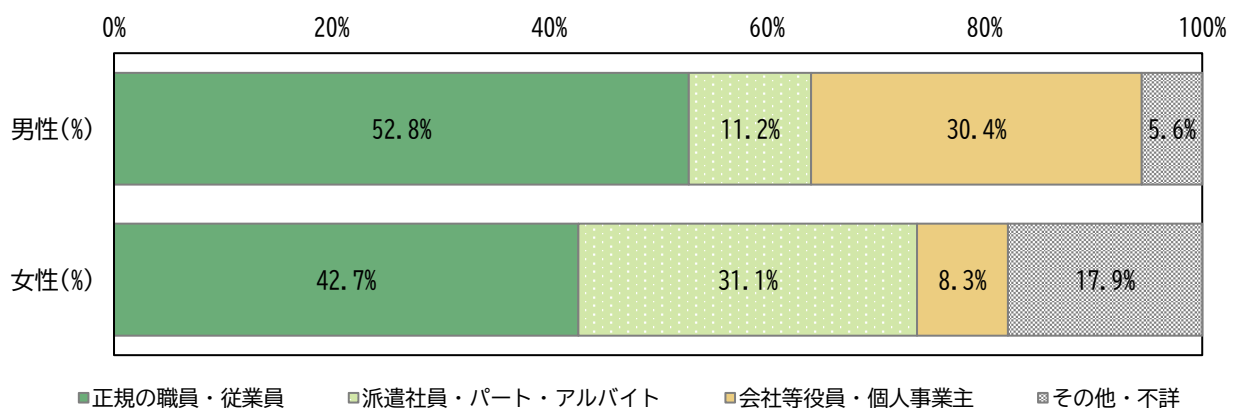
出典：令和2年国勢調査

(2) 男女別就業上の地位

本村の令和2年の就業上の地位については、男性、女性とも正規の職員・従業員が最も高くなっています。しかし、女性は男性に比べ「派遣社員・パート・アルバイト」を占める割合が31.1%と2割程度高くなっています。

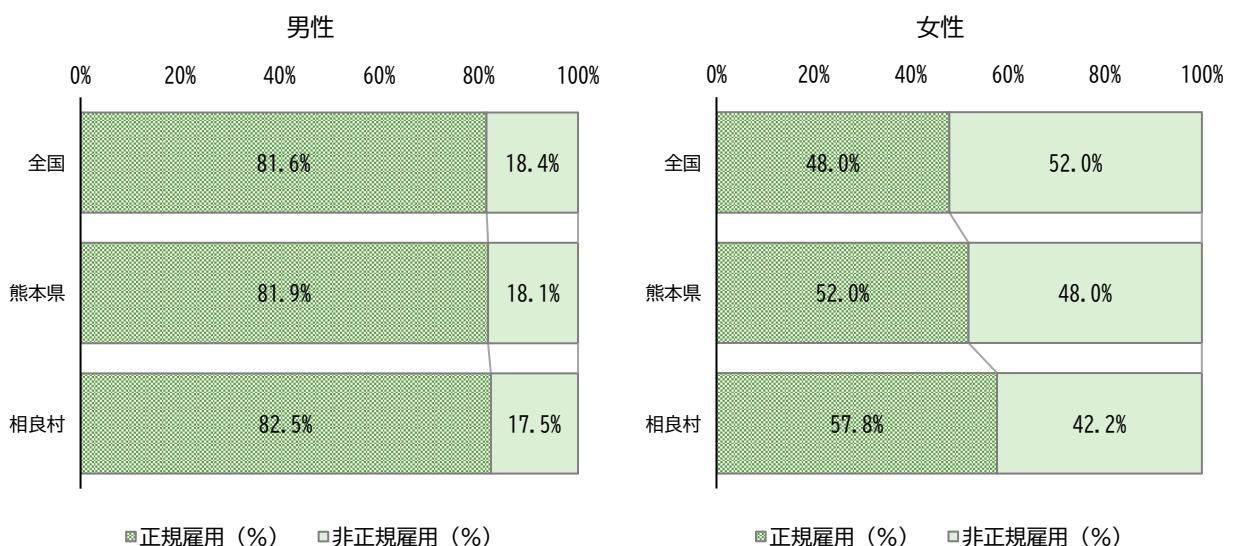
また、正規雇用・非正規雇用の割合を国や県と比較すると、男女ともに国・県と比べて正規雇用の割合が高くなっています。

■男女別従業上の地位



出典：令和2年国勢調査

■男女別国・県・相良村の従業上の地位の比較



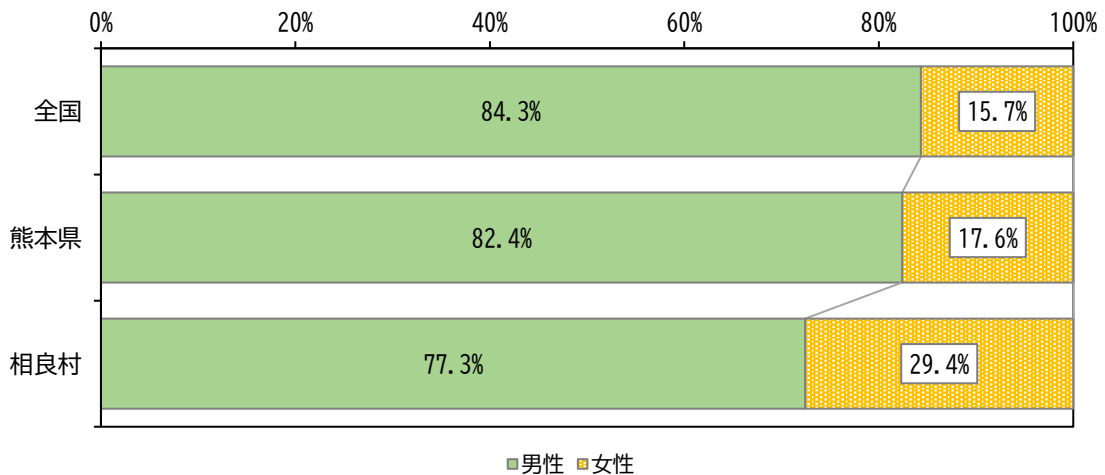
出典：令和2年国勢調査

※正規雇用：正規雇用労働者。勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者を指す。

※非正規雇用：非正規雇用労働者。勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者を指す。

(3) 管理職等における男女の割合

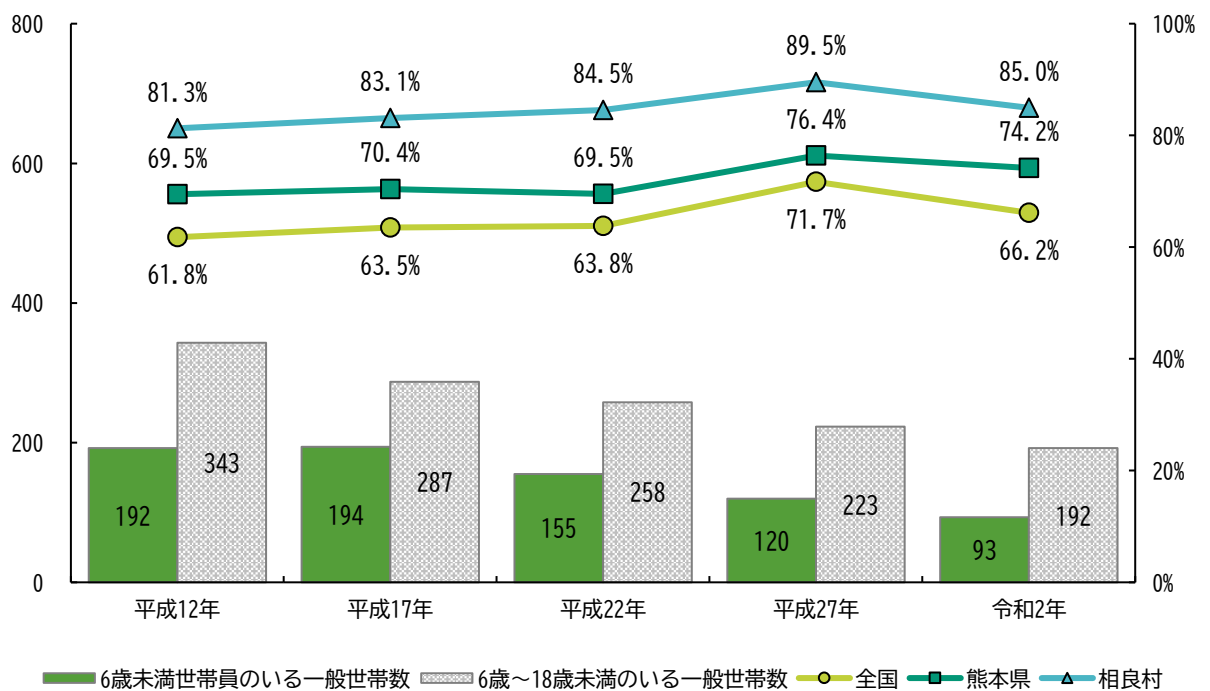
管理職等における男女の割合については、本村の女性管理職等の割合は 29.4%と、国・県と比較して高くなっています。



出典：令和2年国勢調査

(4) 子育て世代における女性の就業率

本村の18歳未満の子どもがいる世帯数は年々減少していますが、子育て世代*における女性の就業率については、国・県と比較しても高い割合となっています。



出典：国勢調査

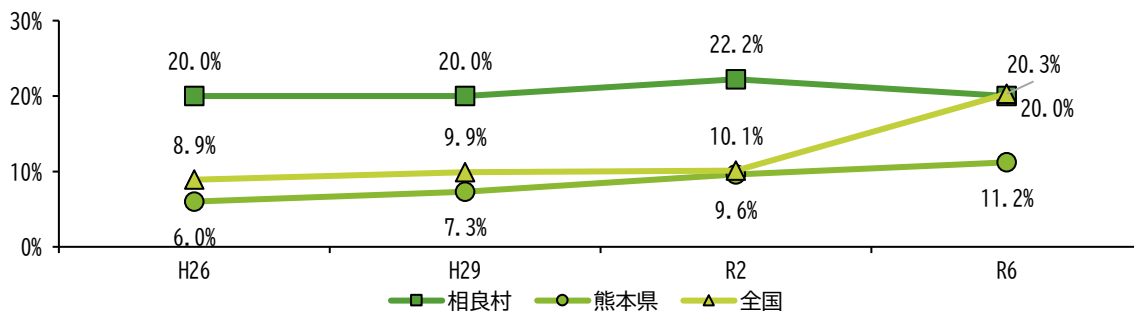
*子育て世代…20歳～49歳と仮定した各歳就業率の平均

3. 相良村の女性の参画状況

(1) 議員・課長等の状況

本村議会における女性議員の比率、公務員の課長職・課長補佐相当の登用状況については、おおむね国・県を上回って推移しています。

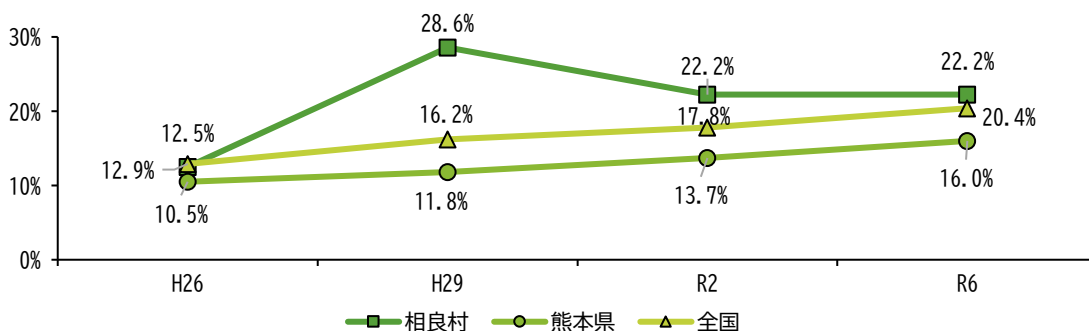
■議会における女性議員の比率



年度	相良村			熊本県 (町村)	全国 (町村)
	村議会議員数	うち女性議員	女性比率		
H26	10	2	20.0%	6.0%	8.9%
H29	10	2	20.0%	7.3%	9.9%
R2	9	2	22.2%	9.6%	10.1%
R6	10	2	20.0%	11.2%	20.3%

出典：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

■女性公務員の課長職相当の登用状況（市区町村）



年度	相良村			熊本県 (市区町村)	全国 (市区町村)
	課長級以上	うち女性職員	女性比率		
H26	8	1	12.5%	10.5%	12.9%
H29	7	2	28.6%	11.8%	16.2%
R2	9	2	22.2%	13.7%	17.8%
R6	9	2	22.2%	16.0%	20.4%

出典：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

■課長補佐相当の登用状況（市区町村）

年度	相良村			熊本県 (市区町村)
	課長補佐	うち女性職員	女性比率	
H29	7	7	100.0%	20.7%
R2	10	7	70.0%	25.4%
R6	20	9	45.0%	28.6%

出典：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

(2) 委員会・審議会の状況

本村の委員会の女性委員の登用状況は、令和2年度まで2割未満でしたが、令和6年度に7名となり、女性比率が2倍近く増加し、熊本県を12.3ポイント上回っています。

審議会等における女性委員の登用状況は、すべての年度で1割台となり、全国・県を10ポイント以上下回っています。

■地方自治法第180条の5に基づく委員会等の女性委員の登用状況

年度	相良村			熊本県 (市区町村)
	委員総数	うち女性委員	女性比率	
H26	27	3	11.1%	11.4%
H29	28	3	10.7%	12.1%
R2	23	4	17.4%	15.2%
R6	23	7	30.4%	18.1%

出典：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

■地方自治法第202条の3に基づく審議会等における女性委員の登用状況

年度	相良村			熊本県 (市区町村)	全国 (市区町村)
	村議会議員数	うち女性議員	女性比率		
H26	96	13	13.5%	21.3%	25.1%
H29	135	14	10.4%	21.5%	26.2%
R2	81	11	13.6%	21.7%	27.1%
R6	77	8	10.4%	25.1%	29.0%

出典：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

(3) 令和7年度審議会、市町村防災会議の状況

令和7年度の審議会等における女性委員の登用状況をみると、教育委員会は4名中3名と女性比率が高い一方で、監査委員は2名中0名となっています。

市町村防災会議における女性の登用状況は、令和2年度に引き続き3名で、女性比率は国・県をわずかに下回っています。

■令和7年度の審議会等における女性委員の登用状況

	委員総数	うち女性委員	女性比率
教育委員会	4	3	75.0%
選挙管理委員会	4	1	25.0%
監査委員	2	0	0.0%
農業委員会	10	2	20.0%
固定資産評価審査委員会	3	1	33.3%

出典：相良村役場企画商工課

■市町村防災会議における女性の登用状況

年度	相良村			熊本県 (市区町村)	全国 (市区町村)
	委員総数	うち女性委員	女性比率		
H26	33	3	9.1%	5.9%	
H29	35	3	8.6%	6.9%	
R2	35	3	8.6%	7.6%	8.8%
R6	35	3	8.6%	9.5%	11.2%

出典：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

(4) 地域の状況

自治会長の女性の登用状況は令和2年に引き続き1名となっています。

消防団員における女性の登用状況は、令和6年度は11名となっており、熊本県の平均を上回っています。

■自治会長（区長）における女性の登用状況

年度	相良村			熊本県	全国
	総数	うち 女性自治会長	女性比率		
H26	18	0	0.0%	2.7%	4.7%
H29	18	0	0.0%	2.8%	5.4%
R2	18	1	5.6%	3.3%	6.1%
R6	18	1	5.6%	3.5%	7.3%

出典：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

■消防団員における女性の登用状況（令和7年3月31日時点）

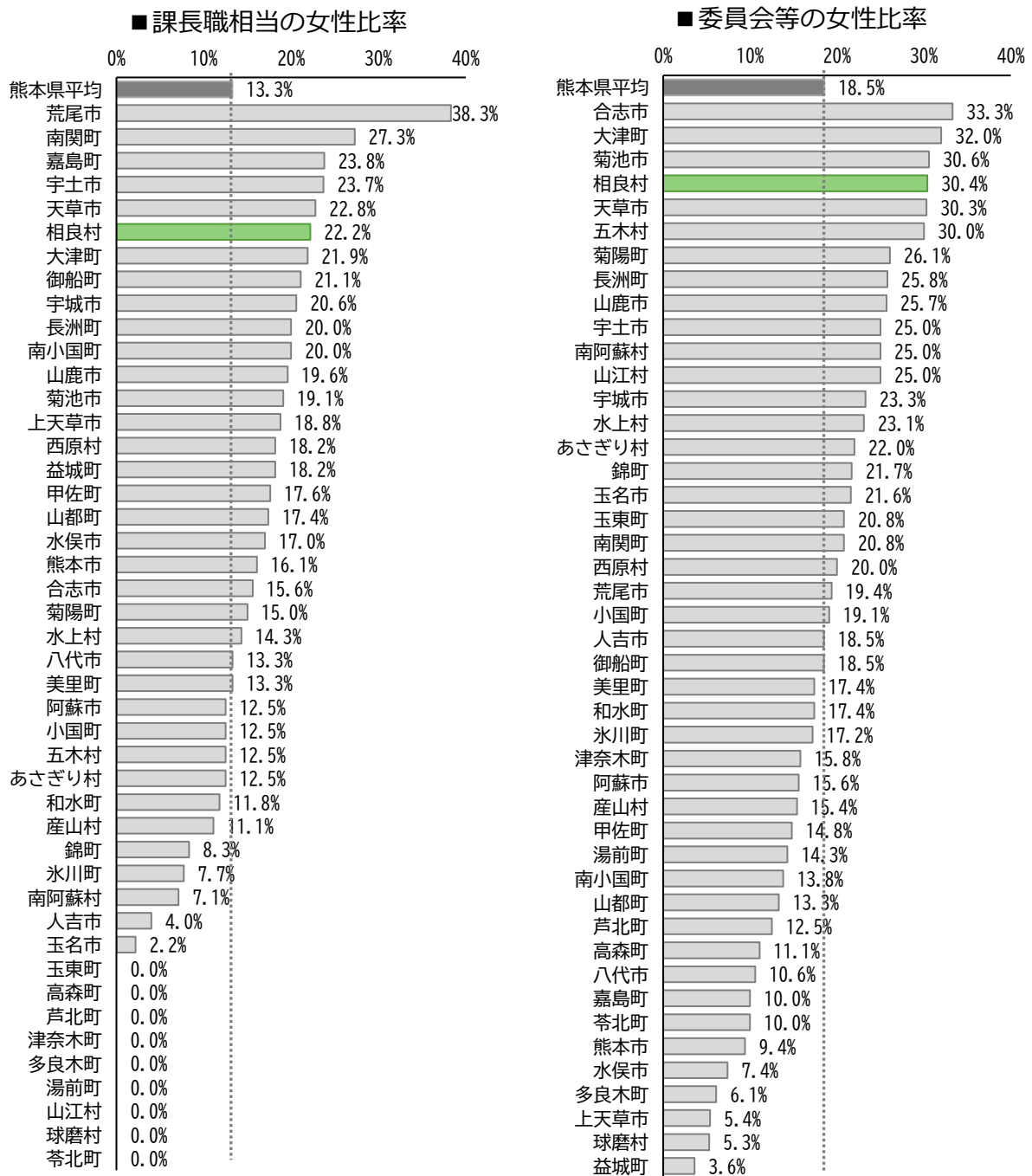
年度	相良村			熊本県
	総数	うち女性団員	女性比率	
H26	297	13	4.4%	2.1%
H29	314	12	3.8%	2.3%
R2	300	13	4.3%	2.5%
R6	263	11	4.1%	3.6%

出典：相良村企画商工課（熊本県：令和6年度版（2024年度版）熊本県男女共同参画年次報告書）

(5) 女性参画の状況の県内比較

令和6年度の女性の参画状況について熊本県内の市町村と比較すると、課長職相当と委員会等の女性比率については、ともに熊本県の平均値を上回っています。

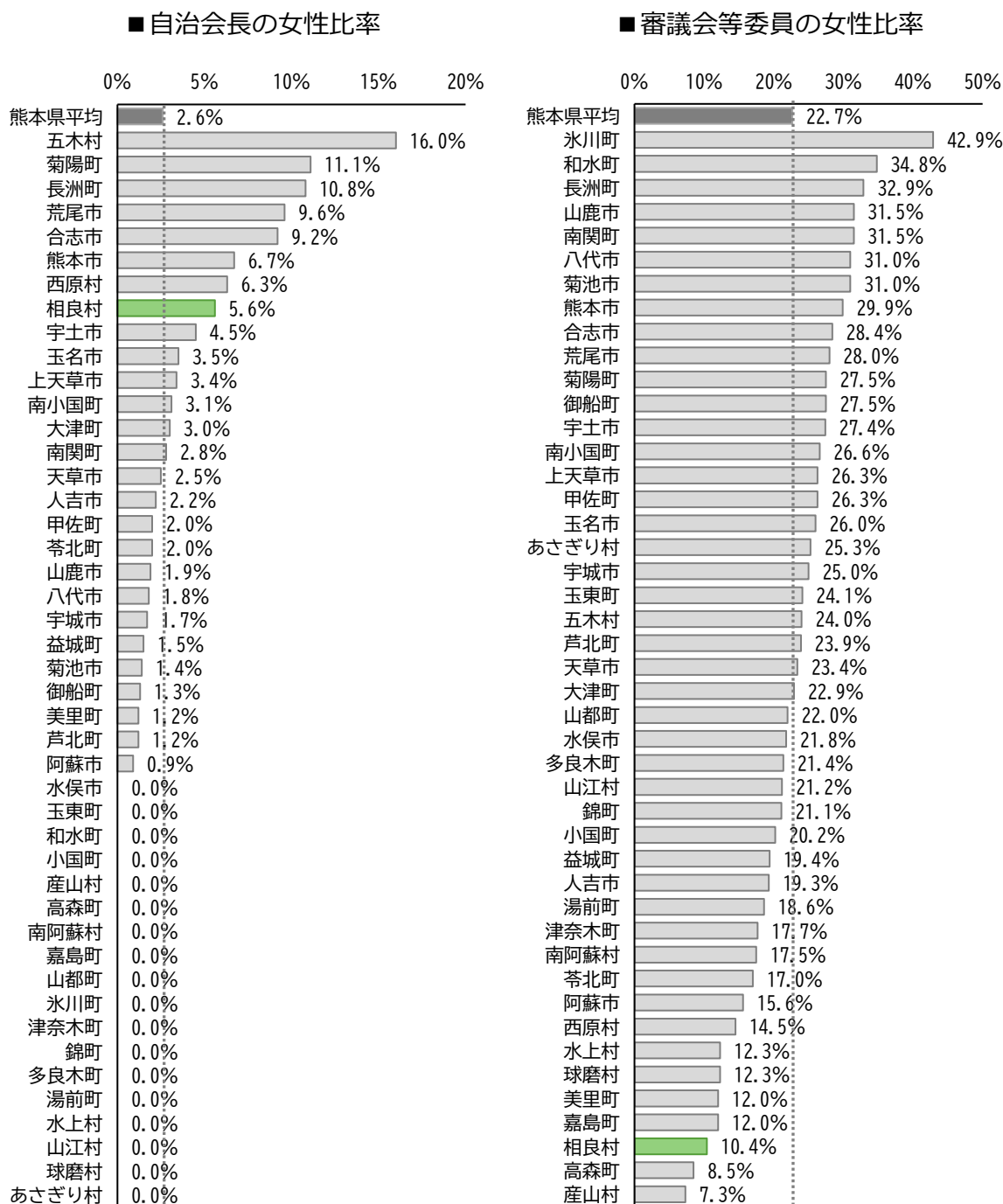
熊本県内 45 市町村と比較してみても、課長職相当の女性比率は県内で6番目に高く、委員会等の女性比率は県内で4番目に高くなっています。



出典：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

自治会長女性比率については、熊本県平均値を上回り、県内 45 市町村と比較しても、8 番目に高くなっています。

一方、審議会等委員の女性比率は熊本県平均値を大きく下回り、県内でも下位に位置しています。



出典：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

4. アンケート調査結果

(1) 調査の概要

①調査の目的

本計画策定に当たり、村民の男女共同参画に関する意識や現状等について調査・分析を行い、計画策定の基礎資料とすることを目的として調査を実施しました。

②調査時期

令和7年10月

③調査方法

調査	対象	調査手法
村民向け意識調査	相良村に居住する満20歳以上の村民より無作為抽出	郵送による配布・回収 インターネット上での回収
中学生向け意識調査	相良村に居住する 中学3年生	インターネット上での回収

④回収結果

調査	配布数	回収数	回収率
村民向け意識調査	989件	443件	44.8%
中学生向け意識調査	21名	19名	90.5%

⑤調査結果利用上の注意

- ・回答割合は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・2つ以上回答が可能な設問（複数回答設問）の場合、その回答割合の合計は100%を超える場合があります。
- ・スペースの都合上、グラフ等の文言を省略している場合があります。
- ・一部の設問では、熊本県との比較を行っています。熊本県のデータは、「男女共同参画に関する県民意識調査報告書」（令和6年11月 熊本県）から引用しています。

(2) 村民向け意識調査結果の概要

①男女共同参画に関する意識について

ア) 分野ごとの男女の地位の平等感

■男女の地位の平等感の全体比較

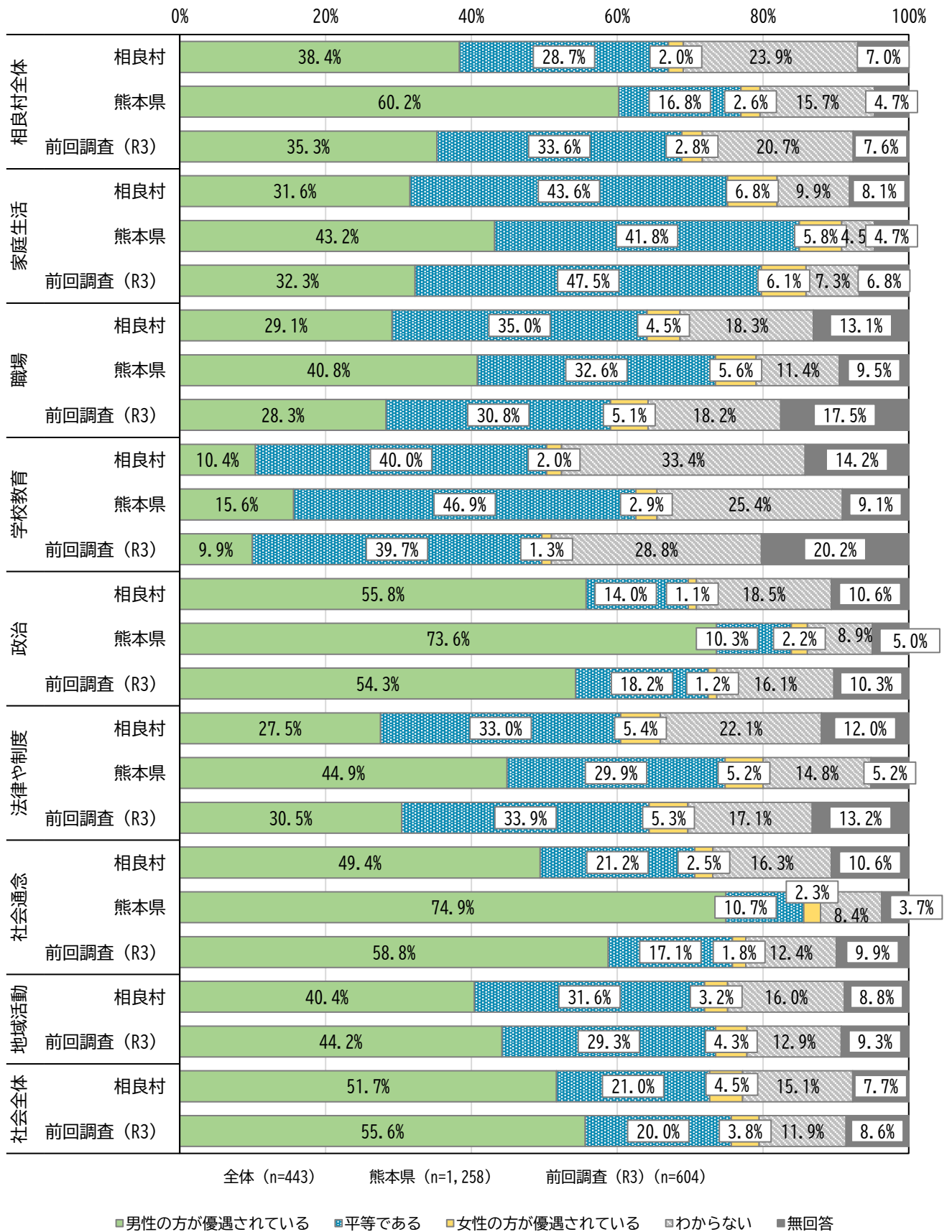
男女の地位の平等感については、「相良村全体」及び「政治」、「社会通念等」、「地域活動」、「社会全体」の分野では『男性の方が優遇されている』（「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）が最も高く、「家庭生活」、「職場」、「学校教育」、「法律や制度」については「平等である」が最も高くなっています。

特に、「政治」、「社会通念」、「社会全体」では『男性の方が優遇されている』が約5割台と特に高くなっています。

また、『女性の方が優遇されている』（「女性の方が非常に優遇されている」＋「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の合計）の割合は、すべての分野で1割未満と低くなっています。

前回調査（令和3年実施）と比較すると、「相良村全体」、「職場」、「学校教育」、「政治」の分野で『男性の方が優遇されている』と回答した人の割合が高くなっています。

熊本県と比較すると、すべての分野で熊本県より『男性が優遇されている』の割合が低く、「学校教育」以外の分野では「平等である」割合が高くなっています。



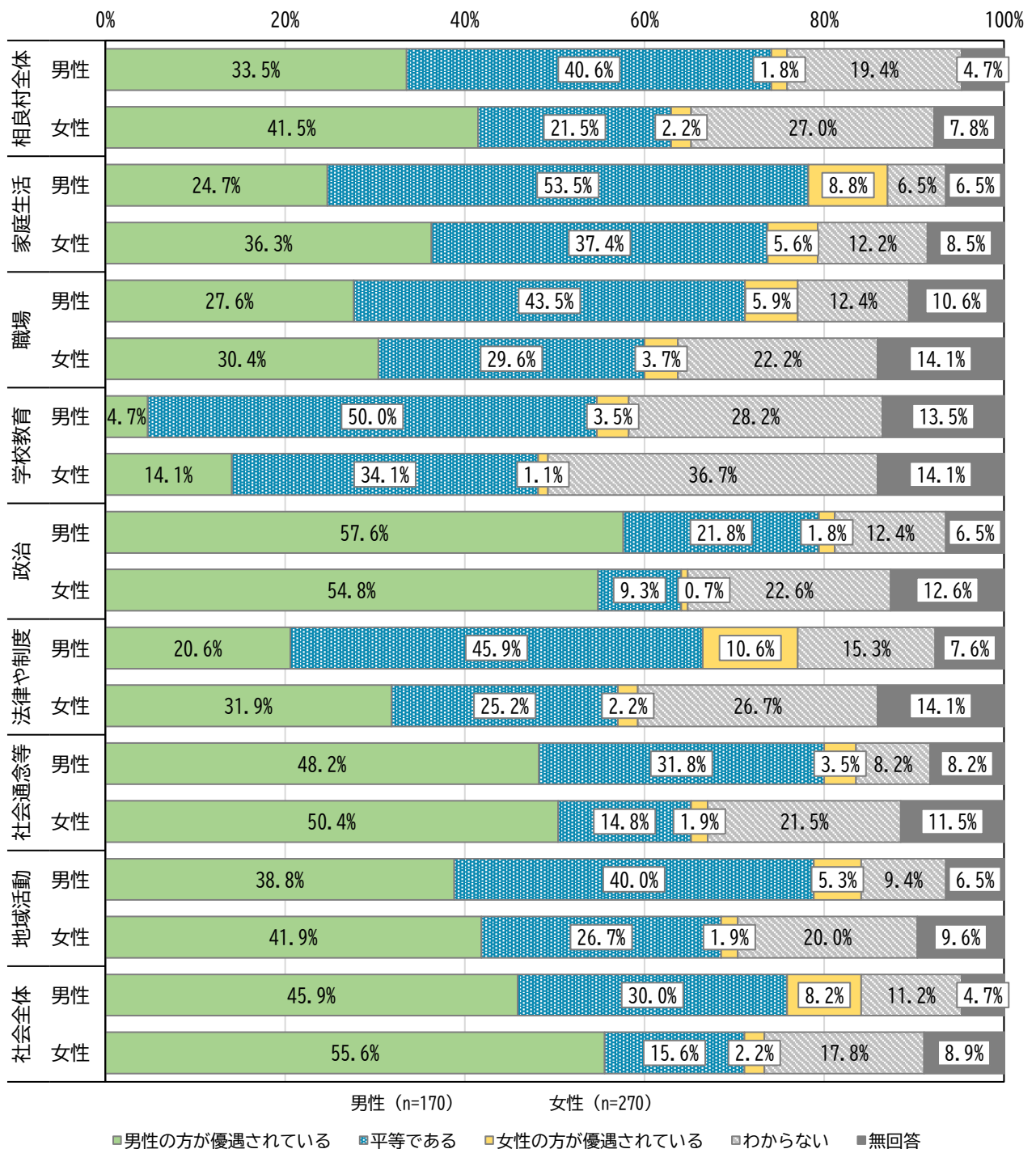
※「ク 地域（自治会）活動・社会活動の場では」「ケ 社会全体でみると」については相良村独自の設問となるため、熊本県との比較を行っておりません。

■男女の地位の平等感の男女別での比較

男女別で比較すると、「政治」を除いた8つの分野で、『男性の方が優遇されている』とする考えについて、女性が男性を上回っています。

「平等である」は、すべての分野で男性が女性を10ポイント以上上回っており、特に「相良村全体」と「法律や制度」では、その差が約20ポイントと大きくなっています。

また、『女性の方が優遇されている』は、すべての分野で男女ともに約1割程度となっています。

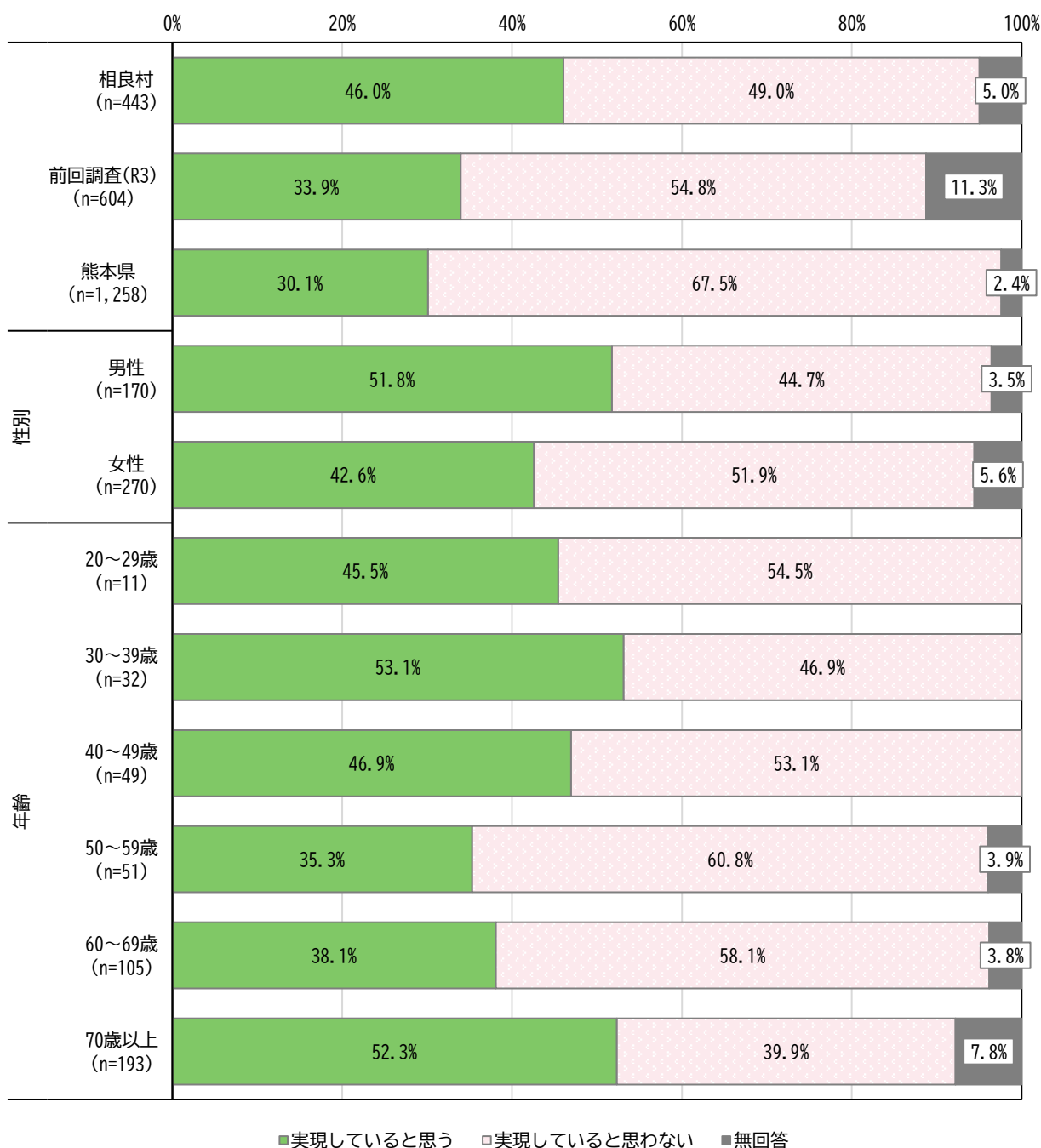


イ)「男女共同参画社会」の実現度

「男女共同参画社会」の実現度について前回調査と比較すると、『実現していると思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）と回答した人の割合は、12.1ポイント増加しています。熊本県と比較しても15.9ポイント上回っています。

男女別で比較すると、『実現していると思う』と回答した男性の割合が51.8%、女性の割合が42.6%と、男性が女性に比べ9.2ポイント高くなっています。

年齢別にみても、20代から60代の世代で、約半数が『実現していると思わない』（「どちらかといえばそう思う」と「そう思わない」の合計）と回答しています。

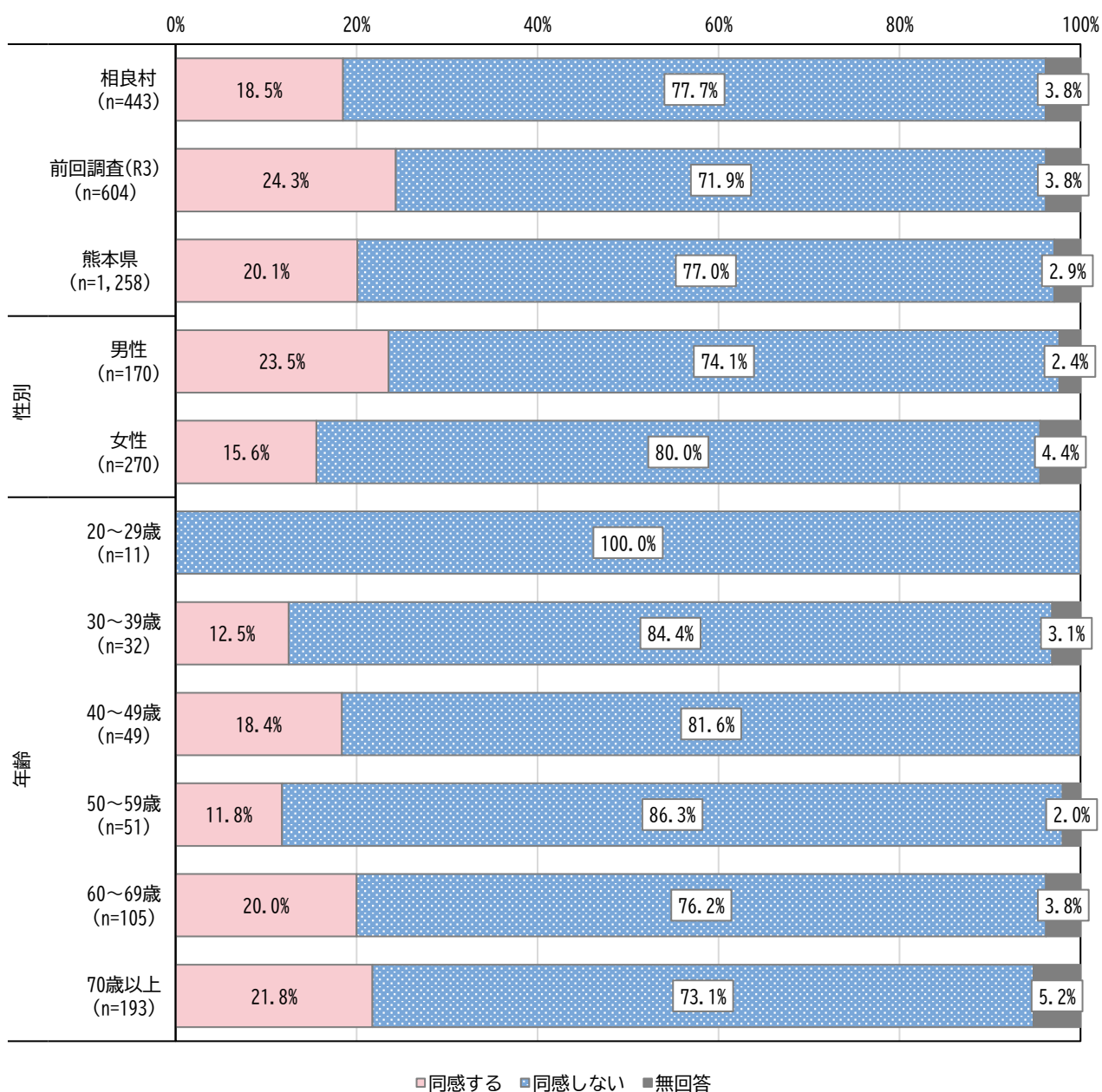


ウ) 固定的性別役割分担意識

固定的性別役割分担意識（男は仕事、女は家庭などと性別によって役割を固定する考え方）について、『同感する』（「同感する」と「どちらかといえば同感する」の合計）と回答した人の割合を前回調査と比較すると減少傾向にあり、熊本県と比較しても下回っています。

男女間で比較すると、男性が23.5%、女性が15.6%と、男性が7.9ポイント上回っています。

年齢別に比較すると、20代は『同感しない』（「どちらかといえば同感しない」と「同感しない」の合計）と回答した人の割合が100%なのに対し、70歳以上は『同感する』と回答した人の割合がほかの世代にと比べ高くなっています。

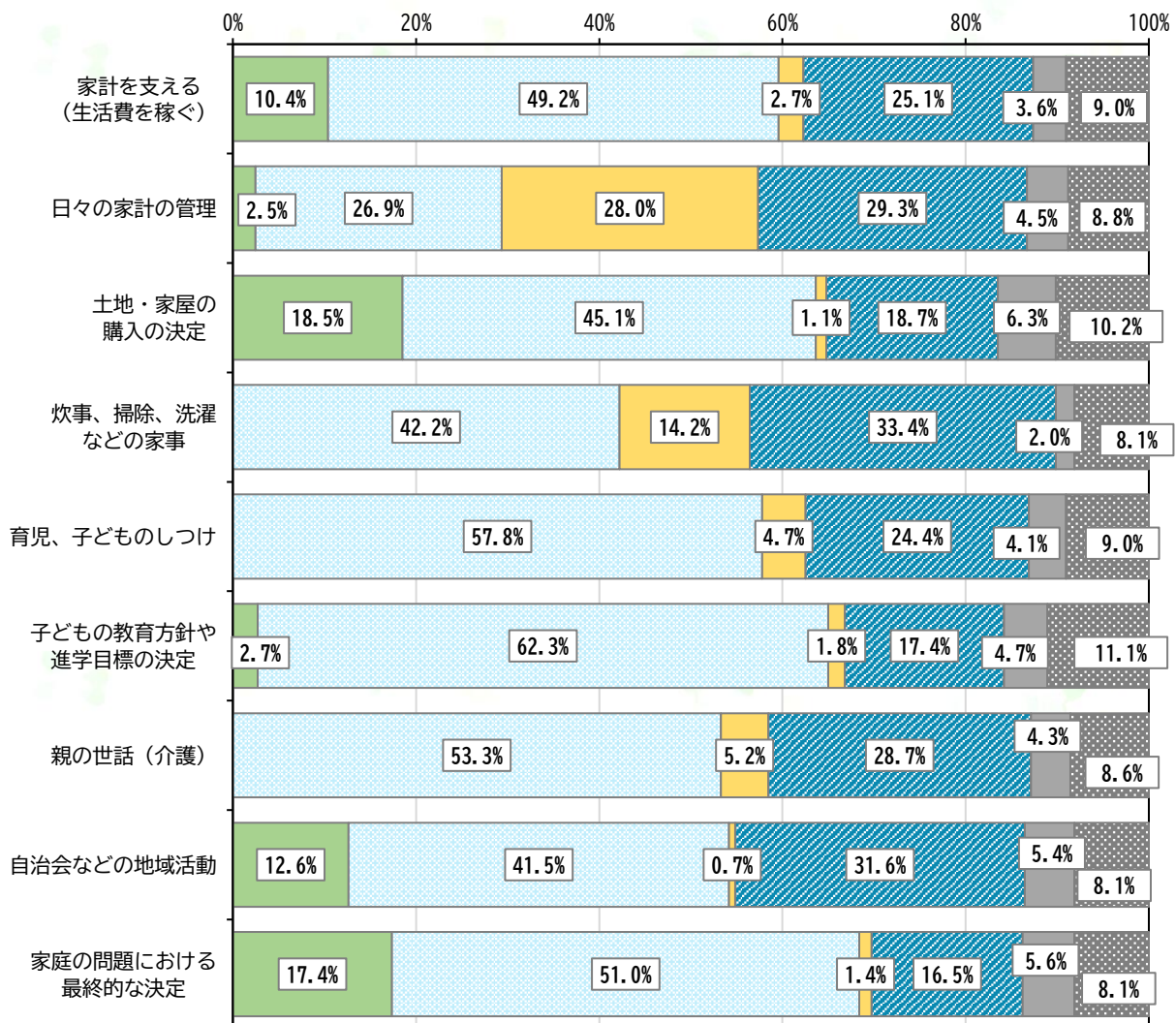


②男女がともに参加する社会づくりについて

ア) 家庭内性別役割分担意識（家庭内での男女の役割分担）

家庭内での男女の役割分担については、多くの分野で「男女が共同して分担する方がよい」が最も高く、「日々の家計の管理」については、「性別に関わらず、できる方がすればよい」が29.3%で最も高くなっています。

「主として男性が受け持つ方がよい」については、「土地・家屋の購入の決定」で18.5%、「家庭の問題における最終的な決定」について17.4%と、他の分野と比較して高くなっています。「主として女性が受け持つ方がよい」については、「日々の家計の管理」で28.0%、「炊事、掃除、洗濯などの家事」で14.2%と、他の分野と比較して高くなっています。



相良村 (n=433)

- 主として男性が受け持つ方がよい
- 男女が共同して分担する方がよい
- 主として女性が受け持つ方がよい
- 性別に関わらず、できる方がすればよい
- わからない
- 無回答

イ) 男性が家庭・地域へ参加するために必要なこと

男性が家庭・地域生活へ参加するために必要なことについて前回調査と比較すると、前回・今回ともに「家族間での家事・育児などの分担をするように十分に話し合うこと」と回答した人が最も多くなっています。

男女別で比較すると、男女ともに「家族間での家事・育児などの分担をするように十分に話し合うこと」が多くなっており、次いで男性は「男女の役割分担についての社会通念、習慣、しきたりを改めること」、女性は「働き方の見直し（働き方改革）を普及させること」が多くなっています。

年齢別で比較すると、どの世代にも「家族間での家事・育児などの分担をするように十分に話し合うこと」「働き方の見直し（働き方改革）を普及させること」が上位にあることから、この2項目は性別・年齢関係なく重要であることがわかります。

■今回調査・前回調査比較

	1位	2位	3位
今回	家族の間で家事・育児などの分担をするように十分に話し合うこと	働き方の見直し（働き方改革）を普及させること	男女の役割分担についての社会通念、習慣、しきたりを改めること
前回	家族の間で家事・育児などの分担をするように十分に話し合うこと	男女の役割分担についての社会通念、習慣、しきたりを改めること	男性自身、女性、周りの人の男性の家事分担への抵抗感をなくすこと

■男女別比較

	1位	2位	3位
男性	家族の間で家事・育児などの分担をするように十分に話し合うこと	男女の役割分担についての社会通念、習慣、しきたりを改めること	働き方の見直し（働き方改革）を普及させること
女性	家族の間で家事・育児などの分担をするように十分に話し合うこと	働き方の見直し（働き方改革）を普及させること	男性自身、女性、周りの人の男性の家事分担への抵抗感をなくすこと

■年齢別比較

	1位	2位	3位
20代	働き方の見直し（働き方改革）を普及させること	男性の仕事中心の生き方、考え方を改めること	家族の間で家事・育児などの分担をするように十分に話し合うこと
30代	家族の間で家事・育児などの分担をするように十分に話し合うこと	働き方の見直し（働き方改革）を普及させること	仕事中心という社会全体の仕組みを改めること
40代	家族の間で家事・育児などの分担をするように十分に話し合うこと	男性の仕事中心の生き方、考え方を改めること	働き方の見直し（働き方改革）を普及させること
50代	家族の間で家事・育児などの分担をするように十分に話し合うこと	男性の仕事中心の生き方、考え方を改めること	働き方の見直し（働き方改革）を普及させること
60代	家族の間で家事・育児などの分担をするように十分に話し合うこと	働き方の見直し（働き方改革）を普及させること	男女の役割分担についての社会通念、習慣、しきたりを改めること
70代以上	家族の間で家事・育児などの分担をするように十分に話し合うこと	男女の役割分担についての社会通念、習慣、しきたりを改めること	働き方の見直し（働き方改革）を普及させること

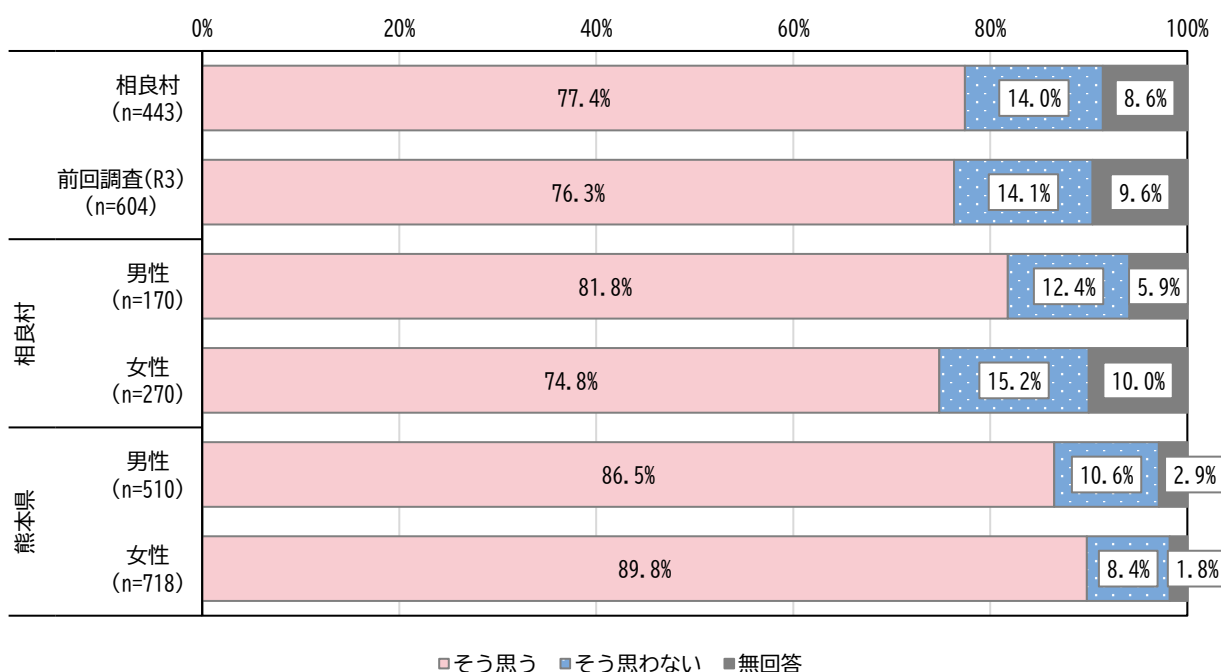
ウ) 女性の地位向上に対する考え方

女性の意見がもっと反映されるように、政策の企画立案や方針決定の場に女性がもっと増える方がよいかについて前回調査と比較すると、1.1ポイント高くなっています。

男女別で比較してみると、『そう思う』(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)が男性で81.8%、女性は74.8%となっています。

また『そう思う』について熊本県結果と比較すると、男性では相良村が4.7ポイント、女性は15.0ポイント熊本県の結果を下回っています。

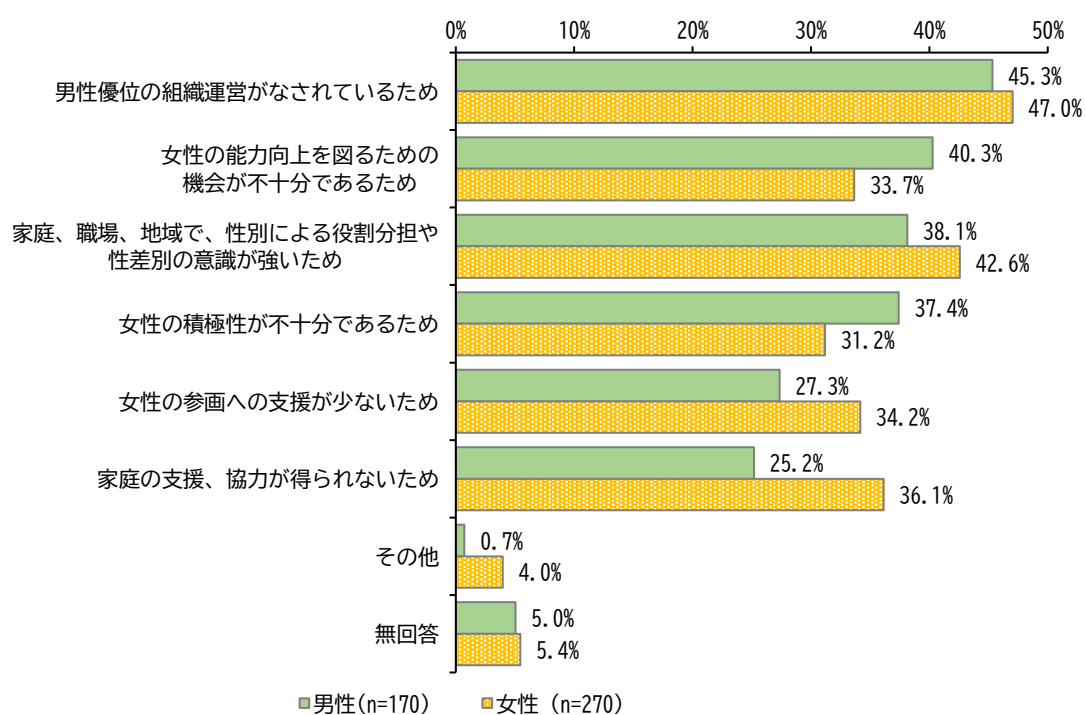
■女性地位向上に対する考え方（熊本県 男女別比較）



エ) 政策の企画・方針決定の場に女性の参画が少ない理由

政策の企画・方針決定の場に女性の参画が少ない理由については、男女ともに「男性優位の組織運営がなされているため」が最も高くなっています。また、「家庭の支援、協力が得られないため」と「女性の参画への支援が少ないため」は女性が男性を5.0ポイント以上上回っており、反対に「女性の積極性が不十分であるため」は、男性が女性を5.0ポイント以上上回っています。

■政策の企画・方針決定の場に女性の参画が少ない理由（男女別比較）

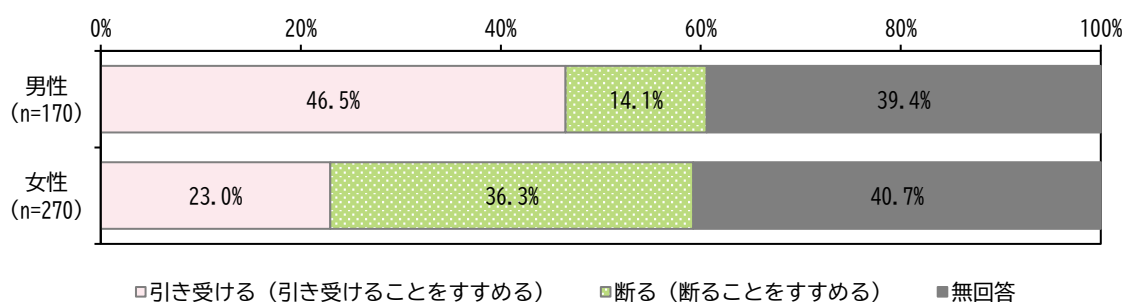


オ) 女性が役職に推薦された場合の動向

女性が役職に推薦された場合について男女間で比較すると、「引き受ける（引き受けることをすすめる）」について、男性で46.5%、女性で23.0%と、男性が23.5ポイント上回っています。

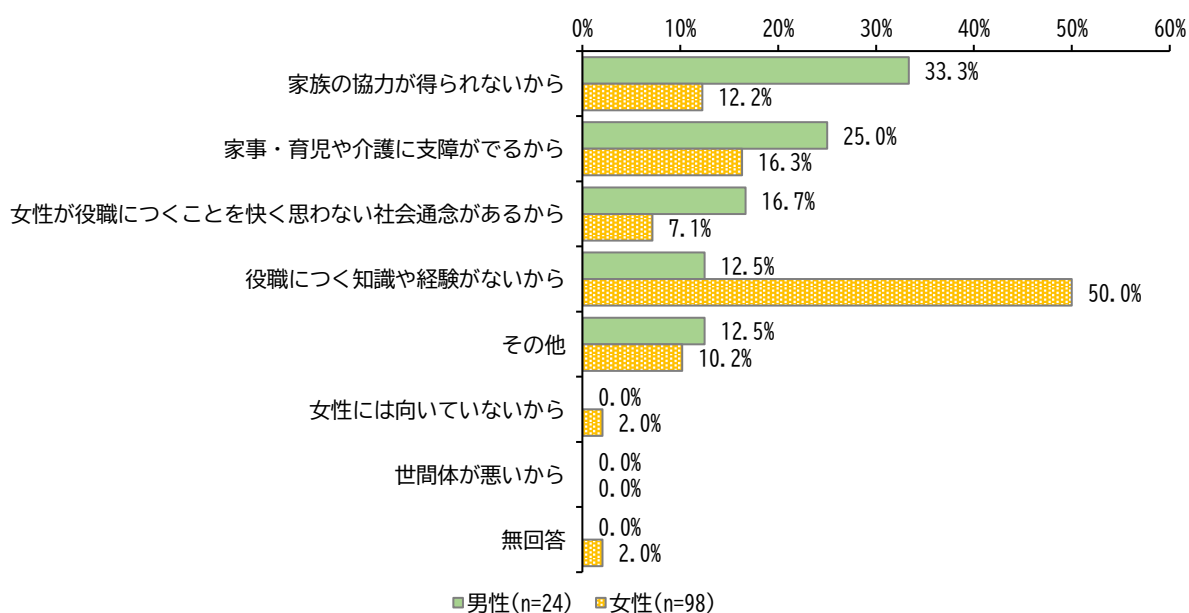
一方、「断る（断ることをすすめる）」については、男性が14.1%、女性が36.3%と、女性が22.2ポイント上回っています。

■女性が役職に推薦された場合の動向（男女別比較）



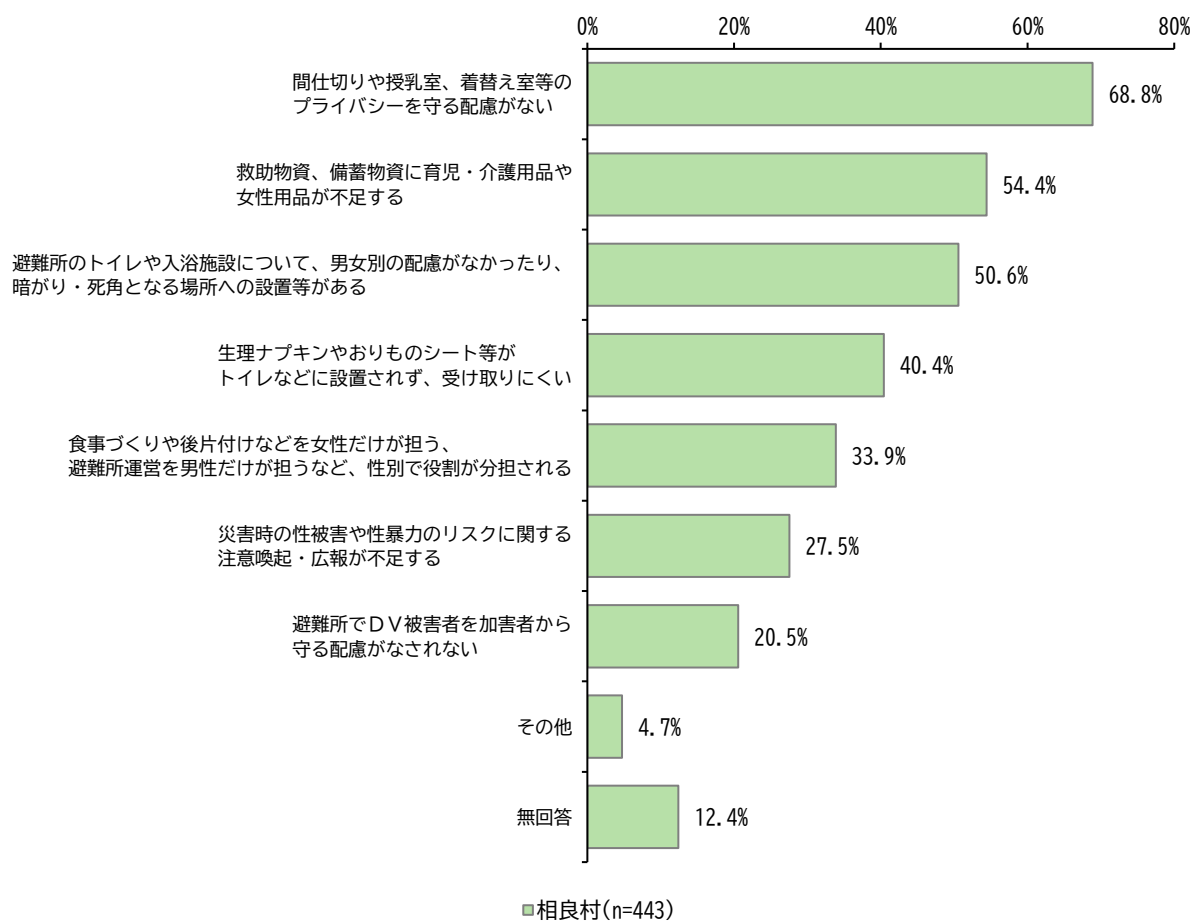
「断る（断ることをすすめる）」と回答した人の断る理由については、男性では「家族の協力が得られないから」33.3%が最も高く、次いで「家事・育児や介護に支障がでるから」25.0%、「女性が役職につくことを快く思わない社会通念があるから」16.7%となっています。女性では、「役職につく知識や経験がないから」が50.0%と他の項目と比べて高くなっています。

■女性が役職に推薦された場合断る理由（男女別比較）



カ) 大規模災害発生時の避難所の改善点

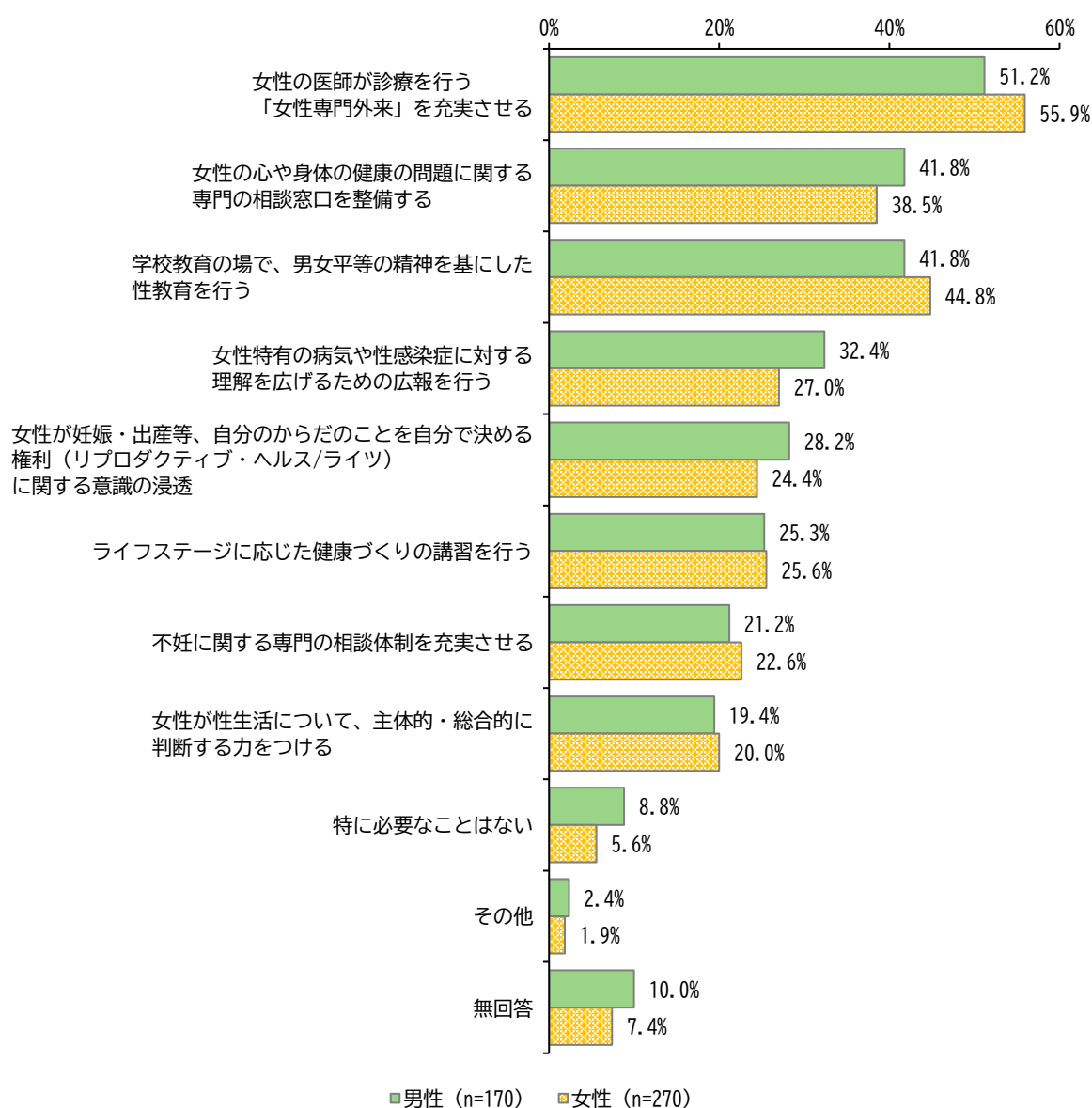
災害が起きた際、避難所に避難したと仮定して、改善すべき問題だと思ふことについて、「間仕切りや授乳室、着替え室等のプライバシーを守る配慮がない」と回答した人の割合が68.8%と最も高く、次いで「育児・介護用品や女性用品の不足」が54.4%、「トイレや入浴施設についての男女別の配慮や、暗がり・死角となる場所への設置等」が50.6%の順で高くなっています。



③健康で安心して暮らせるむらづくり

女性が一生を健康に過ごすために必要なことについて、男女ともに「女性の医師が診療を行う「女性専門外来」を充実させる」が最も高く、次いで男性では「女性の心や身体の健康の問題に関する専門の相談窓口を整備する」41.8%、「学校教育の場で、男女平等の精神を基にした性教育を行う」41.8%、女性では「学校教育の場で、男女平等の精神を基にした性教育を行う」44.8%、「女性の心や身体の健康の問題に関する専門の相談窓口を整備する」38.5%となっています。

■女性が一生を健康に過ごすために必要なこと（男女別比較）



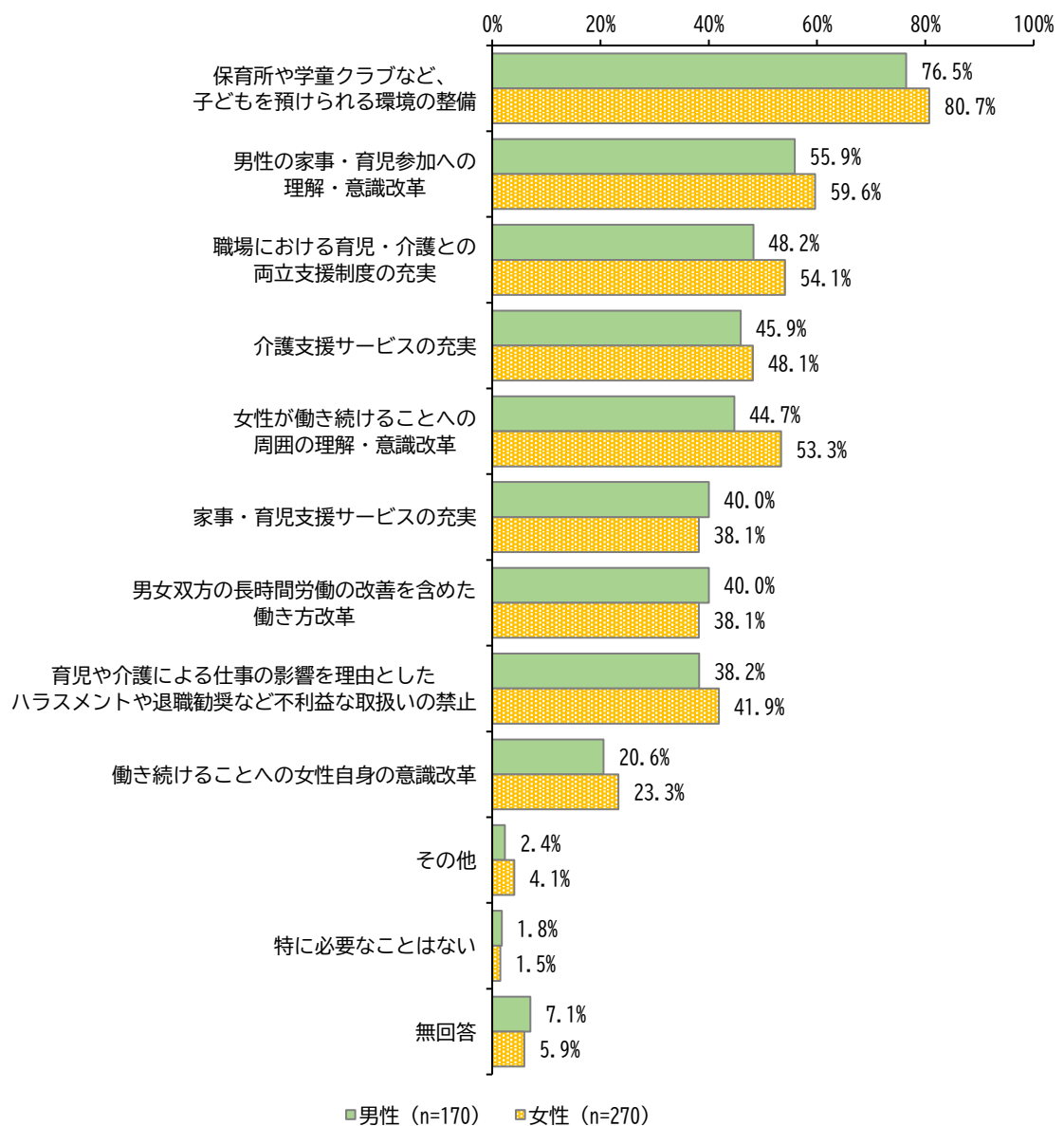
④女性が活躍し働きやすい環境づくりについて

ア) 女性が同じ職場で働き続けるために必要なこと

女性が出産後離職せず同じ職場で働き続けるために必要なことについては、「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」が男性は76.5%、女性は80.7%と最も高くなっています。

また、男女間で差の大きかった項目は、「女性が働き続けることへの周囲の理解・意識改革」が8.6ポイント、「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」が5.9ポイントで、女性が男性を上回っています。

■女性が出産後離職せず同じ職場で働き続けるために必要なこと（男女別比較）

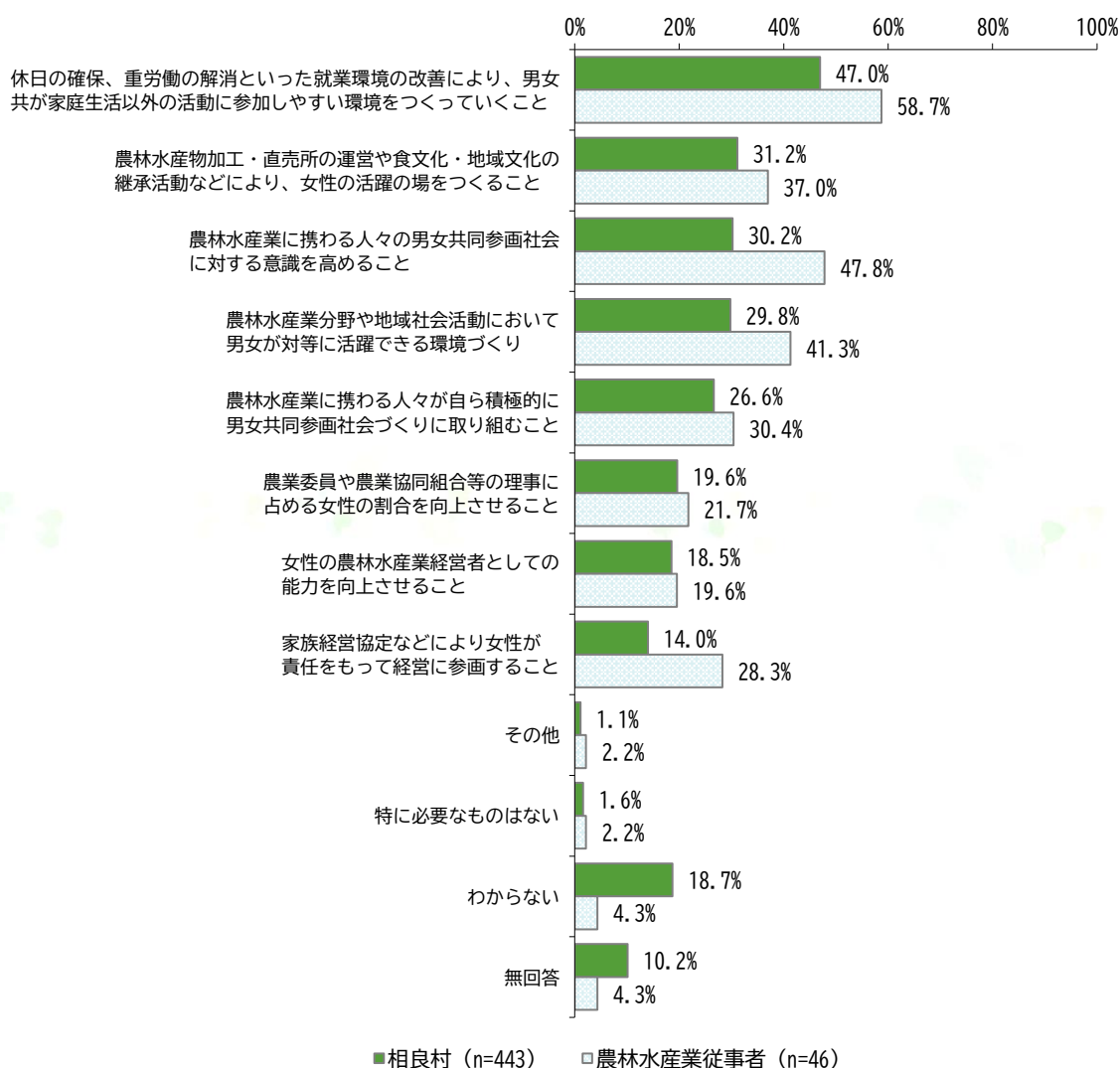


イ) 農林水産業の分野での男女共同参画推進に必要なこと

農林水産業の分野での男女共同参画推進に必要なことについて、村全体では、「休日の確保、重労働の解消といった就業環境の改善により、男女共が家庭生活以外の活動に参加しやすい環境をつくっていくこと」47.0%が最も高く、次いで「農林水産物加工・直売所の運営や食文化・地域文化の継承活動などにより、女性の活躍の場をつくること」31.2%、「農林水産業に携わる人々の男女共同参画社会に対する意識を高めること」30.2%となっています。

農林水産業従事者では、「休日の確保、重労働の解消といった就業環境の改善により、男女共が家庭生活以外の活動に参加しやすい環境をつくっていくこと」58.7%が最も高く、次いで「農林水産業に携わる人々の男女共同参画社会に対する意識を高めること」47.8%、「農林水産業分野や地域社会活動において男女が対等に活躍できる環境づくり」41.3%となっています。

■農林水産業の分野での男女共同参画推進に必要なこと（農林水産業従事者比較）



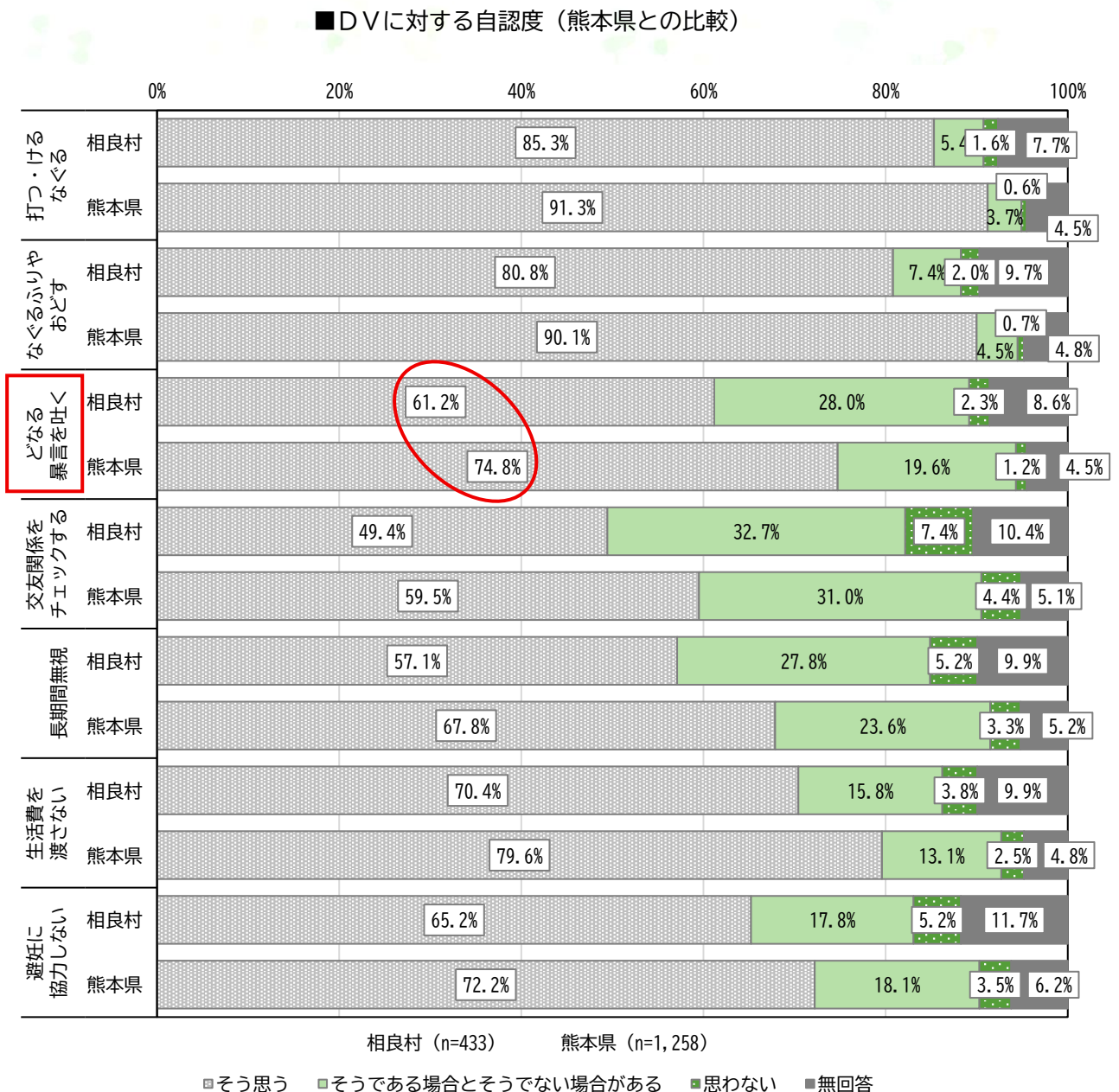
⑤暴力の根絶について

ア) DVに対する自認度

それぞれの行為に対して、それがDV（ドメスティック・バイオレンス）になりうると認識しているかについて分野別でみると、すべての分野で「そう思う」が4割を超えています。

特に、「打つ・ける・なぐる」、「なぐるふりやおどす」など身体的な暴力については8割台の人が「そう思う」と回答しています。

また、熊本県と比較すると、本村はすべての項目で熊本県よりも「そう思う」の割合が低くなっており、「どなる・暴言を吐く」行為を「そう思う」と回答した人の割合が熊本県と比較して13.6ポイントの差があります。

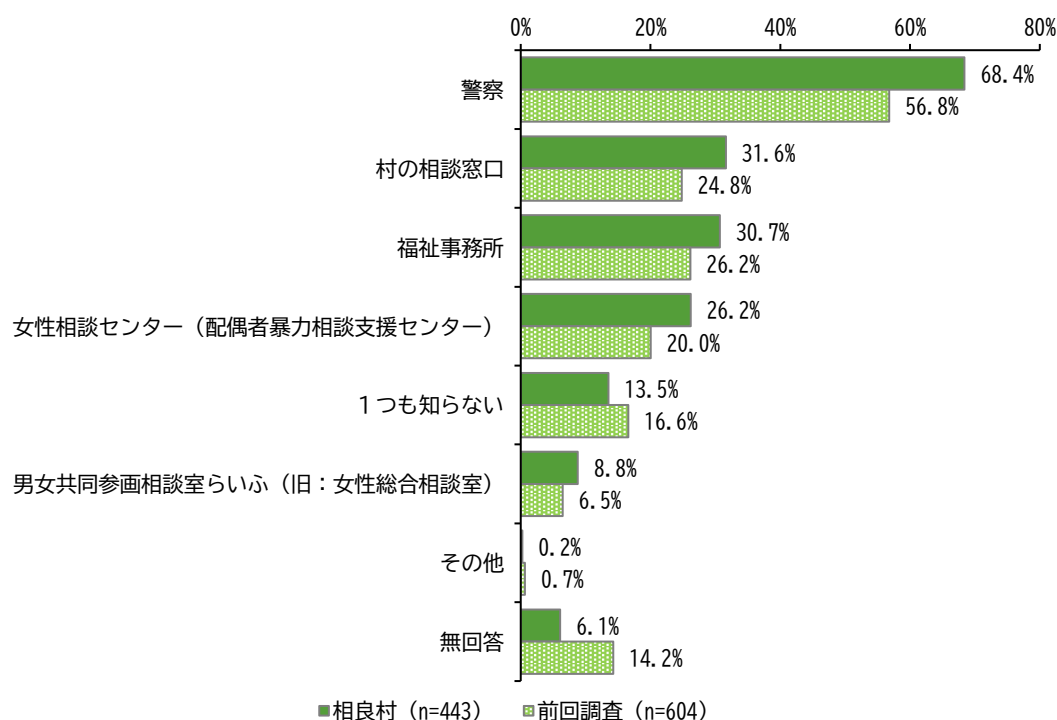


イ) DVに関する相談機関の認知状況

DVに関する相談機関の認知状況について、「警察」と回答した人の割合が68.4%と最も高く、次いで「村の相談窓口」が31.6%、「福祉事務所」が30.7%となっています。

また前回調査と比較して、「1つも知らない」回答者が3.1ポイント減少しましたが、13.5%存在しています。

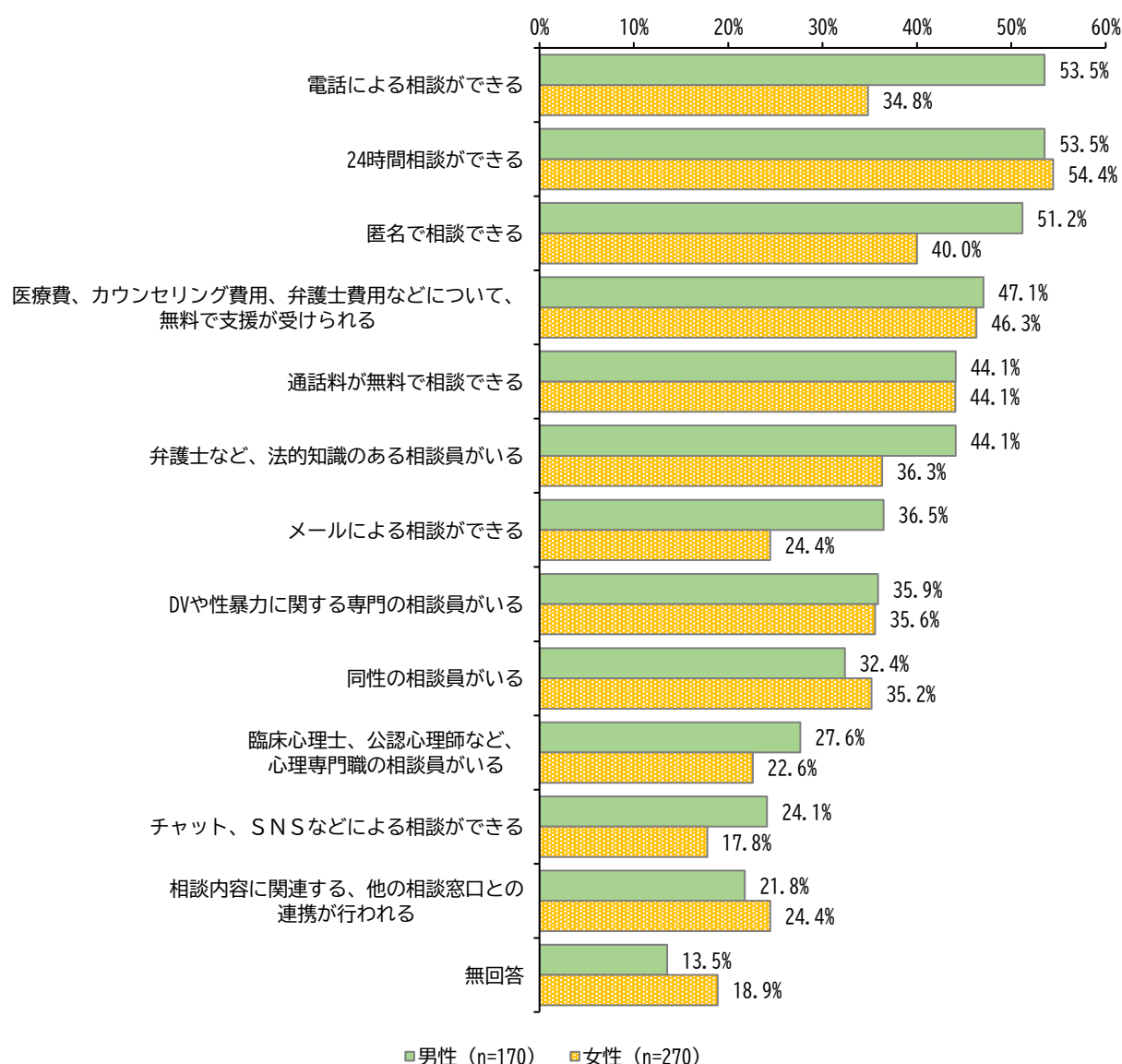
■ DVに関する相談機関の認知状況（前回調査比較）



ウ) 相談できる窓口に配慮してほしいこと

悩みを相談できる窓口に配慮してほしいことについて男女間で比較したところ、男性では「電話による相談ができる」と「24 時間相談ができる」が最も高く、次いで「匿名で相談ができる」が高くなっています。女性では「24 時間相談ができる」が最も高く、次いで「医療費、カウンセリング費用、弁護士費用などについて、無料で支援が受けられる」、「通話料が無料で相談できる」の順で高くなっています。

■相談できる窓口に配慮してほしいこと（男女別比較）

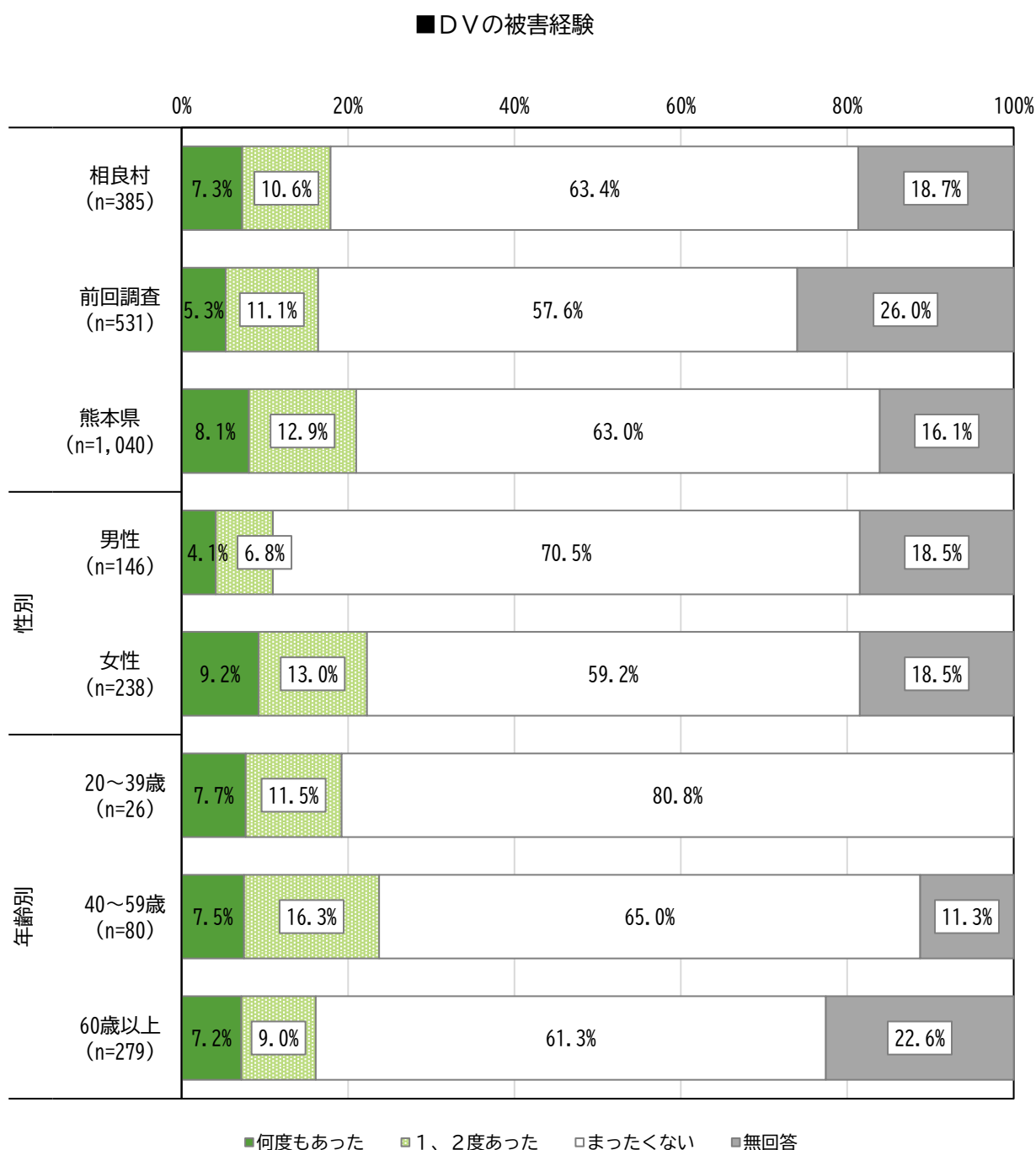


エ) DVの被害経験

『DVの被害経験がある』（「何度もあった」と「1、2度あった」の合計）が相良村全体では17.9%、「まったくない」が63.4%となっています。

『DVの被害経験がある』について、男女別で見ると、男性が10.9%、女性が22.2%と、女性が11.3ポイント上回っています。「何度もあった」については、女性が5.1ポイント上回っています。

年齢別で比較すると、40～59歳の層が23.8%と最も高くなっています。



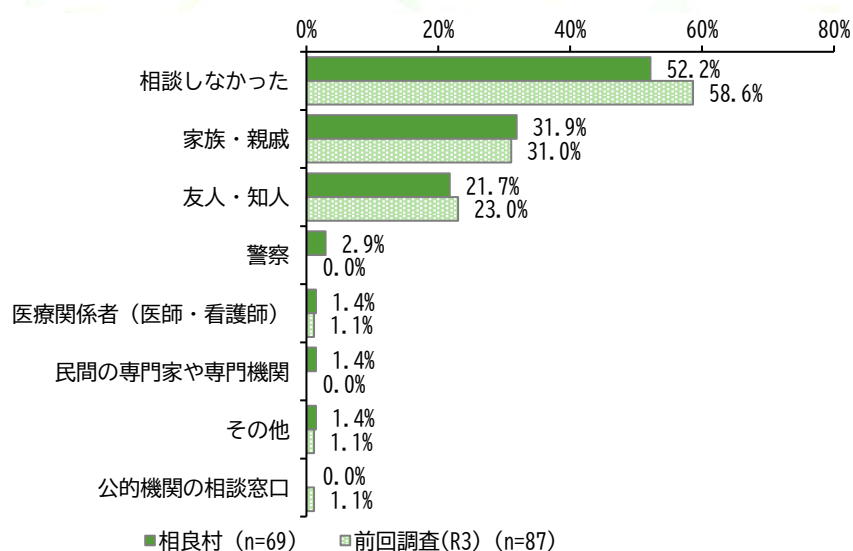
オ) DV被害者の相談状況

DV被害の相談相手については、前回と同じく「家族・親戚」が最も高く 31.9%、次いで「友人・知人」が 21.7%となっています。

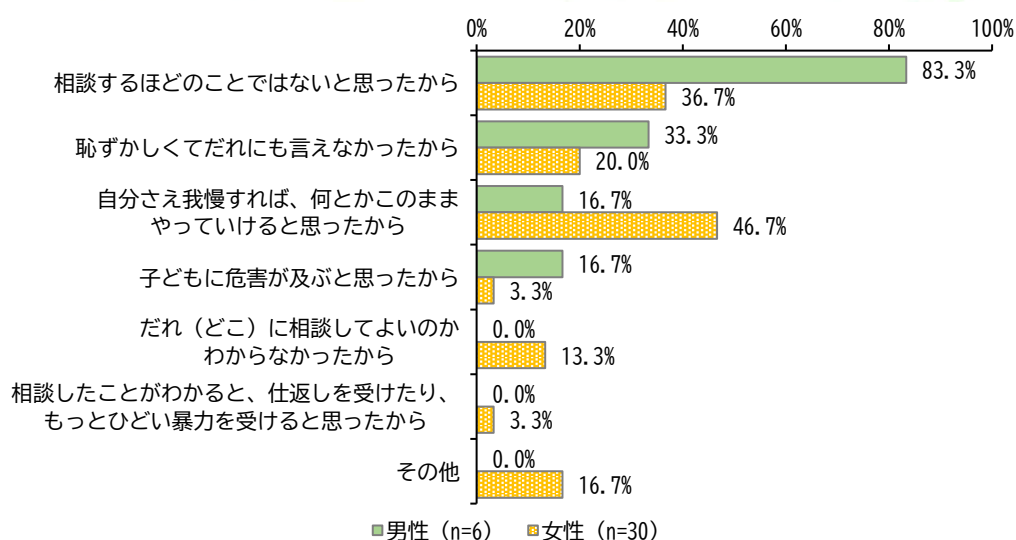
また、その他の相談先は少数となっており、「相談しなかった」が 52.2%となっていることから、村民への相談窓口の周知と、安心して利用できる環境づくりが求められます。

DV被害者が相談しなかった理由について男女別でみると、男性では「相談するほどのことではないと思ったから」や「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」が、女性では、「自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから」と「相談するほどのことではないと思ったから」が、それぞれ高くなっています。

■ DV被害を受けた時の相談相手（前回比較）



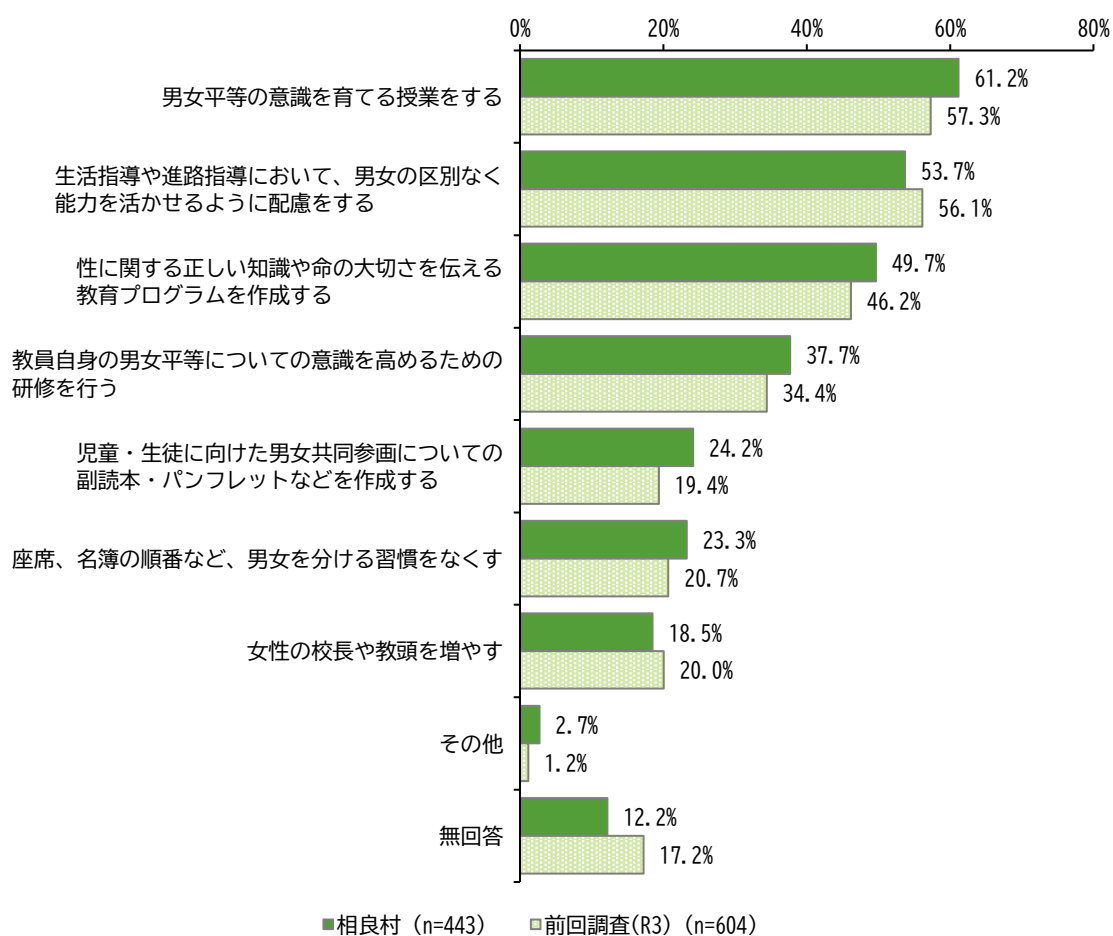
■ DV被害者が相談しなかった理由（男女別比較）



ア) 学校教育の分野での男女共同参画推進に必要な取組

学校教育（小・中・高等学校）のなかで男女共同参画の推進に必要な取組については、「男女平等の意識を育てる授業をする」が最も多く、次いで「生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を生かせるように配慮する」、「性に関する正しい知識や命の大切さを伝える教育プログラムを作成する」となっています。

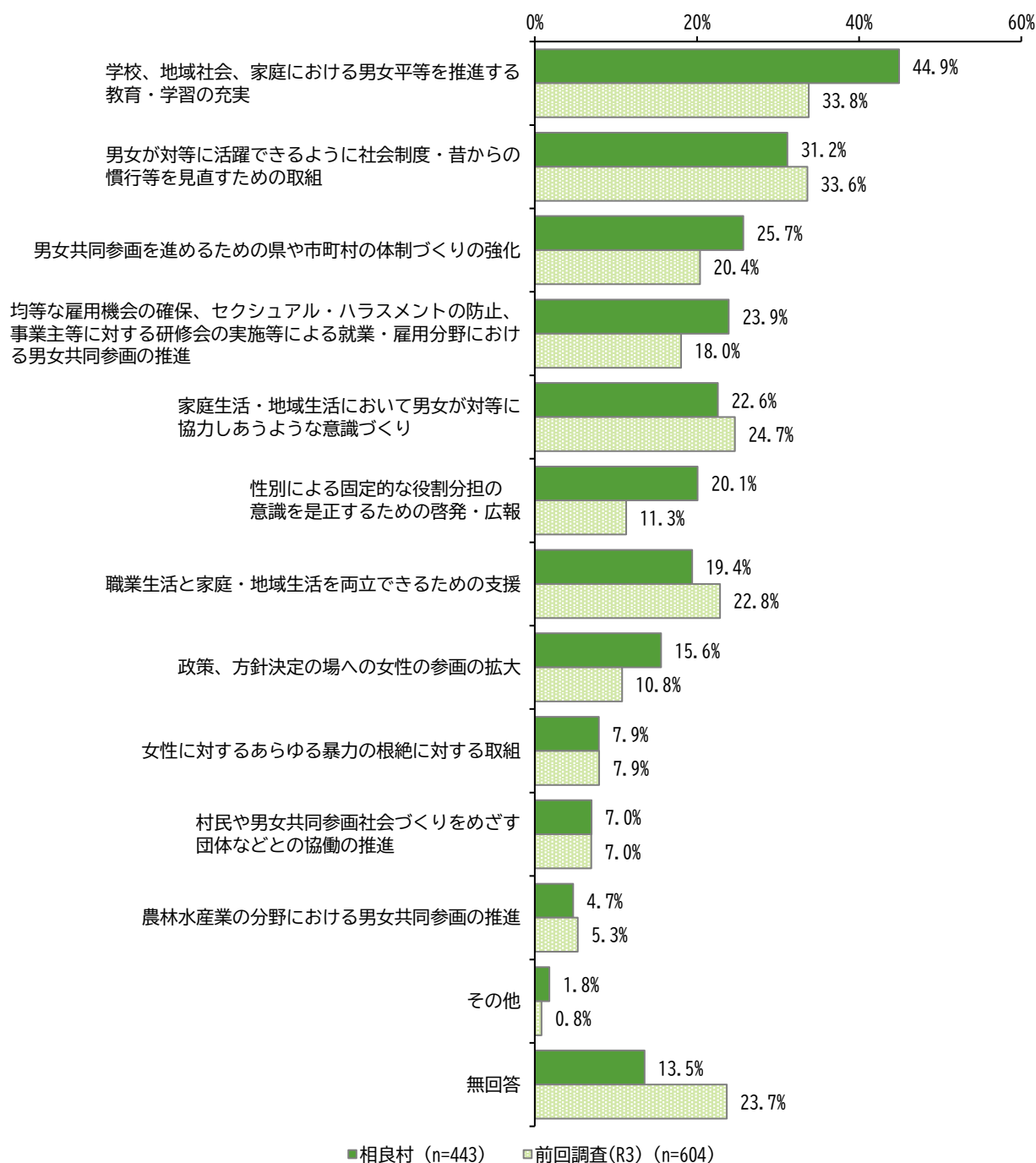
■学校教育の分野での男女共同参画推進に必要な取組（前回比較）



イ) 行政が男女共同参画社会形成のために力を入れるべき施策

行政が男女共同参画社会を形成するために力を入れるべき施策について、「学校、地域社会、家庭における男女平等を推進する教育・学習の充実」が最も高く、次いで「男女が対等に活躍できるように社会制度・昔からの慣習等を見直すための取組」、「男女共同参画を進めるための県や市町村の体制づくりの強化」となっています。

■行政が男女共同参画社会形成のために力を入れるべき施策（前回比較）



(3) 中学生向け意識調査結果の概要

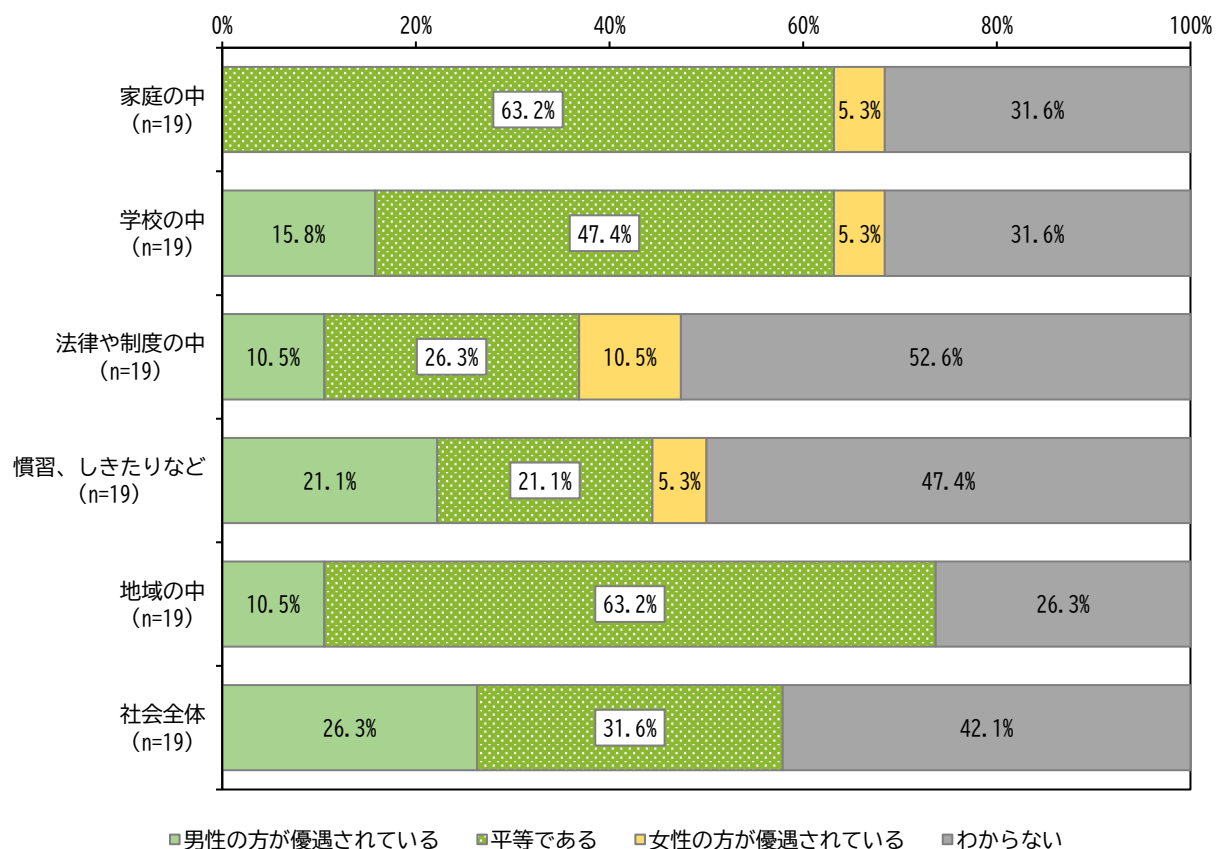
①男女平等について

ア) 男女の地位の平等感について

男女の地位の平等感について、分野ごとにそれぞれ最も高い選択肢をみると、「家庭の中」、「学校の中」、「地域の中」は「平等である」が最も高くなっています。

またそのほか3つの項目では、「わからない」が最も高く、4割以上となっています。

「習慣、しきたりなど」や「社会全体」では、『男性が優遇されている』（「男性のほうが非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）の割合が他の項目に比べ高く、「法律や制度の中」では、『女性が優遇されている』（「どちらかといえば女性が優遇されている」と「女性が非常に優遇されている」の合計）の割合が他の項目に比べ高くなっています。

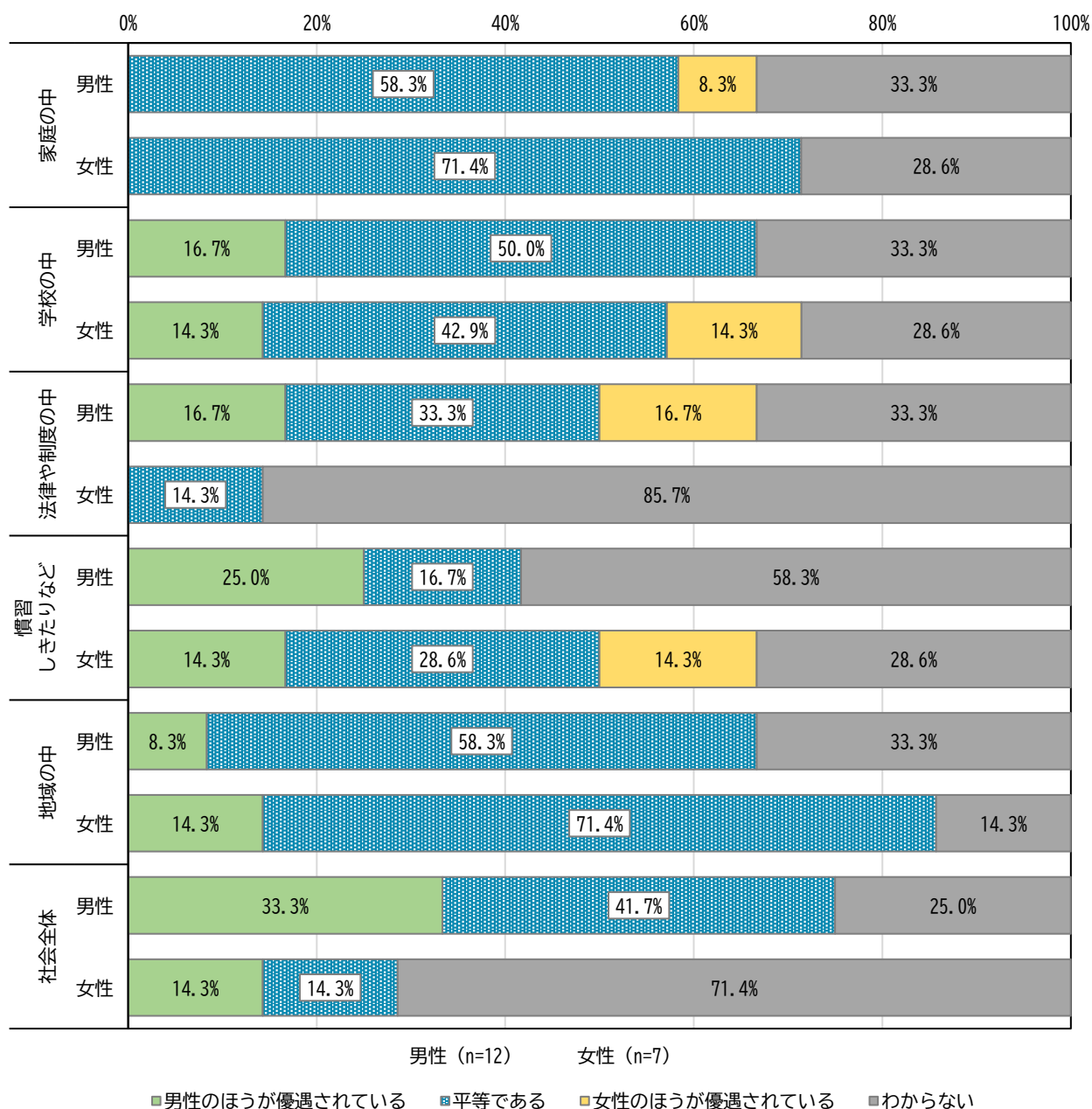


男女の地位の平等感について男女間で比較すると、「家庭の中」、「地域の中」では「平等である」について女性が男性を上回っています。

男女差が大きい分野について、「家庭の中」、「法律や制度の中」では男性が『女性のほうが優遇されている』と回答している人がいる一方、「地域の中」では女性が『男性のほうが優遇されている』と回答している割合が男性の比べ、6.0ポイント高くなっています。

また、「法律や制度の中」では「わからない」と回答した女性が85.7%と、男性より52.4ポイント上回っており、その他複数の項目でも「わからない」が3割以上と高くなっています。

■男女の地位の平等感（男女別比較）

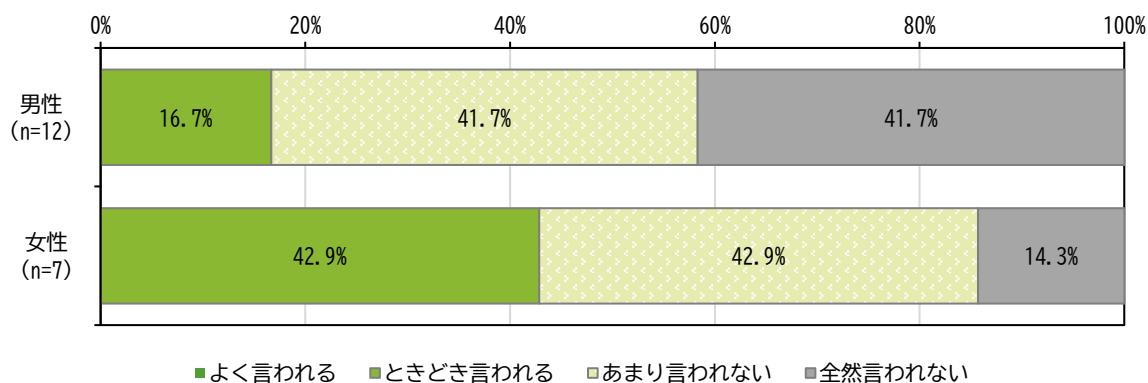


イ)「男だから」「女だから」と言われた経験について

「男だから、女だから〇〇しなさい」と言われた経験の有無について男女別でみると、男性の16.7%、女性の42.9%が『言われる』（「よく言われる」と「ときどき言われる」の合計）と回答しています。

また、「全然言われぬい」について男性では41.7%、女性では14.3%と27.4ポイントの差があり、女性のほうが「女だから〇〇しなさい」と言われた経験が多いことがうかがえます。

言われた内容については、男性では「お手伝い」や「泣いたとき」、女性では「座り方」や「ことばづかい」、「歩き方」などがあげられています。「服装・身だしなみ」は男女共通してあげられています。



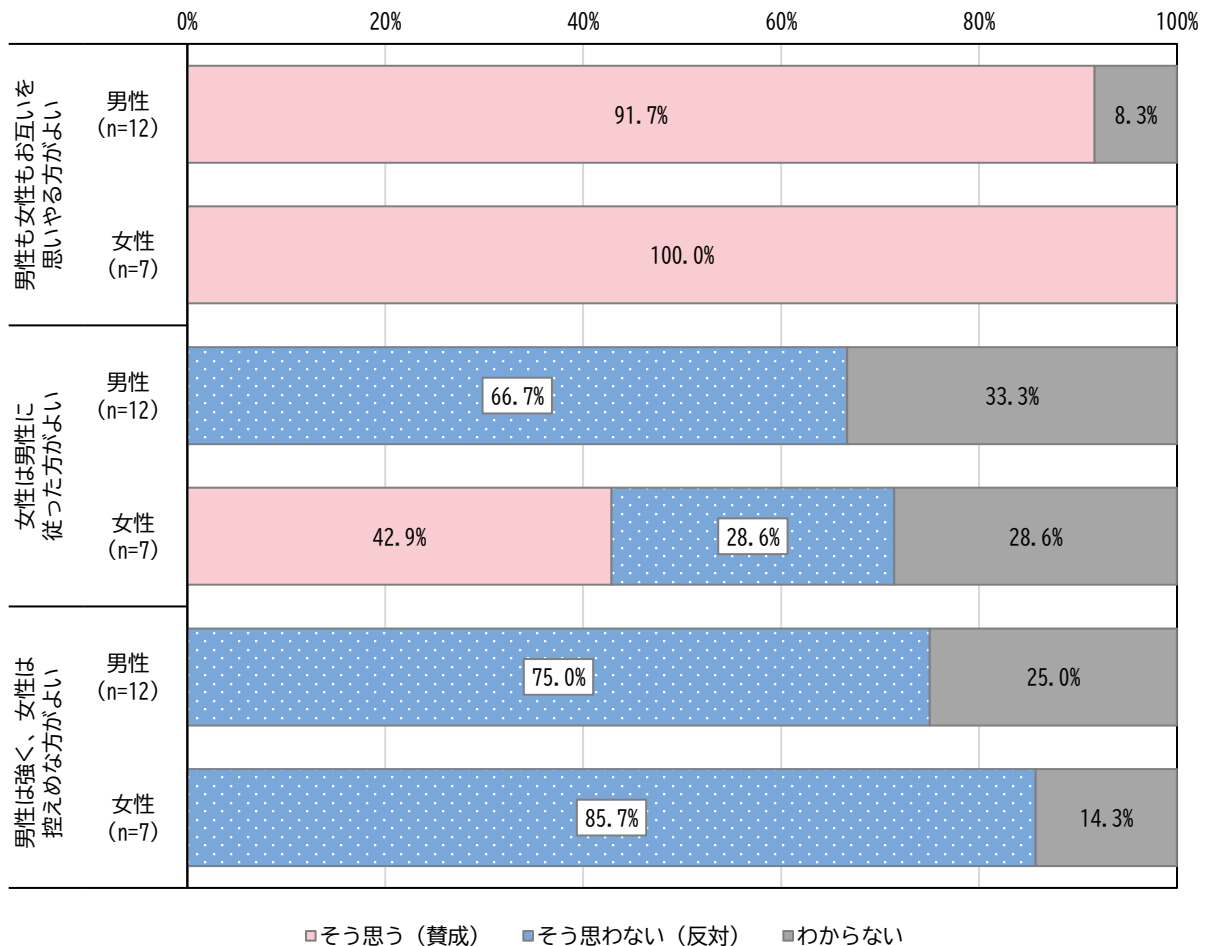
■ 「よく言われる」、「ときどき言われる」人の言われた内容（男女別比較）



②男女の関係について

男女の関係に対する色々な考えに賛同するかについて男女別でみると、「男性も女性もお互いを思いやる方がよい」という考えについては、男女ともに多くが『そう思う』（「そう思う（賛成）」と「どちらかといえばそう思う」の合計）と回答し、「女性は男性に従った方がよい」という考えについては、男性の66.7%、女性の28.6%が『そう思わない』（「そう思わない（反対）」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）と回答しています。「男性は強く、女性は控えめな方がよい」という考え方については、男性の75.0%、女性の85.7%が『そう思わない』と回答しています。

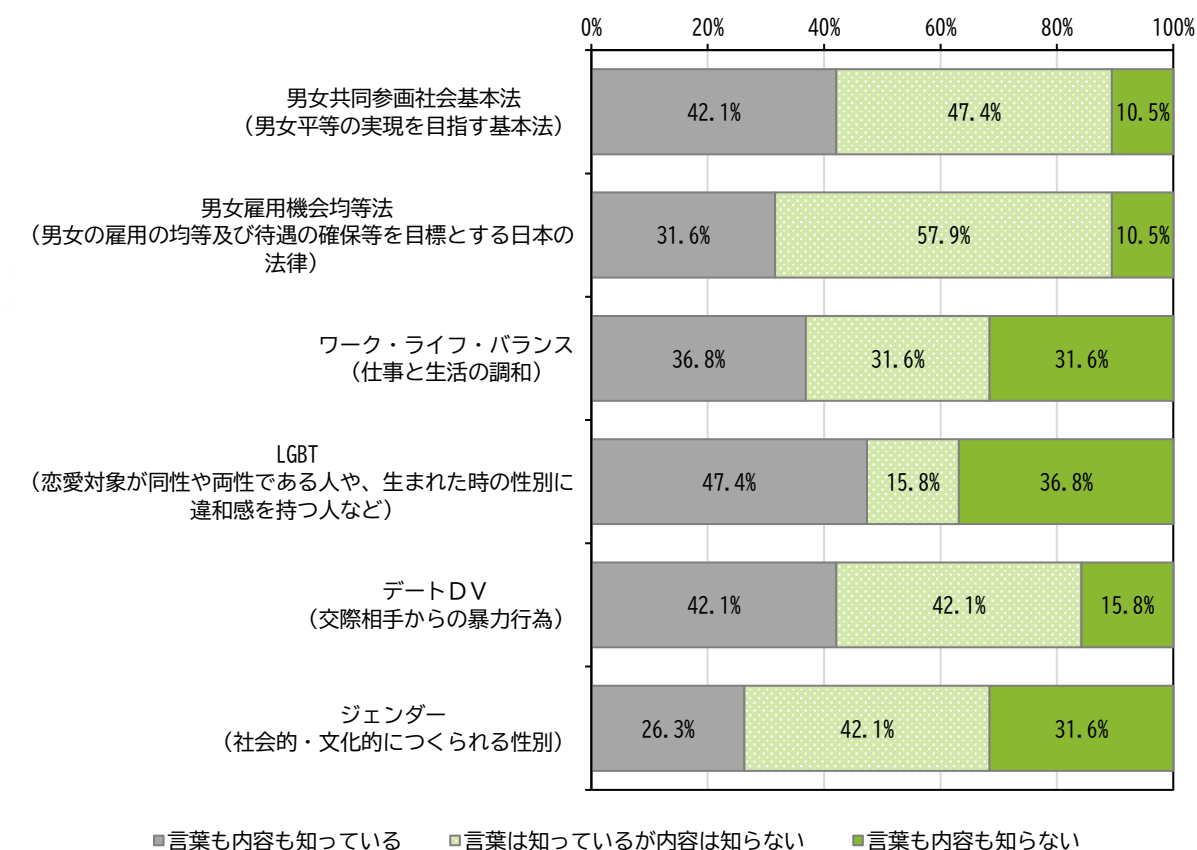
■男女の関係やあり方について（男女別比較）



③男女共同参画の推進について

ア) 男女共同参画に関する用語の認知度

男女共同参画に関する用語について、「言葉も内容も知っている」割合をみると、「LGBT」について47.4%と最も高くなっていますが、すべての項目で、言葉も内容も理解している人の割合は半数以下となっています。

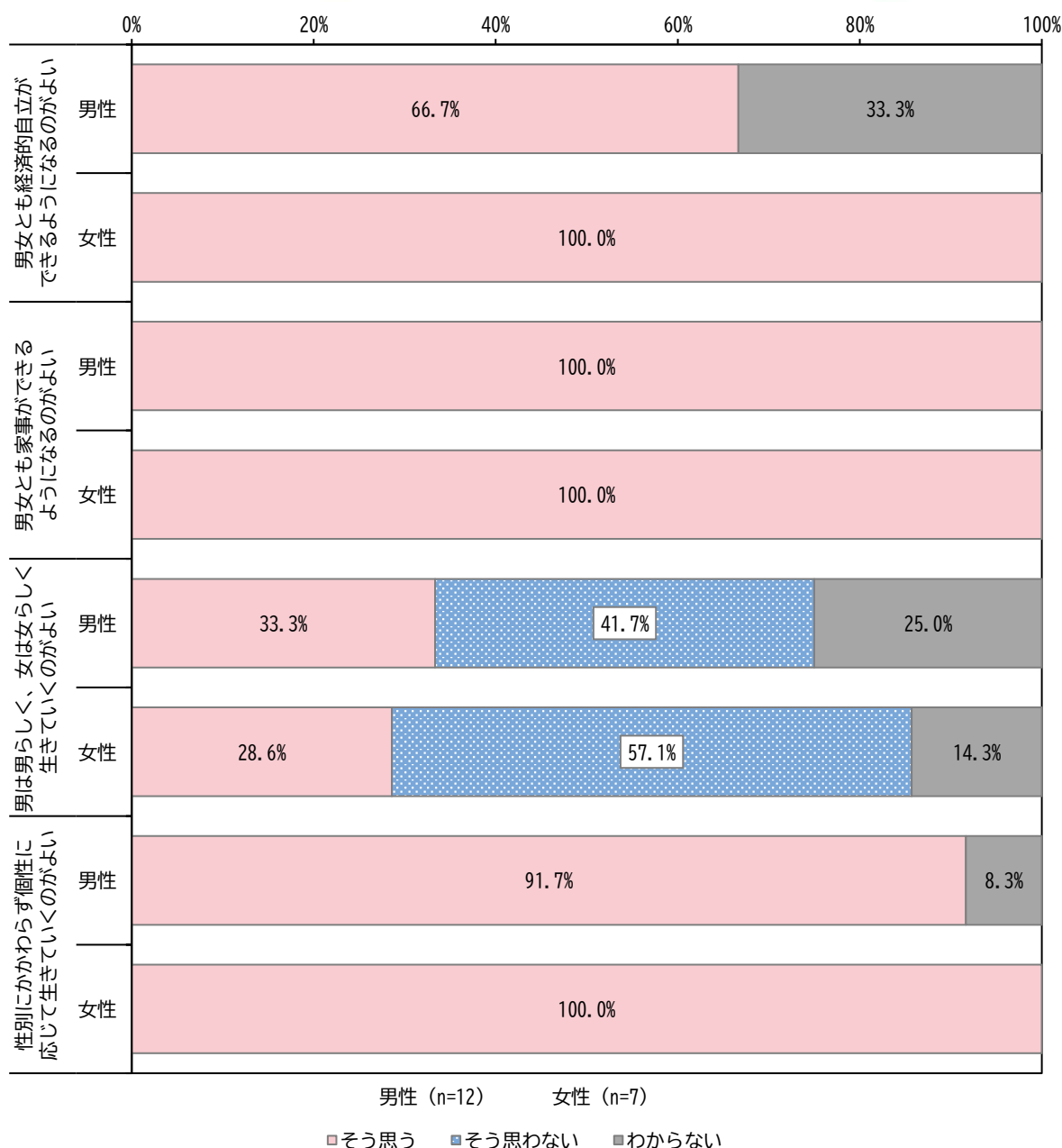


イ) これからの男女のあり方について

これからの男女のあり方については、「男女とも経済的に自立ができるようになるのがよい」、「男女とも家事ができるようになるのがよい」、「性別にかかわらず個性に応じて生きていくのがよい」の3項目については、男性は6割以上、女性は全員が『そう思う』（「そう思う（賛成）」＋「どちらかといえばそう思う」の合計）と回答しています。

「男は男らしく、女は女らしく生きていくのがよい」については、男性は4割以上、女性は半数以上が『そう思わない』（「どちらかといえばそう思わない」＋「そう思わない（反対）」の合計）と回答しています。

■ これからの男女のあり方について（男女別比較）



ウ) 男女が平等になるために重要なこと

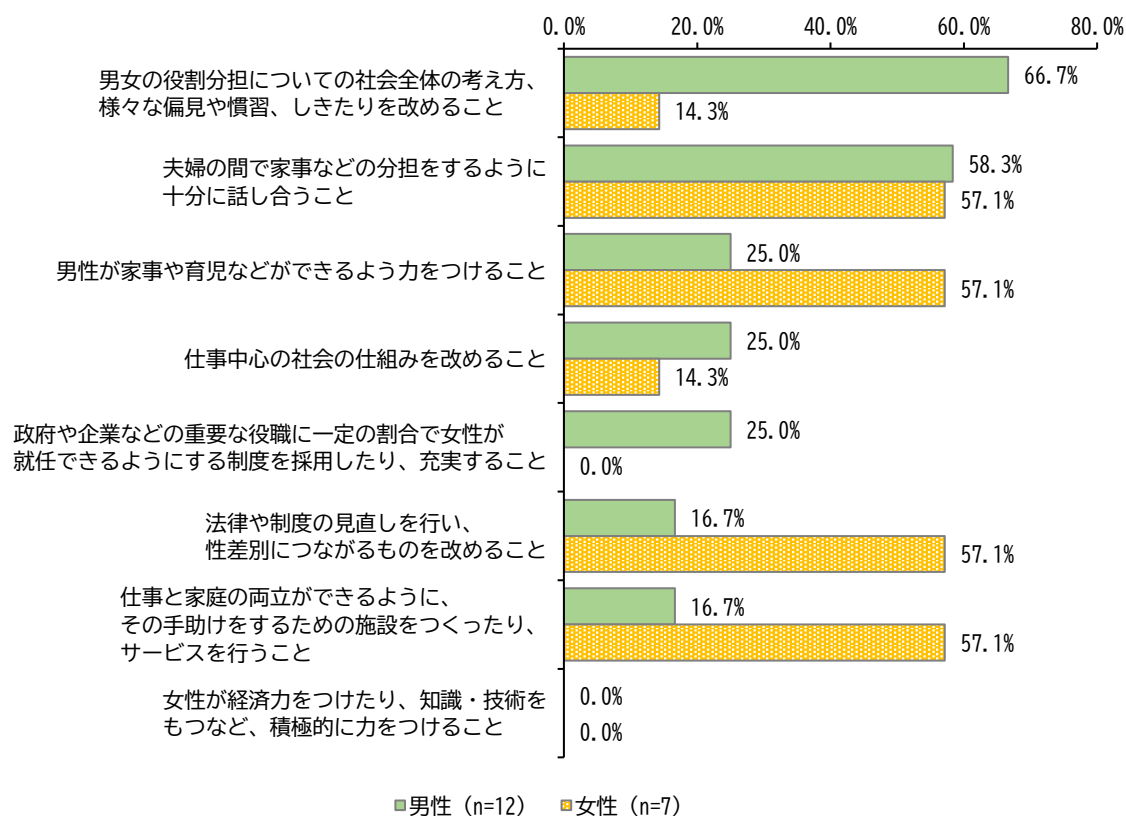
男女が社会のあらゆる分野で平等になるために重要なことについて男女別でみると、男性では「男女の役割分担についての社会全体の考え方、様々な偏見や慣習、しきたりを改めること」や「夫婦の間で家事などの分担をするように十分に話し合うこと」が高くなっています。

女性では、「法律や制度の見直しを行い、性差別につながるものを改めること」や「夫婦の間で家事などの分担をするように十分に話し合うこと」、「男性が家事や育児などができるよう力をつけること」、「仕事と家庭の両立ができるように、その手助けをするための施設をつくったり、サービスを行うこと」が高くなっています。

男女間で差がある項目についてみると、「男女の役割分担についての社会全体の考え方、様々な偏見や慣習、しきたりを改めること」や「政府や企業などの重要な役職に一定の割合で女性が就任できるようにする制度を採用したり、充実すること」について、男性が女性を上回っています。

反対に、「法律や制度の見直しを行い、性差別につながるものを改めること」や「仕事と家庭の両立ができるように、その手助けをするための施設をつくったり、サービスを行うこと」については、女性が男性を上回っています。

■男女が社会のあらゆる分野で平等になるために重要なこと（男女別比較）

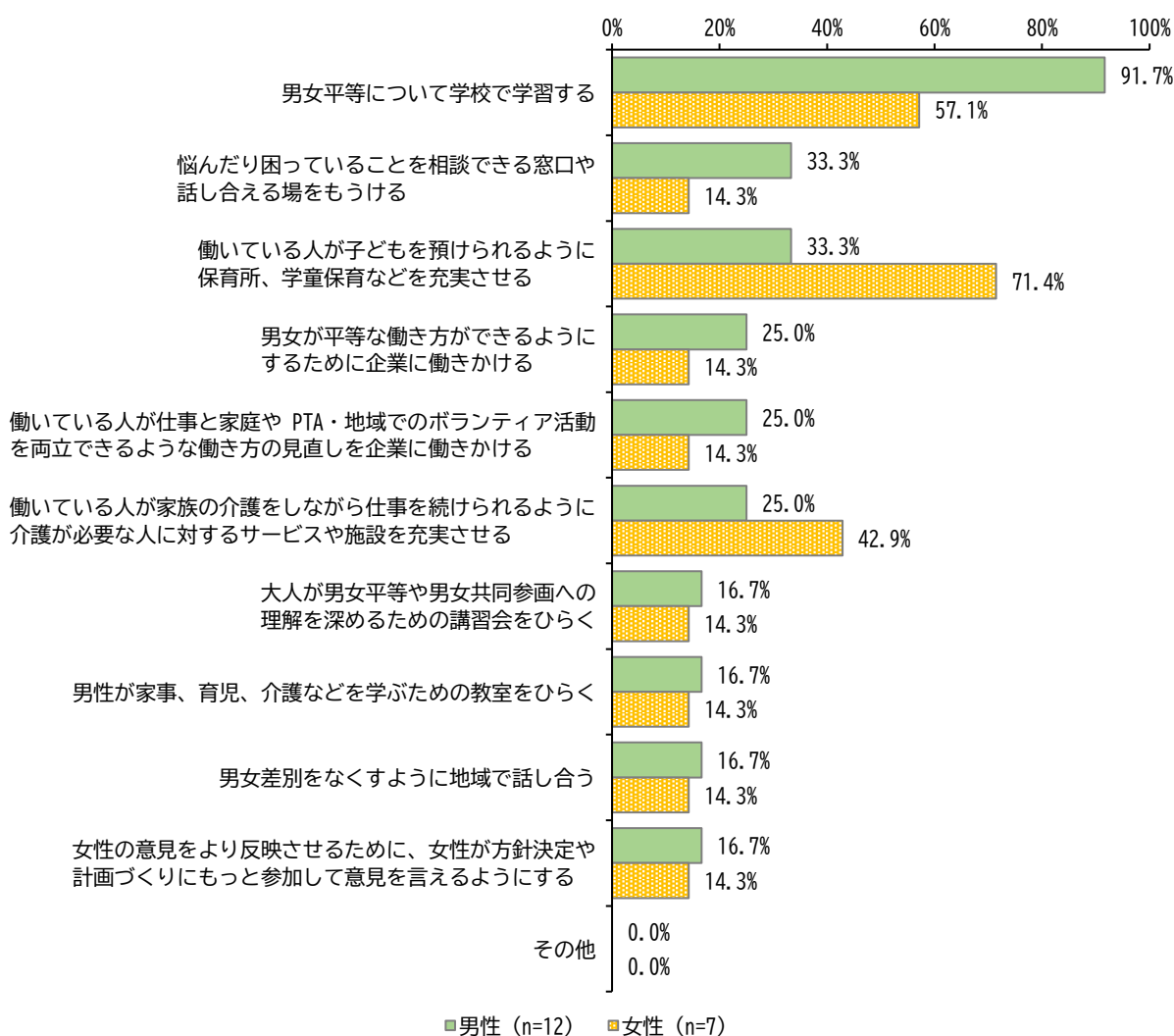


エ) 相良村が取り組むべきこと

男女共同参画社会の実現のために相良村が取り組むべきこととしては、男女ともに「男女平等について学校で学習する」、「働いている人が子どもを預けられるように保育所、学童保育などを充実させる」が上位となっています。

男女間で差がある項目についてみると、「男女平等について学校で学習する」、「悩んだり困っていることを相談できる窓口や話し合える場をもうける」について、男性が女性を約 20 ポイント上回っています。また、「働いている人が子どもを預けられるように保育所、学童保育などを充実させる」、「働いている人が家族の介護をしながら仕事を続けられるように介護が必要な人に対するサービスや施設を充実させる」については、女性が男性を 15 ポイント以上上回っています。

■男女共同参画社会の実現のために相良村が取り組むべきこと（男女別比較）



5. 計画の数値目標達成状況について

令和4年3月に策定した相良村男女共同参画計画(第2次)では、計画の数値目標を設定し、施策を推進してきました。村民意識調査結果や、現状値との比較を行い、進捗状況の把握を行いました。

項目	令和3年度 実績値	第2次計画 目標値	現状 (令和7年度)
男女共同参画が「実現している」と思う 村民の割合 (出典：アンケート調査結果)	34.0%	50.0%	46.0%
「相良村全体」で男女の地位が 「平等になっている」と思う村民の割合 (出典：アンケート調査結果)	33.6%	50.0%	28.7%
女性公務員の課長職相当の登用割合 (出典：相良村特定事業主行動計画の設定目標)	22.2%	32.0%	22.2%
委員会等の女性委員の登用割合	17.4%	30.0%	30.4%
審議会等の女性委員の登用割合	13.6%	20.0%	10.4%
自治会長における女性の登用人数	1人	3人	1人
家族経営協定締結農家戸数	22戸	30戸	23戸

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

本計画は、男女の人権を尊重し豊かで活力ある社会を実現することの重要性を踏まえ、男女共同参画社会の形成に関する施策を定め、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するものです。

このことから、計画の基本理念を、国の男女共同参画社会形成に関する根幹である男女共同参画社会基本法に沿って以下のとおり定めます。

基本理念1 男女の人権の尊重

男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

基本理念2 社会における制度又は慣行についての配慮

男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

基本理念3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

基本理念4 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

基本理念5 国際的協調

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

2. 計画の基本目標

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法において、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

この男女共同参画社会の実現は、お互いに権利を尊重しあい、性別に関わりなく、個人の意思によってさまざまな場に参加し個性と能力を発揮することで、誰もが自分らしく生きることができる社会を意味します。

本村においては、これまで相良村男女共同参画社会推進懇話会を中心に男女共同参画を推進してきました。しかし、近年、人口減少社会や少子高齢化等により、家族のあり方や、人の価値観やライフスタイルが多様化していることに加え、大規模災害の発生や世界規模の感染症が流行するなど私たちを取り巻く社会や地域の状況も大きく変化してきています。また、相良村内では、男女共同参画に関する周知・啓発や、家庭や地域で男女が協力し合う意識づくり、地域の中に残る固定的な役割意識やそれに基づく慣習・しきたりをより望ましい方向へ向けるためのさらなる取組などが求められています。これらの状況を踏まえ、現状に即した施策を総合的に推進することで、男女共同参画社会の実現を目指す必要があります。

この度、相良村男女共同参画計画（第3次）を策定するにあたり、「一人ひとりが尊重され、自分らしく生きられるむら」を計画の基本目標としました。この基本目標の下に、男女共同参画に関する取組を推進し、すべての人がお互いに思いやる心を持ち相手を尊重することで、住民の誰もが自分の希望する場で自分らしく活躍でき、いきいきと暮らせるむらづくりを推進します。

一人ひとりが尊重され、
自分らしく生きられるむら

3. 計画の重点目標

重点目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画について学び、人権を尊重する意識を持つことが重要となります。男女共同参画についての正しい理解を促進するための周知・啓発や、男女共同参画教育を推進し、男女共同参画に対する認識を深め、すべての人の人格と権利を尊重する意識の向上を図ります。

重点目標2 男女が共に参画する社会づくり

施策・方針決定過程への女性の参画の推進、家庭への男性の参加促進、地域での男女共同参画の推進など、様々な場面での男女共同参画を推進し、男女が共にあらゆる分野に参画し活躍する社会づくりに努めます。

重点目標3 健康で安心して暮らせるむらづくり

誰もがその個性と意思のもとに能力を発揮し活躍するためには、心身共に健康であることと安定した生活を送ることが前提となります。

生涯を通じた心と体の健康づくりを推進するとともに、妊娠や出産といった性別特有の健康上の問題があることを踏まえ、性別や年齢を超えた幅広い支援の充実に努めます。

様々な事情や課題を抱えた人も含めすべての人が安心して暮らせるように、生活環境の整備を図ります。

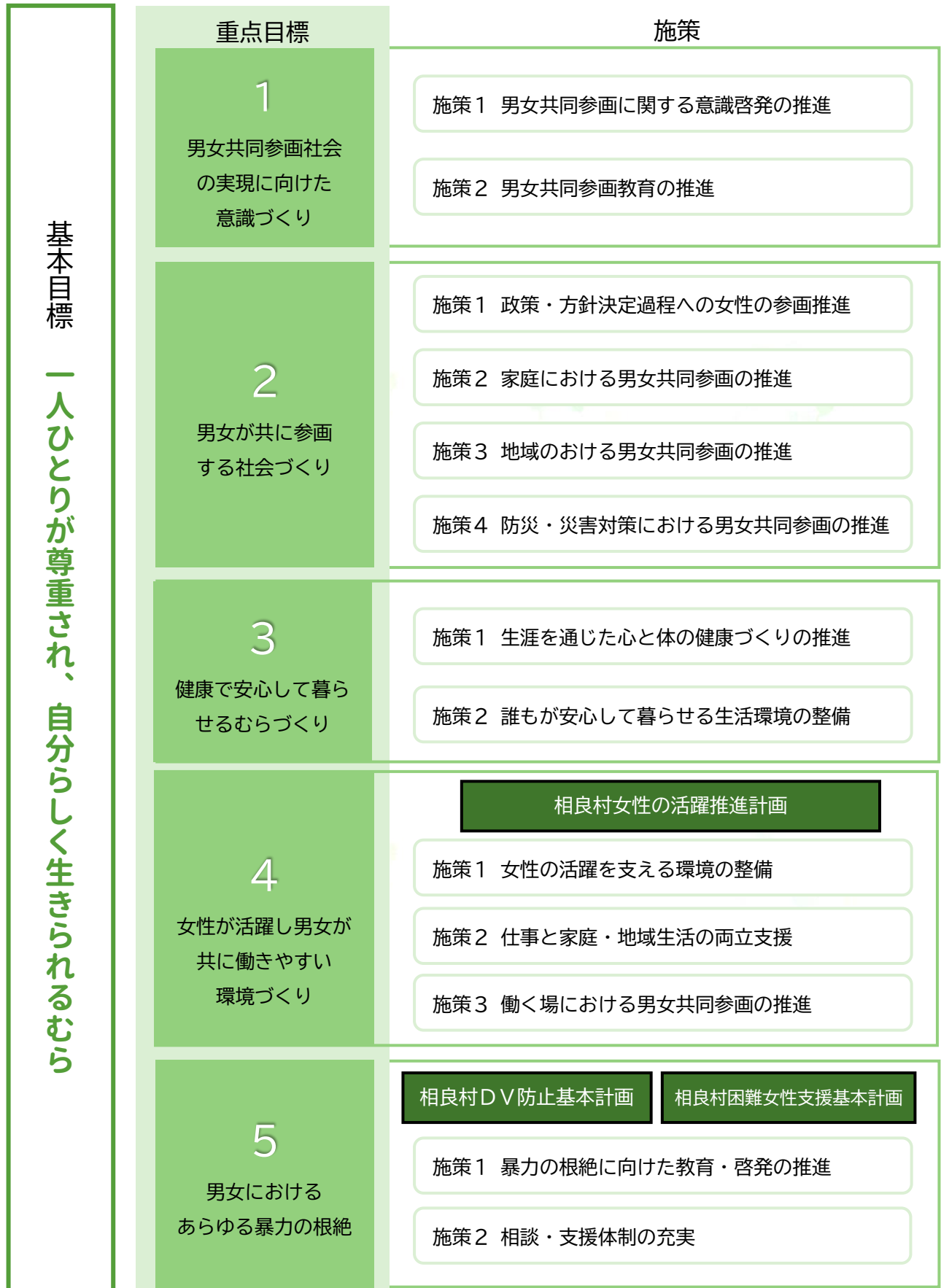
重点目標4 女性が活躍し男女が共に働きやすい環境づくり

活力ある社会の構築のためには、男女が共に仕事と生活が調和し、自分に合った働き方ができる環境づくりが重要となります。女性の活躍を支える環境の整備、仕事と家庭・地域生活の両立支援、働く場における男女共同参画など、誰もが働きやすい環境づくりを推進します。

重点目標5 男女におけるあらゆる暴力の根絶

男女の人権の尊重は男女共同参画の基本的事項であり、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）をはじめとする暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現していく上で達成すべき重要な課題となります。暴力の未然防止や早期発見のための教育・啓発の推進や発生時の相談・支援体制の充実に努め、あらゆる暴力の根絶を目指します。

4. 施策の体系



第4章 具体的な取組

重点目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれず、一人ひとりが互いを尊重する意識づくりが重要であり、そのためには男女共同参画や人権に関する継続的な周知・啓発や、研修・学習等の推進が不可欠となります。

令和7年10月に実施した「男女共同参画に関する村民意識調査結果（以下「村民意識調査」という。）」では、各分野での男女の地位の平等感（P.24 参照）について、政治、社会通念やしきたり、地域活動、社会全体の分野で、男性が優遇されていると感じる人が多いことや、村が力を入れるべき施策（P.43 参照）として、学校、地域社会、家庭における男女平等を推進する教育・学習の充実が上位に挙げられていることから、男女平等・男女共同参画に関する周知・啓発や教育の推進が求められます。

学校教育については、「男女共同参画に関する中学生意識調査結果（以下「中学生意識調査」という。）」で、中学生の男女共同参画に関する用語の認知度（P.48 参照）について、多くの項目で認知度が5割以下となっていることや、村民意識調査で、学校教育で必要な取組（P.42 参照）として「男女平等の意識を育てる授業の実施」や、「生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を活かせるように配慮すること」が挙げられていることから、男女共同参画に関する教育や性別にとらわれないキャリア教育の推進が求められます。

また、性のあり方は多様であり、出生時に判定された身体の性に加えて、自分の性をどのように認識しているか（ジェンダーアイデンティティ）や、どの性に対して恋愛・性愛感情を持つのか、又は持たないのか（性的指向）などの考え方についても周知・啓発を進め、正しい理解とすべての人を尊重する意識づくりが求められます。

施策1 男女共同参画に関する意識啓発の推進

【施策の基本方針】

男女共同参画や人権の尊重等に関する理解促進と意識の向上を目指し、周知・啓発や広報活動を積極的に展開します。

【具体的な施策】

男女共同参画に関する広報・啓発

- 広報「さがら」や村のホームページ、ポスター、リーフレットなどによる周知・広報に努め、男女共同参画に関する啓発を推進します。
- 村民に対する情報発信の際には、男女共同参画の視点に立った広報を行います。

■ 関連部署：企画商工課 教育委員会

様々な機会を通じた意識啓発

- 地域の会合や研修会・講演会、生涯学習など様々な機会を通じて人権の尊重と男女共同参画に関する意識啓発を行います。
- 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための周知・啓発を図ります。

■ 関連部署：企画商工課

男女共同参画に関する図書・資料の収集・提供

- 男女共同参画や人権の確立に関する教育・学習の推進のために、男女共同参画に関する図書や資料等を広く収集し、村民に提供します。

■ 関連部署：企画商工課

村職員への男女共同参画に関する研修等の実施

- 男女共同参画についての理解を深め、各施策や業務に男女共同参画の視点を導入できるように研修を行います。
- 窓口対応や相談支援を行う職員が、男女共同参画の視点で適切な対応ができるように、情報提供等を行います。

■ 関連部署：企画商工課

施策2 男女共同参画教育の推進

【施策の基本方針】

人権教育や学校向けの取組など、男女共同参画教育を推進します。

【具体的な施策】

学校における男女共同参画教育の実施

- 次代を担う子どもたちが男女共同参画について正しく理解し、意識を育むことができるよう、男女共同参画に関する教育を推進します。

■関連部署：教育委員会

教職員等に対する男女共同参画研修等の推進

- 男女共同参画の視点に立った教育を推進するため、教職員に対し、男女共同参画に関する研修等への参加を促進します。
- 保育士等に対し、熊本県等が実施する保育士を対象とする研修等についての周知を行います。

■関連部署：教育委員会 保健福祉課

人権教育・学習の推進

- 男女がお互いの人権を尊重する意識を持つように、様々な機会を通じた人権に関する情報提供や人権教育の充実を図ります。

■関連部署：企画商工課 保健福祉課 教育委員会

キャリア教育の推進

- 小中学校において、固定的性別役割分担意識にとらわれず、主体的な進路や職業を選択できる能力・態度を身につけることができるようなキャリア教育を推進します。

■関連部署：教育委員会

地域における男女共同参画に関する教育

- 男女がお互いの人権を尊重し、互いを理解し助け合うような人間形成を図るための研修機会として、自治会や小中学校等における保護者会等において家庭教育学習の実施や男女共同参画に関する情報提供を図ります。

■関連部署：教育委員会 保健福祉課

重点目標2 男女が共に参画する社会づくり

現状と課題

多様な価値観・様々な視点が確保され、すべての人が尊重される社会の実現のためには、あらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女がともに参画し、女性の活躍が進むことが不可欠です。

しかし、村民意識調査結果をみると、分野ごとの男女の地位の平等感（P.24 参照）について、「相良村全体」や「政治」、「社会通念」、「地域活動」、「社会全体」の分野において男性が優遇されていると感じる人が多いのが現状です。

本役場では、女性の管理職の登用率等の目標を定め、登用を推進、達成しています。しかし、統計データ（P.17 参照）から、審議会等の女性委員の割合は県内平均を下回っていることや、村民意識調査結果から、自身が地域の役職に推薦された場合（P.32 参照）、断ると回答している女性が約4割存在していることから、地域の各種団体での男女共同参画の推進が課題となります。

また、断る理由（P.32 参照）として、役職につく知識や経験がないことを理由に挙げる女性が多いことから、女性が参加しやすく意見を言いやすい場づくりなどの取組が重要となります。

男性側から女性に断ることをすすめる理由（P.32 参照）として、「家族の協力が得られないから」、「家事・育児や介護に支障が出るから」という理由が上がっていることから、地域活動で中心となって活動するためには、家族が活動に理解を示し、家事や育児・介護について家族の一員として協力し合う意識を持つことが重要となります。家庭生活（P.24 参照）においては男女平等であると感じる人が多いものの、女性の就業率の上昇（P.12 参照）などから、家族が一層協力し、よりよい家庭づくりを目指すことが重要となります。

また、世帯ごとの働き方や生活スタイルが多様化していることから、それぞれの世帯にあった家庭生活のスタイルを見つけられるよう、各種制度や相談支援等の充実が求められます。

中学生意識調査結果から、男女が平等になるために重要なこと（P.50 参照）について、男性は「社会の仕組みや慣習を変えること」が、女性は「法律や制度の見直しや男性の家庭への参加促進」それぞれが重要であると考えており、社会や地域の男女共同参画の推進や、男性の家庭への参加促進が求められています。

また、近年、大規模災害が頻発しており、本村でも、防災対策のより一層の充実・強化が求められています。非常時は、避難所での過ごし方や必要な物資等、性別によるニーズの違いが顕在化しやすく、負担につながりやすいことから、男女共同参画の視点を反映した防災対策の充実が重要となります。

村民意識調査結果では、男女共同参画の視点から避難所に避難した際、改善すべき問題点（P.33 参照）として、間仕切りや授乳室、着替え室等のプライバシーを守る配慮や、育児・介護用品や生理用品の不足、トイレや入浴施設の男女別の配慮・設置場所の防犯面を懸念する声が多く、プライバシーの確保、要配慮者への対応、防犯対策が求められています。

施策1 政策・方針決定過程への女性の参画推進

【施策の基本方針】

政策・方針決定過程に男女が共に参画することは、より多様で多くの意見を反映させるために重要な事項となります。村が率先して審議会や管理職等への女性の登用・参画の後押しや、相良村特定事業主行動計画に基づく女性の活躍に向けた体制整備に取り組み、男女が共に方針決定に参画するむらづくりに努めます。

【具体的な施策】

村の審議会等における女性委員の積極的登用

- 村の政策・方針決定に関わる審議会等において、女性委員の登用を積極的に進めます。

■関連部署：関係各課

村の管理職等への女性登用

- 人材育成及び女性職員の職域拡大（配置の見直し）を積極的に進め、女性の管理職等への登用を推進します。

■関連部署：総務課

女性のエンパワーメントを目的とした研修の充実

- 女性職員の資質向上とキャリア形成底上げのための研修等を充実するとともに、希望する女性職員が研修に参加できる環境を整備します。

■関連部署：総務課

施策2 家庭における男女共同参画の推進

【施策の基本方針】

よりよい家庭づくりについて、男女が共に考え、行動することは、家庭における男女共同参画の第一歩です。男女が共に家事、育児、介護等に積極的に参加するように、広報等を通じて啓発を行います。

【具体的な施策】

男性の家事・育児・介護等への積極的な参加の促進

- 長時間労働の見直しや育児・介護休業の利用に関する周知・啓発を行い、男性の家庭参画を促進します。
- 両親学級への両親での参加を勧奨し、父親の育児等への積極的な参加を促進します。

■関連部署：企画商工課 保健福祉課

施策3 地域における男女共同参画の推進

【施策の基本方針】

地域活動における方針の立案及び決定への女性の参画や、地域活動での男女の協力を促進するため、地域における各種活動を支援するとともに、人材育成に努めます。

【具体的な施策】

様々な分野における企画立案・方針決定の場への女性の参画促進

- 地区会や地域づくりなど、地域のあらゆる分野における企画立案、方針決定に男女が共に参画できるように、女性の登用を積極的に推進します。

■関連部署：関係各課

地域活動に携わる人材の育成

- 女性の意見を取り入れ、反映することができるように、女性の参画拡大や地域のリーダーとなる人材の発掘・育成を推進します。

■関連部署：企画商工課

男女の共同参画の視点を生かした地域づくり

- 各種団体等への支援やネットワークづくり、地域コミュニティの活性化など男女が手を携えた各種活動を支援します。

■関連部署：関係各課

女性が主体となる場の活動支援

- 女性が主体となる団体の活動支援を行います。
- 女性だけのワークショップや会合など、女性が積極的に発言したり活動する機会を創出します。その際には、主体的に活動する経験が少ない女性でも気軽に参加できる小規模な場を設けるなど、より活動しやすい場となるよう配慮し、活動経験を重ねられるよう取り組みます。

■関連部署：関係各課

施策4 防災・災害対策における男女共同参画の推進

【施策の基本方針】

令和2年7月豪雨などの経験を踏まえて、本村では令和3年6月に「相良村地域防災計画」を策定しました。この計画に基づき、防災及び災害発生から応急対応、復旧・復興の各段階で、男女が災害から受ける影響の違いなど、男性と女性の両方の視点を反映した対策の充実を推進します。

また、防災対策の方針決定の場や地域の防災組織等への女性の積極的な参加を促進します。

【具体的な施策】

安心して避難できる避難所環境の整備

●授乳室、更衣室の必要性や女性用品の供給等、避難時の男女のニーズの違いを踏まえた設備や、ポスター掲示等による避難所における性暴力の発生防止など、男女が共に安心して過ごせる避難所のあり方の検討と、避難所環境の整備を行います。

■関連部署：総務課 関係各課

防災や復興に関する計画等での男女共同参画

●地域防災計画、復興計画、防災対策、避難所運営など、平常時の備え・初動段階・避難生活及び復旧・復興の各段階において男女双方の意見を反映し、災害対策における男女共同参画を推進します。

■関連部署：総務課

防災組織等への女性の参加促進と人材育成

●地域の防災力の向上を図るため、各地区の自主防災組織への女性の参加を促進します。
●地域防災の中心となって活躍する女性を増やすために、村内の自主防災組織に対して、地域防災リーダー資格取得支援によるリーダー育成や研修、講演会の開催など、人材の育成を推進します。

■関連部署：総務課

女性消防隊活動の推進

●女性の持つ能力を生かし、住民を対象とした防火・防災・応急手当等の指導及び啓発活動などの活動を促進します。
●活動周知や隊員が参加しやすい活動に配慮し、女性の入隊を推進します。

■関連部署：総務課

重点目標3 健康で安心して暮らせるむらづくり

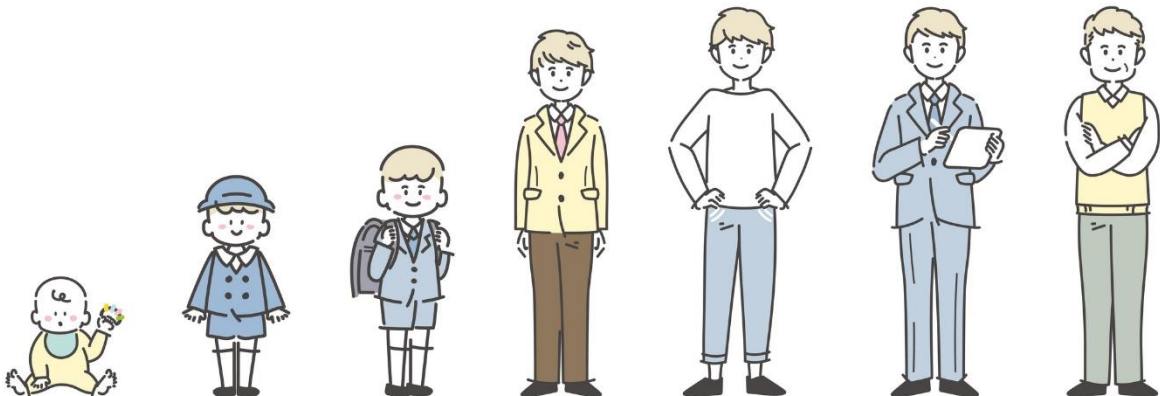
現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、生涯にわたって心身ともに健康で充実した生活を送ることは、誰もが個性と能力を発揮し活躍する男女共同参画社会の実現に必要な基本的な要件です。あらゆる人が健康な生活を送ることができるむらづくりのために、性別や年齢の違いを踏まえた多様な健康増進施策の推進と、安定・安心して暮らせる環境づくりが重要となります。

特に、女性の心身の状態は、年代や月経・妊娠・閉経等に伴うホルモンバランスの変化によって、男性とは異なる健康上の問題に直面する可能性があります。そのため、女性が、妊娠や出産を自分で選択する権利があるという、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」は、国際的に女性の重要な権利の一つとされており、本村においても、これまで以上に女性の健康を様々な面からケアするとともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する周知・啓発など、女性の健康施策を総合的・横断的に推進することが求められます。

また、女性は就労上男性よりも不利な立場にあり、経済的に困窮するリスクが高い状況にあります。全国的に、経済的な理由により生理用品を購入できないという「生理の貧困」や、高齢期の女性の貧困が社会問題となっていることから、生活困窮者に対する支援も重要な課題となります。

性的マイノリティであること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること等それぞれ抱える困難に加えて、女性であることによって更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることから、あらゆる人が安心して暮らせる環境の整備が重要です。



施策1 生涯を通じた心と体の健康づくりの推進

【施策の基本方針】

男女が生涯にわたって健康な生活を送る上で、性差や年齢によって異なる健康上の問題があることから、ライフステージや性差に応じた適切な健康の保持増進に努めます。

特に、女性は男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意し、支援の充実や、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」に関する周知を行い、理解を推進します。

【具体的な施策】

性差等を踏まえた健康の保持・増進

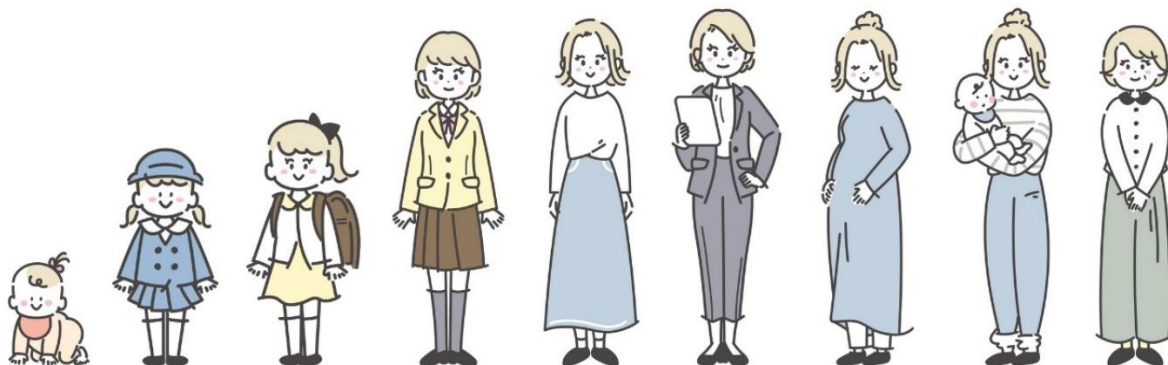
- 性差・年代に応じた健康教育、健康相談、各種健診（検査）、医療等の充実を図り、ヘルスリテラシーの向上、心身の健康の保持・増進に努めます。
- 女性の思春期、妊娠・出産期、高齢期等の各段階に応じた健康の保持・増進のための支援に努めます。
- 男性の肥満・喫煙・飲酒等の健康指数や、長時間労働等に対する健康づくり支援を行います。

■関連部署：保健福祉課

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての知識の普及

- 性と生殖に関する健康と権利に関する正しい知識を広く社会に普及するため、情報を提供し知識の普及を推進します。

■関連部署：保健福祉課



施策2 誰もが安心して暮らせる生活環境の整備

【施策の基本方針】

相談や支援等の充実に努め、複合的に困難な状況に置かれている人なども含めあらゆる人が家庭や地域で安心して暮らせる生活環境の整備を推進します。

【具体的な施策】

誰もが安心して暮らせる環境の整備

- 高齢者、障がい者、子どもや子育て家庭など、不利な状況に置かれやすい人への支援策や、様々なライフステージに合わせた相談支援を充実し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう取り組みます。

■関連部署：保健福祉課

就労の支援

- 経済的に困窮している人への支援として、ハローワーク等と連携し、就労支援制度や求人情報を提供します。
- ライフステージごとの就業ニーズに応じた職業訓練や就労相談を実施します。

■関連部署：関係各課

医療・介護保険サービス、障害福祉サービスの充実

- 高齢者や障がいのある人が安心して生活できるように、医療・介護保険サービス、障害福祉サービス等の充実を図ります。

■関連部署：保健福祉課

誰もが安全に利用できる施設の整備の推進

- 高齢者、障がい者、妊婦などあらゆる人が、自分の意思で自立して活動し、地域に積極的に参加できるように、公共空間でのバリアフリー、ユニバーサルデザインを推進します。

■関連部署：関係各課

重点目標4 女性が活躍し男女が共に働きやすい環境づくり

現状と課題

全国的に結婚後も仕事を続ける女性が増加し、女性が結婚や出産を機に離職し、育児が落ち着いた時期に再び就職するいわゆるM字カーブは解消されつつあります。しかし、その就業内容をみると、正規雇用労働者の比率が20代後半でピークを迎えた後、低下を続ける「L字カーブ」が新たな課題となっています。この原因は、一度は正規雇用で働くも、結婚、出産後に、育児等との両立のために非正規雇用を選択する女性が多く存在することだと考えられます。

非正規雇用は、勤務時間等の融通が利きやすく多様な働き方の中で重要な選択肢である一方で、長期的なキャリア形成や能力の発揮の阻害、正規雇用との待遇差があることから、女性の貧困や男女間格差の一因になっているという指摘もあります。

働き方が多様化する中で、各人がそれぞれの働き方を選択する際に、その能力を十分に発揮できるようにすることが重要であることから、多様な働き方をより安心して選択できる環境の整備が求められています。

本村では、国勢調査（P.12 参照）から、女性の就業率が高く、共働き世帯が一般化しています。就業上の地位（P.14 参照）については、本村は正規の職員・従業員で働く人の割合が、男女ともに国・熊本県と比較しても高く、特に女性は国と比べて9.8ポイント高くなっています。

しかし、性別で比較すると正規の職員・従業員で働く人の割合が、男性は82.5%であるのに対し女性は57.8%、派遣社員・パート・アルバイト等で男性が17.5%であるのに対し女性が42.2%と、男性よりも不安定な形態で就労している女性が多いことが伺えます。

働きやすい就業環境の整備や、女性が希望に応じて正規雇用を選択できるよう支援を行うことで、女性の活躍推進や男女が仕事と家庭・地域生活を両立できる環境づくりが重要です。

また、村内には農林水産業の従事者が多く、その働き方改革及び男女共同参画の推進のためには、働きやすい環境づくりや加工・販売など女性の活躍の場の創出など、現状に即した取組が重要となります。

この度、相良村男女共同参画計画（第3次）を策定するにあたり、この「重点目標4 女性が活躍し男女が共に働きやすい環境づくり」を女性活躍推進法に基づく市町村推進計画として位置付け、本村の就業環境やニーズを踏まえ、男女が共にその個性や能力を十分に発揮できる働きやすい環境づくりや、職業生活の負担軽減、家庭・地域生活支援など、ワーク・ライフ・バランスの促進のための取組を進めていきます。

施策1 女性の活躍を支える環境の整備

【施策の基本方針】

女性が、人生の各段階に応じて希望する働き方が選択・実現できるように、キャリア教育の推進や、女性が活躍しやすい環境の整備に努めます。

【具体的な施策】

多様な保育サービスの充実

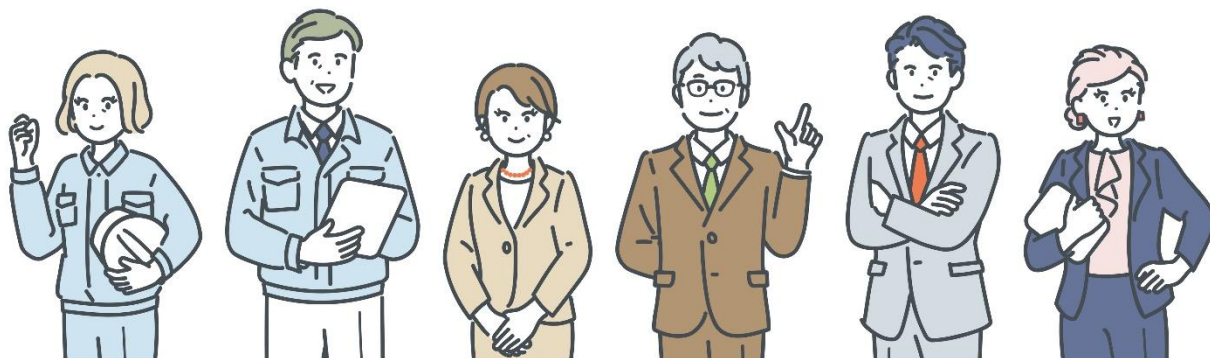
- 就労形態等の変化による多様な保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実と、子育て支援に関する情報提供を行います。

■関連部署：保健福祉課

キャリア教育の推進【再掲載】

- 固定的性別役割分担意識にとらわれず、主体的な進路や職業を選択できる能力・態度を身につけることができるようなキャリア教育を推進します。

■関連部署：教育委員会



施策2 仕事と家庭・地域生活の両立支援

【施策の基本方針】

一人ひとりが自分にあった働き方を選択でき、男女が共に働き続けるために、子育て支援及び介護サービスの充実等の施策を推進し、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組みます。

【具体的な施策】

仕事と家庭の両立に向けた広報・啓発

- 男女がともに人生のライフステージに応じた多様な働き方や生き方を選択できるよう、広報や様々な機会を通じ、ワーク・ライフ・バランスの普及、介護休業の利用促進、両立支援制度が利用しやすい職場環境づくりに向けた啓発を行います。

■関連部署：企画商工課 保健福祉課

男性の家事・育児・介護等への積極的な参加の促進【再掲載】

- 長時間労働の見直しや育児・介護休業の利用に関する周知・啓発を行い、男性の家庭参画を促進します。両親学級への両親での参加を勧奨し、父親の育児等への積極的な参加を促進します。

■関連部署：企画商工課 保健福祉課

長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進、両立支援に向けた意識啓発

- 長時間労働の是正や年次有給休暇取得促進等をはじめとする働き方改革を推進するため、事業所や経営者等への意識啓発を行い、ライフステージに応じて、男女がともに希望に応じて仕事と家庭生活を両立することを可能にするための取組を推進します。

■関連部署：企画商工課

両立支援に関する各種支援制度の情報提供

- 多様な働き方を選択できるように、仕事と育児・介護や地域生活の両立を支援する制度についての情報提供を行います。

■関連部署：企画商工課 保健福祉課

施策3 働く場における男女共同参画の推進

【施策の基本方針】

働き方改革関連施策など、村内の労働環境の改善に向けた取組を行います。また、女性の新たな活躍の場の創出に努め、女性が活躍する機会の確保と、村産業の活性化を図ります。

また、本村の主要な産業である農林水産業においても、就労環境の改善を促進し、多くの人々が活躍できる農林水産業の構築を図ります。

【具体的な施策】

雇用における男女の平均的な機会・待遇の確保に向けた広報・啓発

- 男女が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる就業環境の確保に向けて、広報や様々な機会を通じた男女雇用機会均等法の周知や、継続して働ける就業条件・環境の整備、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止など、事業所や住民への周知・啓発を行います。

■関連部署：企画商工課

農業分野における男女共同参画の推進

- 農業分野において、労働時間や報酬などの就業条件や出産・育児休業に関する項目等を定めた家族経営協定の締結を促進し、働きやすい就業環境の整備を推進します。
- 農家経営に関する話し合いへの農家世帯員全員の参加等を促進し、男女がともに経営に携わる農家への転換を推進します。

■関連部署：農林振興課 企画商工課

女性の新たな活躍の場の創出

- 加工の場における人材育成や女性による特産品開発など、女性が積極的に活動する機会をつくり、新たな活躍の場の創出につなげます。

■関連部署：農林振興課 企画商工課

重点目標5 男女におけるあらゆる暴力の根絶

現状と課題

配偶者等や恋人など親密な関係にある者、またはかつてそうした関係にあった者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス以下「DV」）は、長い間、家庭内の問題、当事者の問題と見られてきました。しかし、これらの形態は幅広く、殴ったり蹴ったりするなど、直接物理的に力行使する身体的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要したり避妊に協力しないなどの性的暴力、大声でどなったり、実家や友人との交流を制限したり、生活費を渡さなかったり、何を言っても無視するなどの精神的暴力などがあげられます。また、複合的に暴力被害が起こることもあります。

これらの行為は当事者間だけでの解決は難しく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識、暴力を容認する風潮など、社会的な問題が潜んでいます。

このことから、男女共同参画を推進し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、DVを社会的な問題ととらえ、DVの防止と被害者の保護・支援に取り組むことが必要です。

本村では、平成18年10月に「相良村要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会」を設置し、平成24年2月の相良村男女共同参画計画の策定時に、「相良村DV防止対策計画」についても一体的に策定を行い、DV防止に向けた取組を推進しており、村外との連携体制を構築しています。

村民意識調査結果から、DVになりうる様々な行為（P.37参照）について、それがDVになりうると認識している人の割合は、すべての行為で熊本県よりも低くなっています。また、DVの被害経験（P.40参照）について、被害経験がある人の割合を熊本県と比較すると、3.1ポイント低くなっています。しかし、DVとなりうる行為に対する認識が低いこととあわせて、DV被害者の側もその行為がDVであると認識していない可能性があることから、こういった行為がDVとなりうるのかについての周知・啓発も求められます。

DVに関する相談機関（P.38参照）について、こういった相談機関があるのか1つも知らない人が13.5%存在していることや、悩みを相談できる窓口に配慮してほしいこと（P.39参照）について、男女ともに「いつでも、匿名で相談できること」や、「相談が無料でできること」も重視しており、精神的、経済的な面でも安心して相談できる窓口づくりやその周知が求められます。

本村におけるDVや多様化・複合化した課題に対応するため、「重点目標5 男女におけるあらゆる暴力の根絶」を、DV防止法に基づく「市町村DV基本計画」及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）に基づく「市町村基本計画」として位置づけ、DV根絶に向けた施策、困難を抱えた女性への相談支援体制施策を総合的に推進し、暴力の根絶と一人ひとりの人権が尊重される村づくりを目指します。

施策1 暴力の根絶に向けた教育・啓発の推進

【施策の基本方針】

パートナー間における暴力は、人権を踏みにじるものであり決して許されるものではなく、社会的な問題であるという認識を広く浸透させるための周知啓発に努め、暴力を容認する風潮の根絶を推進します。

【具体的な施策】

暴力の根絶に向けた意識啓発

- 広報や様々な機会を通じ、DV、性犯罪、人身取引、セクシャル・ハラスメントなどの女性の人権を著しく侵害する暴力根絶に向けた啓発を行います。
- どういったケースがDVにあたるかなど配偶者等からの暴力についての正しい情報や、支援策・相談窓口等に関する周知を行い、認識がないまま暴力の被害者・加害者となることを防ぎます。

■ 関連部署：保健福祉課 企画商工課

「人権週間」の周知

- 広報「さがら」などを活用して、毎年12月4日～12月10日の「人権週間」の周知を行います。

■ 関連部署：保健福祉課

学校等での年齢に応じたDV等の未然防止のための啓発と教育の実施

- 学校等の教育の場で、DVやデートDVの防止に向けて、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持ち、男女の人権を尊重した対等な人間関係を築くことを学習する機会の提供を図ります。

■ 関連部署：教育委員会

地域における家庭への働きかけ

- 配偶者等からの暴力発生及び、潜在化を未然に防ぐため、地域社会から孤立しやすい家庭に対して、日常的な声かけや地域活動への参加の誘い等、孤立化を防ぐ働きかけを行います。

■関連部署：保健福祉課

施策2 相談・支援体制の充実

【施策の基本方針】

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることから、被害者の早期発見、早期対応につなげるために、相談窓口の充実と周知に努めるとともに、広域的な連携も含め被害者の保護と自立支援の体制を充実させ、複合的に困難な状況に置かれている人なども含めあらゆる人が家庭や地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

【具体的な施策】

相談窓口の周知・相談対応の充実

- 相談の必要がある人が適切に相談できるように、公的窓口の周知広報を行います。相談があった場合には、関係機関と連携し、適切かつ丁寧に対応します。
- 関係機関等が実施する研修への参加を促進し、相談対応職員的能力向上を図ります。

■関連部署：保健福祉課 総務課

早期発見のための取組の強化

- 関係機関と連携して、DVや虐待等の暴力被害者の早期発見、安全確保を図ります。
- 行政のみではDV等被害者の把握が困難であることから、関係機関との連携を強化し、事案の早期発見と緊急時の被害者の安全確保を行います。

■関連部署：保健福祉課

自立に向けた支援

- 自立に向けた支援として、経済的に困窮している被害者に対する生活保護等の援護制度の活用による支援や住居の確保が困難な被害者の公営住宅等への優先的な入居、ハローワークと連携した職業相談・指導、求人情報の提供など、被害者の状況とニーズに応じて各種支援を行います。

■関連部署：保健福祉課 関係各課

各機関における個人情報の適切な管理と守秘義務の徹底

- 被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され安全な生活が確保されるように、住民基本台帳の閲覧制限などDV被害者に関する情報管理を徹底します。
- DV被害者の情報保護システムを維持するとともに保護対象者に関する事務作業時の対応等の周知を行い、個人情報の適正な管理を行います。
- 医療機関など各関係機関における被害者の個人情報の保護や、教育委員会及び学校において転校先や居住地等の情報の保護を徹底します。

■関連部署：保健福祉課 教育委員会

関係機関・団体との連携等による支援体制整備

- 被害者の相談に総合的に対応するとともに、DVや困難な問題を抱える女性の早期発見と状況に応じた保護・自立支援等の措置を行うため、関係機関・団体等の連携強化を図ります。

■関連部署：保健福祉課

誰もが安心して暮らせる環境の整備【再掲載】

- 高齢者、障がい者、子どもや子育て家庭など、不利な状況に置かれやすい人への支援策や、様々なライフステージの合わせた相談支援を充実し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう取り組みます。

■関連部署：保健福祉課

第5章 計画の数値目標

本計画を実行性のあるものとするため、数値目標を設定し、進捗管理を行います。

項目	現状（令和7年度）	目標（令和12年度）
重点目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり		
男女共同参画が「実現している」と思う 村民の割合 (出典：アンケート調査結果)	46.0%	70.0%
相良村全体で男女の地位が 「平等になっている」と思う村民の割合 (出典：アンケート調査結果)	28.7%	50.0%
男女共同参画に係る研修会の実施回数	年0回	年2回
重点目標2 男女が共に参画する社会づくり		
女性公務員の課長職相当の登用割合 (出典：相良村特定事業主行動計画の設定目標)	22.2%	25.0%
委員会等の女性委員の登用割合	30.4%	50.0%
審議会等の女性委員の登用割合	10.4%	20.0%
自治会長における女性の登用人数	1人	3人
重点目標3 健康で安心して暮らせるむらづくり		
固定的性別役割分担意識に 同感しない村民の割合 (出典：アンケート調査結果)	77.7%	90.0%
重点目標4 女性が活躍し男女が共に働きやすい環境づくり【女性活躍】		
家族経営協定締結農家戸数	23戸	30戸
重点目標5 男女におけるあらゆる暴力の根絶【DV防止】【困難】		
DVに関する相談機関を「1つも知らない」と 答えた人の割合 (出典：アンケート調査結果)	13.5%	5.0%

第6章 計画の推進体制

1. 推進体制

(1) 庁舎内の体制

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策は広範多岐にわたっているととも、職員自身の意識向上も求められます。

計画の推進にあたっては、本計画の施策は幅広い分野にまたがっていることから、関係各課の連携を密にし、全庁的に本計画の推進に取り組みます。

また、役場のすべての職員が男女共同参画社会についての理解を深め、その実現を目指すという共通認識を持ち率先して行動できるように、意識啓発や情報共有に積極的に取り組みます。

(2) 村内の推進体制

本計画の推進と男女共同参画社会の実現のためには、村行政が直接取り組む施策だけではなく、村民が男女共同参画の意義を深く理解し、住民、学校等、関係団体・機関、事業所等がそれぞれの立場で主体的な取組を展開することが必要となります。そのため、相良村男女共同参画社会推進懇話会をはじめとする村内の各種団体等と連携・協働し、村内のあらゆる場面での男女共同参画の推進に取り組みます。

2. 計画の進捗管理

本計画を実効性のあるものとするため、計画の進捗に関して施策の達成状況を毎年調査・点検し、相良村男女共同参画社会推進懇話会にて報告を行います。

また、計画の最終年度である令和12年度には、社会情勢の変化等を踏まえ必要な見直しを行い、相良村における男女共同参画のさらなる推進を図ります。

資料編

1. 用語解説

あ行	
アンコンシャス・バイアス (無意識の思い込み)	自分自身が気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」。自分自身では認識しづらく、ゆがみや偏りがあると認識していないため、「無意識の偏見、思い込み」と呼ばれる。
M字カーブ	女性の労働力率が、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くこと。
L字カーブ	女性の年齢階級別正規雇用比率が25～29歳をピークに低下し、30代、40代などは、非正規雇用が中心となる状況、いわゆるL字カーブを描くこと。
SDGs (持続可能な開発目標)	SDGs:Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを掲げている。
エンパワーメント	個人としても、社会集団としても意思決定過程に参画し、自立的な力を身につけて発揮すること。
か行	
家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。
合計特殊出生率	ある年次の年齢別出生率にしたがって子どもを産むと仮定した場合に、1人の女性が生涯平均何人の子どもの産むかを示したもので、15～49歳までの女性の年齢各歳の出生率を合計したもの。
固定的性別役割分担意識	一般的に「男は仕事、女は家庭」というように、男女ははじめからその役割が異なり、生き方があらかじめ決まっているという考え方や、それに沿った役割を期待することをいう。
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (男女雇用機会均等法)	1979年の国際連合の女子差別撤廃条約採択をうけて、雇用における男女平等の実現をはかるために、1985年に制定された。労働者の募集、採用および配置、昇進につき男女の均等な取り扱いを事業主の努力義務とし、教育訓練、福利厚生および定年、退職、解雇についての女子差別禁止、雇用における男女差別禁止とセクシュアル・ハラスメント防止の事業所義務化、妊娠、出産などを理由にした不利益な取り扱いの禁止、男性に対する差別禁止などが盛り込まれている。
さ行	
ジェンダー	人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や習慣の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。ジェンダーはそれ自体に良い、悪いといった価値を含むものではない。

ジェンダーアイデンティティ (性自認)	自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識のこと。例えば「私は女性である」「私は男性である」などの、自分の属する性別についてある程度一貫性を持った認識のこと。
女性活躍推進法 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)	平成 27 年に制定された、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、求職者に資する情報公表を行うことが事業主(国や地方公共団体、民間企業等)に義務付けられた法律。
女性支援新法 (困難を抱える女性への支援に関する法律)	「女性の福祉」や「人権の尊重・擁護」を目的に、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現を目指して、令和 4 年 5 月に制定された法律。
性的指向	恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向。例えば「男性が好き」「女性が好き」「男性と女性の両方が好き」「男性と女性の両方が好きではない」などのこと。
性的マイノリティ (性的少数者)	「性的少数者」のこと。レズビアン(同性を好きになる女性)、ゲイ(同性を好きになる男性)、バイセクシュアル(両性を好きになる人)、トランスジェンダー(生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人)、またそれらに該当しないものを指す。
セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目にふれる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれる。特に、雇用の場においては、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされている。
た行	
男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野での活動に参加する機会が確保された社会をいう。この社会では、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができるとともに、男女が共に責任を担うとされている。平成 11 年(1999 年)6 月には男女共同参画の推進を法律面で明確化した男女共同参画社会基本法が制定された。
男女共同参画社会基本法	「男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律」で、平成 11 年に公布・施行された。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。
デートDV	DVのうち、恋人同士の間で起こる暴力を指す。殴る、蹴るの暴力だけでなく、どなる、おどす、交友関係を細かくチェックし行動を制限するなど、相手を自分の思いどおりに支配しようとする行為もデートDVに含まれる。
DV (ドメスティック・バイオレンス)	夫婦や恋人、好意を寄せた相手など、親密な関係にある人(または元の夫婦や恋人)からの虐待。脅迫、侮辱、非難、抑圧、殴るなどさまざまな方法で自由を奪われ、人間としての尊厳を否定され、支配されること。

DV防止法 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とするもので、平成25年に一部改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなっている。
は行	
バリアフリー	人々の移動時に障壁となっているバリアをなくす(フリーにする)こと。障害のある人をとりまく物理的、制度的、文化・情報面、意識上のバリアを取り除くこと。
パワー・ハラスメント	職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されるもの
ヘルスリテラシー	健康に関する情報を集め、それを正しく理解し、自分に合うかどうかを判断し、実際の生活で活かす力のこと。日常の健康づくりや病気の予防に役立ち、生涯を通じて生活の質を高めるために必要な力を指す。
ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものである。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。
ま行	
マタニティ・ハラスメント	働く女性が妊娠・出産に関連し職場において受ける精神的・肉体的いやがらせのこと。妊娠中や産休後に会社で受ける「心無い言葉・行動」「解雇や契約打ち切り、自主退職への誘導」が主な行為である。
や行	
ユニバーサルデザイン	可能な限りすべての人を対象として想定し、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」デザインすること。
ら行	
ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康・権利)	平成6年(1994年)の国連の国際人口・開発会議において掲げられた概念であり、女性の人権の重要なひとつとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルスとは、生涯を通じて身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指し、リプロダクティブ・ライツは女性自らの意思で子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定することが可能な権利のことを指す。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

2. 相良村男女共同参画社会推進懇話会設置要綱

平成 19 年 9 月 1 日

告示第 27 号

(設置)

第 1 条 相良村における男女共同参画社会の推進に関し、村民の意見及び要望を聴くため、相良村男女共同参画社会推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇話会は次に掲げる事項を協議し、意見及び要望を村長に報告する。

- (1) 男女共同参画社会に係わる調査研究に関すること。
- (2) 男女共同参画社会に係わる施策の推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に必要な事項

(組織)

第 3 条 懇話会は、村長が委嘱する委員 10 名以内をもって組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の 4 未満としないものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体から選出された者
- (3) その他、村長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会長は必要があると認めるときは、懇話会の会議に関係者の出席を求め、又は専門家を招き、意見を聞くことができる。

(庶務)

第 7 条 懇話会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、懇話会の最初の会議は、村長が招集し、会長が選出されるまでの間、その議長となる。

3 この要綱の施行の日以降、最初に第 3 条第 2 項の規定により委嘱される委員の任期は第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、委嘱された日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

附則(令和 6 年告示第 46 号)

この告示は、令和 6 年 12 月 1 日から施行し、令和 6 年 7 月 1 日から適用する。

3. 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

改正

平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号

同 11 年 12 月 22 日同第 160 号

前文

第一章総則（第一条—第十二条）

第二章男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが、国際社会における取り組みとも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取り組みと密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体を実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （令和七年六月二七日法律第八〇号）

（施行期日）

- 1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。
ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

- 2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

4. 熊本県男女共同参画推進条例

(平成13年12月20日公布、熊本県条例第59号)

前文

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化など社会経済情勢が急速に変化するなかであって、県民一人一人が人として尊重される真に豊かで活力のある地域を実現するために重要な課題である。

本県においては、男女共同参画社会の実現に向け様々な取組が進められてきたが、性別による固定的な役割分担意識や男女の生き方の自由な選択に影響を及ぼす慣行が依然として存在するなど多くの課題が残されており、社会のあらゆる分野において男女共同参画をさらに進めていくことが求められている。

男女共同参画社会の実現が、本県の将来を決定する重要な課題であることを深く自覚し、県、県民、事業者及び市町村が連携協力しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則（第一条～第十四条）

（目的）

第一条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者（県内において事業活動を行うすべてのものをいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱い（明確な差別的意図がなくとも、差別を容認したと認められる取扱いを含む。）を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的な協調の下に行われなければならない。

(県、県民、事業者及び市町村の協働)

第八条 男女共同参画社会の形成は、県、県民、事業者及び市町村の主体的な取組及び相互の連携協力により促進されることを旨として、これらの者の協働の下に行われなければならない。

(県の責務)

第九条 県は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2. 県は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(県民の責務)

第十条 県民は、基本理念のっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

(事業者の責務)

第十一条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念のっとり、自ら男女共同参画社会の形成に努め、男女が対等に事業活動に参画できる機会を確保し、及び職業生活における活動と他の活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めなければならない。

(市町村との連携)

第十二条 県は、市町村の男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2. 県は、市町村に対し、県が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策への協力を求めることができる。

(男女共同参画社会の形成を阻害する行為の禁止)

第十三条 何人も、男女共同参画社会の形成を阻害する次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 職場、学校、地域、家庭等のあらゆる場における性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為
- 二 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対し身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為

(公衆に表示する情報における表現への配慮)

第十四条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進（第十五条～第二十四条）

(男女共同参画計画の策定等)

第十五条 知事は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2.男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3.知事は、男女共同参画計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4.知事は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5.前二項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第十六条 県は、広報活動を通じて基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2.県は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。

(職業生活と家庭生活等との両立の促進)

第十七条 県は、男女が共に職業生活と家庭生活等とを両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。

(農山漁村における男女共同参画社会の形成の促進)

第十八条 県は、農山漁村において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、農林水産業経営及びこれに関連する活動又は地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(県の附属機関の委員の選任における配慮等)

第十九条 知事その他の県の執行機関は、その管理に属する附属機関等を組織する委員その他の構成員の選任に当たっては、できる限り男女の数の均衡を図るものとする。

2.知事その他の県の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

(調査研究)

第二十条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第二十一条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の設置)

第二十二条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施し、並びに県民及び男女共同参画社会の形成を推進する団体が行う男女共同参画社会の形成に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

(苦情の処理等)

第二十三条 県民又は事業者は、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情があるときは、知事に申し出ることができる。

2. 県民又は県内に在勤若しくは在学する者は、第十三条に掲げる行為その他の男女共同参画社会の形成を阻害する行為を受けたときは、知事に相談を申し出ることができる。
3. 知事は、第一項に規定する苦情の申出について、迅速かつ適切に処理するための体制を整備するとともに、その処理のため必要があると認めるときは、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。
4. 知事は、第二項に規定する相談の申出について、迅速かつ適切に処理するため相談員の設置等必要な体制を整備するとともに、必要に応じ関係機関と連携してその処理に努めるものとする。

(年次報告)

第二十四条 知事は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第三章 熊本県男女共同参画審議会（第二十五条～第二十七条）

(審議会の設置)

第二十五条 知事の附属機関として、熊本県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2. 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - 一 男女共同参画計画の策定に関する事項
 - 二 第二十三条第一項の苦情の処理に関する事項
 - 三 県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の評価に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関する重要事項
3. 審議会は、前項各号に掲げる事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第二十六条 審議会は、委員十人以内で組織し、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の十分の四未満であってはならない。

2. 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。
3. 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 委員は、再任されることができる。

(専門部会)

第二十七条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

第四章 雑則（第二十八条）

（雑則）

第二十八条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

（附則）

- 1.この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2.男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十四条第一項の規定により定められた男女共同参画計画は、第十五条の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

5. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）

平成十三年法律第三十一号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条―第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して

知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
- 十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。
- 十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
- 一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられ

る電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申

立ての時ににおける事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
 - 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

- 第十四条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又

は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条 第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条 第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた

第百三十三 条の三第一 項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一 条第二項及 び第二百三 十一条の二 第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条 第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条 第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条 第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条 の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条 の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条 第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五 条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十 一条の三第 二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十 一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部

分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定
平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年五月二五日法律第五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 （令和五年五月一九日法律第三〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（保護命令事件に係る経過措置）

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日
- 二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第八十三条の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和七年一二月一〇日法律第八四号)

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

6. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年九月四日法律第六十四号
最終改正令和四年十月一日法律第十二号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総 則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の

職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規

定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者第三十八条法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同條に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三條 前條第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中雇用保険法第六十四條の次に一條を加える改正規定及び附則第三十五條の規定公布の日
二及び三 略

四 第二條中雇用保険法第十條の四第二項、第五十八條第一項、第六十條の二第四項、第七十六條第二項及び第七十九條の二並びに附則第十一條の二第一項の改正規定並びに同條第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四條の規定並びに第七條中育児・介護休業法第五十三條第五項及び第六項並びに第六十四條の改正規定並びに附則第五條から第八條まで及び第十條の規定、附則第十三條中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十條第十項第五号の改正規定、附則第十四條第二項及び第十七條の規定、附則第十八條（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九條中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八條第三項の改正規定（「第四條第八項」を「第四條第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十條中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十條第一項の表第四條第八項の項、第三十二條の十一から第三十二條の十五まで、第三十二條の十六第一項及び第五十一條の項及び第四十八條の三及び第四十八條の四第一項の項の改正規定、附則第二十一條、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四條 この法律（附則第一條第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

- 第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定公布の日
 - 二 第二条の規定公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

- 第五条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

- 第六条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

- 第七条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年三月三十一日法律第一二号） 抄

（施行期日）

- 第一条** この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定公布の日
 - 二 略
 - 三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定令和四年十月一日

（政令への委任）

- 第二十八条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第五百九条の規定公布の日

附 則 (令和七年六月一日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条に一項を加える改正規定及び同法第三十八条第一項の改正規定(「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める部分に限る。)、第三条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第二項(見出しを含む。)の改正規定(「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める部分に限る。)並びに第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第七条、第八条の二及び第十六条の規定公布の日
- 二 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第四条の規定(同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の改正規定を除く。)並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十七条の四の改正規定(「昭和四十一年法律第三百二十二号」の下に「第二十七条の三第一項、」を加える部分に限る。) 令和八年四月一日

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条の二 政府は、特定受託事業者(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和五年法律第二十五号)第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。)が受けた業務委託(同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。)に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者(同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。)が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

7. 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）

令和四年法律第五十二号

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条—第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必

要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村

の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三百十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二條第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行

うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する

仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一五日法律第六六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

8. 相良村男女共同参画社会推進懇話会委員名簿

番号	氏名	役職等	備考
1	土肥 洋	相良村森林組合職員	会長
2	山田 成代	教育委員	副会長
3	堀川 匠太	相良村商工会長	
4	犬童 みずほ	民生委員児童委員	
5	川邊 美津子	相良村農業委員	
6	一ノ瀬 隆乃介	相良村青年団長	

任期：令和8年1月27日から令和10年1月26日

相良村男女共同参画計画（第3次）

令和8年3月

発行：相良村役場 企画商工課

〒868-8501

熊本県球磨郡相良村深水2500-1
